



雲南市

生命と神話が息づく 新しい日本のふるさとづくり

第4次雲南市教育基本計画

雲南市教育委員会

教育基本計画の策定にあたって

「ふるさとを愛し、心豊かでたくましく、未来を切り拓く、雲南市の人づくり」を教育基本目標とし、平成17年5月、雲南市教育委員会は、「雲南市教育基本計画（第1次）」を策定し、平成22年度の第2次計画、更には平成27年度の第3次計画と改訂を重ね早15年を迎えました。

この間、国においては制定から約60年を経て、教育基本法の改正が行われ、改正教育基本法では、「家庭教育」「幼児期の教育」といった昨今の課題や、国民が豊かな人生を送ることができるための「生涯学習の理念」、そして地域全体で子どもや家庭・学校を支援する「学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の項目が新たに追加されました。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されたことにより、平成27年度より教育委員会制度は大きく変わり、教育委員長と教育長を一本化した「新教育長」を置くことにより教育委員会における責任の所在を明確にするとともに、首長についても直接「新教育長」の任命責任を負うとともに、総合教育会議を通じて連帶して教育行政に責任を負う仕組みが整いました。

さらに、重大ないじめ事案が相次ぐ事態を受け、平成25年1月に政府は内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣及び有識者からなる教育再生実行会議の開催を閣議決定し、今日までにいじめを始めとする様々な教育課題に対し11次に及ぶ提言がなされています。このように、教育をめぐる制度や社会情勢はめまぐるしく変化しています。

こうした中、本市においては「学校・家庭・地域(企業・NPO等含む)・行政の連携・協働」による地域総がかりでの教育を実現するため、「『夢』発見プログラム」の策定と実践、「2重3重のコーディネーションシステム」によって「自立した社会性のある大人」の育成を目指すキャリア教育を一貫して推進してきました。

そして平成29年度からは、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むことが可能となる「学校運営協議会」を7つの中学校区に順次設置し、小中一体となったコミュニティ・スクールを特色ある教育施策として展開してきました。

しかし、少子化、過疎化の影響により人口は減少し合併直後には46,000人に届こうとしていたものが、令和の御代には38,000人余りまで減少し、それとともに児童生徒数も約1,000名減少しています。

このような状況下、雲南市では将来にわたって持続可能な地域とするために「定住基盤の整備」と「人材育成・確保」を2大目標とし、教育による人材育成を大きな柱として位置づけています。

市教育委員会は今後とも教育基本目標の具現化のため、特色ある教育施策を積極的に展開していくこととしています。そのためにも、本計画の内容を広く市民の皆様にご理解いただき、学校・家庭・地域・行政の協働による全市一丸となった魅力ある雲南市の教育の創造を期して、策定にあたっての言葉といたします。

雲南市教育委員会 教育長 景山 明

目 次

I 基 本 理 念

1. 計画改定の背景と趣旨	1
(1) 改定の経過	1
(2) 現状認識	2
2. 計画の性格	5
3. 計画の期間	6
4. 雲南市の目指す教育	6
(1) 基本目標	6
(2) 具体目標	7
(3) 学校・家庭・地域（企業・N P O等含む）・行政の役割	8
(4)「キャリア教育」を中心とした教育の推進	8
(5) 雲南市の目指す教育施策体系図	11

II 基 本 計 画

第1章 雲南市教育の推進体制の構築	12
1. 開かれた教育行政の推進	12
(1) 教育委員会の組織及び運営等の改善	12
(2) 学校と教育委員会との連携の強化	13
(3) 保護者・地域と教育委員会・学校との連携の強化	15
(4) 関係機関との連携・協働の推進	16
2. 地域の実状等に応じた教育環境の整備	17
(1) 学校の適正規模・適正配置の推進	17
(2) 学校施設整備と安全管理の推進	17
(3) 幼児児童生徒の安全確保の推進	18
(4) 学校施設の地域開放の推進	19
(5) 安全・安心な学校給食の提供	20
3. 地域全体で教育に取り組む仕組みづくり	20
(1) 学校運営協議会を中心とした連携・協働の強化	21
(2) 高等学校や高等教育機関との連携の強化と協働の推進	22
(3) 関係団体との連携の強化	23
第2章 「生きる力」を育てる学校教育の推進	24
1. 「『夢』発見プログラム（雲南市キャリア教育推進プログラム）」の推進	24
(1) キャリア教育の推進	24
(2) ふるさと教育の推進	25

2. 幼児教育の充実	26
(1) 特色ある教育活動の推進	26
(2) 幼児教育の質の向上	27
(3) 特別支援教育の充実	28
(4) 幼稚園等、小学校等との連携の強化	30
(5) 家庭教育支援の充実	31
(6) 地域とともにある幼児教育の推進	33
3. 小中学校教育の充実	34
(1) 確かな学力の育成	34
(2) 豊かな心の育成	36
(3) 健やかな体の育成	37
(4) 人権・同和教育の充実	39
(5) 特別支援教育の充実	41
(6) 不登校児童生徒への対応の充実	43
(7) 生徒指導体制の構築	45
4. 中学校区内の連携・交流の推進	46
(1) 連携・交流活動の推進	46
第3章 心豊かでたくましい人づくりを目指した社会教育の推進	48
1. 社会教育推進体制の構築	48
(1) 社会教育の視点	48
(2) 学校・地域との協働の推進	49
(3) 土曜日の充実	50
2. 地域自主組織との連携	50
(1) 生涯学習振興行政の推進	51
(2) 地域自主組織との連携の推進	51
(3) 地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進	51
(4) 生涯学習の支援の充実	52
3. 青少年の健全育成の推進	52
(1) 青少年の社会的自立の支援	52
(2) 青少年が安心して健やかに暮らせる環境づくり	54
(3) 学校・家庭・地域・行政の連携・協働による健全育成と体制の強化	55
4. 地域の子ども子育て支援の充実	55
(1) 子育て意欲の向上	55
(2) 家庭の教育力の向上	56
(3) 地域社会全体で子育てを支援する環境づくりの推進	57
5. 図書館サービスと読書活動支援の充実	57
(1) 図書館資料の充実	57
(2) 図書館サービスの充実	58
(3) 図書館と学校とのネットワーク化の推進	58
(4) 子どもの読書活動の推進	58

6 . 人権・同和教育の推進	59
(1) 人権・同和教育の基本的な考え方	59
(2) 人権・同和教育、平和教育の推進	59
(3) 重要課題への取り組みの充実	61
7 . 文化活動の推進	62
(1) 文化芸術に親しむ場や機会の提供	62
(2) 学校等における芸術・文化活動の支援	63
(3) 市民の文化活動の促進	63
8 . 文化財の保存と活用	64
(1) 文化財保護と愛護の普及・啓発	64
(2) 文化財、歴史資料の収集・整理と公開・活用	65
(3) 埋蔵文化財の保存・活用	65
(4) 地域に根ざした民俗芸能等の継承	65
(5) 天然記念物の保護活動の充実	66
9 . 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進	66
(1) 生涯スポーツ活動の充実	66
(2) 幼児期の運動（遊び）の推進	68
(3) 少年期・青年期のスポーツ活動の推進	68
(4) 高齢者の体力増進に向けた取り組みの推進	69
(5) 障がいのある人のスポーツの推進	69
(6) 競技スポーツの振興	70
(7) 総合型地域スポーツクラブの質的充実	71
10 . 社会教育施設の整備・運営	71
(1) 社会教育施設の整備	71
(2) 地域（学習者）ニーズに対応した施設の運営	72

資料編

雲南市立学校適正規模適正配置基本計画抜粋	73
第4次雲南市教育基本計画に関する主要データ	74
第4次雲南市教育基本計画策定に関わる諮問事項	77
第4次雲南市教育基本計画策定の経過	79
雲南市教育基本計画策定委員会条例	81
第4次雲南市教育基本計画策定委員名簿	83

I 基本理念

1. 計画改定の背景と趣旨

(1) 改定の経過

- 第3次の雲南市教育基本計画が策定されるまでの経緯は、次のとおりです。
- ①平成14年10月に、合併後における雲南市教育の基本方針等を検討するため、「教育創造プロジェクトチーム」を設置し、合併協議会長へ提言書を提出しました。
 - ②平成16年7月に「第2次教育創造プロジェクトチーム」を設置し、合併協議会長へ提言書を提出しました。
 - ③平成16年11月1日、大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町の6町村が合併して、「雲南市」が誕生しました。
 - ④平成17年5月、「第2次教育創造プロジェクトチーム」の報告書を踏まえ「雲南市教育基本計画（平成17～21年度）」を策定しました。
 - ⑤第1次計画の期間中、平成18年12月に教育基本法が改正され、それを受け平成19年6月には「教育三法^{*1}」が、平成20年6月には「社会教育関連三法^{*2}」が改正されました。
 - ⑥平成18年3月には、「ふるさと教育・一貫教育推進」「不登校対応」「生涯学習推進計画」「スポーツ振興計画」を策定しました。
 - ⑦平成21年度には、市教育委員会では、本市教育の中心となる「『夢』発見プログラム（雲南市キャリア教育推進プログラム）^{*3}」を策定しました。
 - ⑧平成22年2月、第1次計画の成果と課題及び国や県の動向を踏まえ、計画を改定し、「第2次雲南市教育基本計画（以下『第2次計画』）（平成22～26年度）」を策定しました。
 - ⑨平成22年度には幼児期から学童期への円滑な接続を図るため「幼児期版『夢』発見プログラム」を策定しました。
 - ⑩平成27年3月には、「スポーツ推進計画」を、4月には「子ども読書活動推進計画」を策定しました。
 - ⑪平成27年3月、第2次計画の成果と課題を踏まえ、計画を改定し、「第3次雲南市教育基本計画（以下『第3次計画』）（平成27～31年度）」を策定しました。

現在の第3次計画は、第2次計画で進めてきた教育行政をさらに充実させ、教育の魅力化^{*4}を図る取り組みを進める拠り所として大きな力を果たしてきました。

*1 「教育三法」

「学校教育法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」「教育職員免許法及び教育公務員特例法」の3つの法律のこと、「教育基本法」の改正や「教育再生会議」第1次報告、中央教育審議会答申を受け、平成19年6月に成立・公布されました。

*2 「社会教育関連三法」

「社会教育法」「図書館法」「博物館法」の3つの法律のこと、「教育基本法」の改正を受け、平成20年6月に成立・公布されました。

*3 「『夢』発見プログラム（雲南市キャリア教育推進プログラム）」

子どもたちが「ふるさと雲南」の地域資源（ひと・もの・こと）や伝統文化にふれ、温かい人々との交流をとおして、将来への夢や希望、勤労観、職業観を発達段階に応じて身に付け、自己の生き方を見つけたり、将来を設計できる能力を育てていくことを目指したプログラムです。

プログラムは、「平和と人権」「世の中のしきみと勤労」「歴史と文化」「基礎的体力・生活リズム『食』」の4つの柱で構成されており、具体的には、本市が全国に誇れる題材である「永井隆博士」の生き方や「ヤマタノオロチ伝説」を学んだり、中学3年生での職場体験学習を市内一斉に行ったりしています。

*4 「教育の魅力化」

時代を担う若い世代の人たちに、雲南市が子どもを育てるのに適したところであり、魅力ある地域であると実感してもらい、移住・定住の地として選択してもらうために、雲南市の教育をより一層魅力あるものに高めていこうとするものです。

その間、国としては平成30年6月に第3期教育振興基本計画が閣議決定され、目指すべき教育施策の方向性として、『人格の完成』、『平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成』、『教育立国』の3つの教育の普遍的な使命の実現が示されています。しかし、それと同時に「我が国を取り巻く社会状況の変化」についても提示されました。本市においても例外ではなく、社会状況の変化に対応するべく対応が求められているところです。

そこで第4次雲南市教育基本計画（以下、「第4次計画」）では、本市教育の将来像、あるいはめざすべき方向性について、国の動向ならびに第3次計画の成果と課題を踏まえ、教育の魅力化を一層図りながら、雲南市教育基本目標の達成をめざし、展開していく施策に関して、基本的な考え方や具体的な取り組みを明らかにしていくこととしています。

（2）現状認識

①雲南市の人団動態

今、日本は世界に類を見ない速さで少子・高齢化が進行し、それに伴う生産年齢人口の加速度的な減少が見込まれており、まさに危機的な状況と言っても過言ではありません。

日本全体がそのような状況の中、令和元年度に合併から15年を迎えた本市は、その間、人口が約8,000人（17.9%）減少し、今後さらに右肩下がりに減少していくと推測されています。

また、高齢化率は平成27年の国勢調査の結果によると36.5%ですが、それからさらに進行し、令和7年には42%近くに達すると推計されており、生産年齢人口の減少は深刻な問題です。

一方、子どもの状況に目を移すと、特に児童生徒数は平成17年から令和元年の間に1,035名、さらに、就学前の子ども（0～5歳児）については660名減少しています^{※5}。また、学校数では、合併時は小学校25校（分校1）でしたが平成31年度には統廃合により15校、幼稚園は16園でしたが、統廃合などにより、幼稚園が4園、認定こども園が10園（うち保育所型認定こども園3園含む）となっています（中学校は7校のまま変わらず）。

②地域衰退からの脱却

人口流出による過疎化、限界集落化といったことが起きたり、少子化の中で学校の統廃合が進み、地域の核が失われたりすることで、地域力の衰退、地域コミュニティの維持の困難化が危惧されます。

このような危機感をまず、全ての市民が当事者として共有しなければなりません。そして、市民一人一人が存在感、有用感を感じながら、自らの人生を豊かにするために、また、地域コミュニティが活性化するために、それぞれの立場で学び、役割を果たしていくことが重要です。

こうした中、本市では「チャレンジの連鎖^{※6}」と銘打ち、すべての子ども・若者・社会人に挑戦の機会を保障し、質の高い教育を実現するため、首長部局と教育委員会とが一体となって取り組んでいます。

特に、地域活動においては、地域自主組織を中心に住民が主体的に地域

※5 「子どもの減少」

児童生徒数については雲南市教育委員会資料により算出しています。就学前の子どもの数については、島根県が毎年発表している「（推計人口）市町村・年齢（各歳）別人口（10月1日現在）」によるものです。

※6 「チャレンジの連鎖」

雲南市は、高齢化率が日本全体の25年から30年先をいっていることから、持続可能なまちづくりに挑戦することで、日本全体の今後のモデルにしていくこと、「定住基盤の整備」と「人材の育成・確保」を柱に、地方創生に取り組んでいます。具体的には、「生き抜く力を育む子どもチャレンジ」「地域の未来をつくる若者チャレンジ」「地域自ら地域をつくる大人チャレンジ」「新たな事業をつくる企業チャレンジ」に取り組み、これらの相乗効果（チャレンジの連鎖）によって、持続可能な地域社会をつくっていくことを目的としています。教育行政は、「子どもチャレンジ」を担っており、連続性のあるキャリア教育を基に、質の高い教育環境の創出をめざして様々な取り組みを進めています。

課題解決に取り組んでおり、新たな住民自治の方式として国会で取り上げられるほど全国でも注目を浴びています。

③第3次計画における成果と課題

第3次計画期間中、「人口減少問題が叫ばれる中、持続可能な地域づくりは喫緊の課題であり、とりわけ高等学校卒業時において地域に愛着と誇りをもつことができるようなキャリア教育の充実が重要」との認識の下、高等学校との連携を強化するとともに、教育による地方創生をめざし「雲南市教育魅力化推進会議^{※7}」を設置し、魅力ある教育施策等についての提言を基に新たな施策を展開してきました。

魅力化会議では、今後の雲南市の教育に求められる施策として、①学校内外を通じたキャリア教育の一層の充実、②魅力ある高校教育の推進、③支援が必要な児童生徒への適切な対応の充実、④魅力ある教育環境の創出による地方創生への挑戦の4項目についての施策提言がありました。

高校教育の推進にあたっては、高校生を対象にした調査で、「雲南市が好きである」「将来雲南市に住みたい」と答える生徒が増えてきました。また、「地域や社会を良くするために何をすべきか考えたことがある中学3年生の割合」や「地域課題に対し、解決策を考え実践したことがある高校3年生の割合」も年々高くなってくるなどの成果も見えてきています。

キャリア教育の推進にあたっては、平成27年度には、『夢』発見プログラムの高等学校版を策定し、幼児期から高校卒業時まで一貫した理念の下で、子どもたちのキャリア発達を促す体制や取り組みが強化されたことはもとより、平成29年度から市内の県立高等学校に「教育魅力化コーディネーター^{※8}」を配置し、地域課題解決をめざした学習活動を高等学校の教職員と共に企画・運営するなど、教育課程内に踏み込んだ協働体制が構築されてきたことが、そうした数値が上昇した要因と考えられます。

小・中学校においては、派遣指導主事を平成29年度より1名増とし、学力向上・生徒指導・特別支援教育の各分野に関わり、各学校への指導等を行いました。また、外国語活動においては、平成26年度からの4年間、吉田小学校、田井小学校、吉田中学校、三刀屋高等学校の4校が文部科学省の「英語教育強化地域拠点事業」の指定を受け、小規模校における外国語活動についての研究をおこないました。特に複式教育における外国語活動において大きな評価を得たことから、この成果を市内の学校へ広めるため、平成30年度に教員を教育委員会内へ配置し、年間を通じて学校訪問を行い、指導方法のアドバイスなどにあたっています。

その他複式教育推進指定校事業、学校図書館活用教育研究事業、部活動地域指導者活用支援やスーパー・ティーチャー活用事業など多くの県事業や市単独事業にも取り組み、教育委員会と学校で児童生徒の学力向上や教職員の授業力向上に取り組みました。

また「雲南市立中学校に係る部活動の方針」や「雲南市立小中学校教職員の働き方改革プラン」を策定し、教職員の働き方を見直す取り組みも行っています。

支援が必要な児童生徒への適切な対応を充実するために、特別な支援を

※7 「雲南市教育魅力化推進会議」

教育をはじめとした子育て環境の充実による持続可能な地域社会をめざし、雲南市で育つ子どもたちにとって魅力的な教育とはどういうものか、そして教育に関するどのような取り組みを進めることができるかが地域の魅力につながっていくのかといった論点について、教育関係者にとどまらず広く議論するため、平成29年5月に設置した会議です。平成29年度と30年度に、それぞれ会議としての「第一次提言」「第二次提言」をまとめていただき、それを基に市教育委員会では、第一次・第二次教育魅力化アクションプランを策定し、実現可能な施策から取り組んできています。

※8 「教育魅力化コーディネーター」

市教育委員会が認定NPOカタリバに委託し、市内の県立高等学校に配置した人材です。多様なネットワークを活用して外部人材を導入し、生徒が多様な考え方・生き方にふれる学習や、地域課題の解決をめざした学習等を通じて、予測できないこれから社会に対応した人材の育成・確保に努めています。

要する児童生徒に対して、放課後や週末の学習・体験プログラムを提供していくなど、すべての子どもたちの学びを保証していく提言がありました。スポーツ面では、スペシャル・オリンピックス日本・島根の取り組みが既に行われていますが、文化的な体験活動も始まってきており、その充実が求められているところです。

相談体制として、平成27年度に子ども家庭支援センター「すワン」^{※9}を設置し、子育てに関する相談の一元化を図り、学校からの要請や困り感のある子どもや保護者の思いに寄り添った相談の充実に努めています。また、幼児期から社会人へ切れ目のない支援、関係機関との連携を深めた支援のために、5歳児を対象としたすぐそくアンケートや移行支援シート、医療連携シート^{※10}などの作成、活用を進めるとともに、年長児を対象とした幼児期通級指導教室「にっこりい」^{※11}や、LDの児童・生徒を対象とした子ども家庭支援センター学習塾「まなびい」を開設し、個に応じた指導にも積極的に取り組んでいます。障がいの有無にかかわらず、それぞれの力を発揮し充実した生活が送られる社会の実現に向け、特別支援教育の一層の推進が求められています。

魅力ある教育環境の創出による地方創生への挑戦においては、「スペシャルチャレンジ・ジュニア事業^{※12}」の創設や「共志塾^{※13}」の設置など、地域を活性化するチャレンジ人材の育成を図る事業に取り組みました。今後も将来的な定住や交流人口の拡大につながる取り組みとなるよう、関係部局や団体等と連携して、事業推進を図っていく必要があります。

第3次計画では、「第2次計画における課題」として、児童生徒の自己肯定感やコミュニケーション能力の低さ、不登校児童生徒の割合が依然として多いことが指摘されています。平成27年度に新たに雲南市教育支援センター「おんせんキャンパス^{※14}」を開設するなど、様々な対応施策を展開してきていますが、依然として不登校児童生徒の割合は高く、近年は小学校低学年からその傾向がみられるようになってきています。将来的な引きこもりにならないよう、高校生年代への支援も含め関係機関との連携を強化するなど、引き続きの対策が求められています。

また、学校・家庭・地域・行政の連携・協働を強化していくため、平成29年度から市内全中学校区にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）^{※15}を順次設置しました。学校経営方針の承認や学校評価、めざす子ど

※9 「子ども家庭支援センター「すワン」」

悩みをもっているお子さん自身、保護者や家族、幼稚園・保育所・こども園、学校、地域住民からの相談に応じる子育ての総合相談窓口です。相談内容によって、さまざまな関係機関と連携し、課題解決に向けたお手伝いをします。

※10 「医療連携シート」

家庭・教育（保育）・医療が円滑に情報を共有し、適切な診断や医療的観点からの助言につなげるとともに、当該幼児児童生徒の子育てや教育の充実を目指し、平成30年度に作成しました。

※11 「幼児期通級指導教室『にっこりい』」

集団生活において何らかの困難さのある就学前の幼児を対象に、それぞれの力を発揮し生き生きと生活できるように支援することを目指し、遊びを通して個別の指導を行っています。

※12 「スペシャルチャレンジ・ジュニア事業」

未来の雲南市を担う人材を育成するため、中高生が夏季休業等を活用して、海外や国内での多様な体験プログラムに参加する費用を市が助成する事業です。中高生は自ら研修プログラムを探し、申請、プレゼンテーション、審査を経て実際に研修を行い、終了後に報告会を行いますが、事前準備や事後報告に対して、中学校の教育支援コーディネーターや高校の教育魅力化コーディネーターが、伴走支援を行うこととしています。

※13 「共志塾」

市教育委員会では、教育に関心が高く職種も様々な市民等を対象にした勉強会として、年間5~6回程度開催しています。様々な講師からのメッセージとともに、塾生同士の学び合いを通して得た成果（知識や認識）を、それぞれの立場（日常）で実践していくことで、雲南市や島根県の教育がさらに良くなっていくことをめざした取り組みです。

※14 「雲南市教育支援センター『おんせんキャンパス』」

不登校児童生徒を対象に市教育委員会が設置する適応指導教室（学校の出席扱いになる）で、社会性を身に付けるために個々の実態に合わせた支援を行っています。本市では、認定NPOカタリバに委託し、学習支援のほか様々な体験活動等を行っています。

※15 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

コミュニティ・スクールとは、学校と保護者が地域住民と共に知恵を出し合い、学校の運営に意見を反映させることで、

も像の設定等が活動の中心になっていますが、各校区の課題に対して様々な観点からの議論を展開していくためにも、多様な人材登用など組織の活性化が求められています。

④変化の激しい社会への対応

長寿命化に伴う「人生100年時代」の到来や、AIなど新しい技術革新等による「超スマート社会（Society5.0）^{※16}」への対応、持続可能な開発のための「ESD^{※17}」の推進を図るための教育活動を展開していく必要があります。

国が示した「第3期教育振興基本計画」では、「夢と志をもち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」という方針の下、「生きる力や知・徳・体の育成についての現代的な意義を改めて捉え直し、夢と志をもつて可能性に挑戦するために必要な力を確実に育成する」とともに、社会的・職業的自立に向けた能力・態度を育成するため、「幼児教育から高等教育までの各学校段階において、体系的・系統的なキャリア教育を推進する」とされています。

新しい学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程の実現」をめざすことが示されており、学校と社会とのつながりのある教育課程の編成が求められています。また、「第3期教育振興基本計画」では、家庭・地域の教育力の向上や学校との連携・協働の推進を図ることが重要であるとされています。こうしたことから、全中学校区で設置したコミュニティ・スクールや各種コーディネーター（小学校配置の地域コーディネーター^{※18}、中学校区配置の教育支援コーディネーター^{※19}、高等学校配置の教育魅力化コーディネーター）の効果的な活用という視点も非常に重要になってきます。

上記のような現状認識、成果と課題を踏まえ、第4次計画では、「①『夢』発見プログラムのさらなる充実」、「②学校運営協議会の活性化」、「③各種コーディネーターの効果的活用と連携強化」を基本的な柱と位置づけ、本市教育目標の達成をめざし、展開していく施策に関して基本的な考え方や具体的な取り組みを明らかにしていくこととします。

2. 計画の性格

本計画は、生涯学習社会の実現を目指すとともに、社会全体の教育力の向上を図るために本市教育の基本的な方向を明確にし、その実現のために必要な施策を明らかにするものです。

○本計画は、教育基本法の第17条第2項に規定する地方公共団体における教育振興基本計画として位置づけるものです。

一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、学校運営協議会の設置については市町村教育委員会の努力義務と位置づけられています。

※16 「超スマート社会（Society5.0）」

狩猟社会（1.0）、農耕社会（2.0）、工業社会（3.0）、情報社会（4.0）に続く、人類史上5番目の新しい社会で、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな未来社会とされています。

※17 「ESD」

ESDとは、持続可能な社会づくりの担い手（人材）を育成するための教育です。新しい学習指導要領では、教科等を越えた教育課程全体の取り組みを通じて、子どもたち一人一人が自然環境や地域の将来などを自らの課題として捉え、そうした課題の解決に向けて自分ができることを考え実践できるようにしていくことが求められています。

※18 「地域コーディネーター」

全小学校に地元住民を駐在・勤務させ、学校と地域を結ぶ調整役を担っています。

※19 「教育支援コーディネーター」

中学校区に職員を駐在・勤務させ、学校間や校種間の連携・交流、学校と市教育委員会との連絡調整などを行うものです。「地域学校協働本部事業」における中学校区内の運営・調整を行うなど、学校・家庭・地域（企業・NPO等含む）・行政が連携・協働して取り組む様々な教育活動の連絡・調整役を担います。

- 第2章第1項「幼児教育の充実」は、「雲南市幼児教育振興計画」として、また第3章「心豊かでたくましい人づくりを目指した社会教育の推進」は、「雲南市社会教育推進計画」として位置づけます。
- 雲南市立学校適正規模適正配置基本計画（計画期間：平成21年度～平成31年度）の考え方については、本計画の第1章第2項「(1)学校の適正規模・適正配置の推進」に引き継ぐものとします。
- 市教育委員会にとっては、「雲南市総合計画」や島根県の「しまね教育ビジョン21」、国の「教育振興基本計画」を踏まえ、今後の本市教育を推進するための指針とするものです。
- 市民にとっては、本市教育の理念や目標、施策の理解を促すためのものであり、市民の理解と教育活動への積極的な参画を得て、「連携・協働」して本市教育の推進を図るための指針となるものです。
- 学校にとっては、全市立学校で取り組んでほしい内容や、特色ある学校づくりに生かしてほしい内容を示したものであり、教育目標、教育方針、重点目標などを設定するときや、学校間のつながりを意識する際のよりどころとするものです。

3. 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、目標達成を令和6年度とする5ヶ年計画とします。ただし、国・県の政策や社会の動向に合わせて見直しを図っていくものとします。

4. 雲南市の目指す教育

(1) 基本目標

**ふるさとを愛し 心豊かでたくましく
未来を切り拓く 雲南市の人づくり**

- 「**ふるさと**」とは、本市の豊かな自然や風土、歴史、伝統・文化、さらには地域の人々のやさしさや温もりを表します。
- 「**心豊か**」とは、人権を尊重し、自らを律しつつ、他人と共に協調し、思いやりや感動する心などの「豊かな人間性」を表します。
- 「**たくましく**」とは、目標実現のために積極的に行動しようとする意欲と直面する課題を創造的に解決する力、それを支える精神的・肉体的に充実した「健康・体力」を表しています。
- 「**未来を切り拓く**」とは、将来の夢や希望を見出し、激しく変化する社会において、知識・技能に加え、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、責任をもって行動し、よりよく問題を解決する力をもつて、「生涯学んでいく姿勢」と「社会に貢献する意志と意欲」を表したものです。
- 基本目標を達成することは、郷土の生んだ偉大な先人である上代タノ氏のいう「**故郷を愛す 国を愛す 世界を愛す**」や、永井隆博士の謳った「**如己愛人**」という精神を身につけた人をつくることにつながります。

(2) 具体目標

①「自然・伝統・文化を基盤として、社会の変化に対応して生き抜く力のある人づくり」

今、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが求められています。「グローバル人材^{※20}」とは、まさにこのような態度の持ち主といえます。

本市の伝統、文化を尊重し、自然を愛し、守り育て、ひいては、本市を誇りに思う心の育成が大切です。

一方で、急速に進展する国際化や情報化など社会の変化にしなやかに対応するために、人権感覚や環境問題意識など広い視野をもつと同時に、自分が生活している本市の一員として、自らの存在感を確かめながら、自ら考え、判断し、自らを高めていくことのできる「**自然・伝統・文化を基盤として、社会の変化に対応して生き抜く力のある人づくり**」を目指します。

②「ひと・もの・こととの出会いによる人間性豊かな人づくり」

社会全体において、規範意識や倫理観の低下が指摘され、また、一人一人に自ら果たすべき責任の自覚や正義感、人権意識、志などが欠けていると懸念する声もあります。このような状況は、経済性や利便性といった単一の価値観を過剰に追求する風潮や人間関係の希薄化、自分さえよければよいという個人主義の広がりなどが根底にあるものとされています。

人が人として尊重され、他と調和して共に生きる喜びを感じられる「共生社会」の実現、一人一人が公共の精神を自覚するとともに、自立的に社会に参画し相互に支え合いながら、その一員としての役割を果たし、公正で活力のあるよりよい社会を創っていくことが求められています。

本市には、心豊かで温かい地域の人々や、豊かな自然、伝統・歴史にはぐくまれた文化や文化財など様々な地域資源があり、これらを学校教育では、人材・教材として活用したり、社会教育では放課後や週末における体験活動の場として活用したりしています。学校・家庭・地域(企業・N P O等含む)・行政の連携・協働を図り、こうした「**ひと・もの・こととの出会いによる人間性豊かな人づくり**」を目指します。

③「健やかな体でたくましく生きる人づくり」

運動する子どもとそうでない子どもの二極化の傾向や、子どもの体力低下が依然深刻な問題となっています。また、高齢化社会の中で体を動かす機会に乏しい高齢者も見られます。

子どもにおいては、学校や地域での体力向上の取り組みを推進し、生涯にわたって積極的に運動やスポーツに親しむ習慣や意欲、態度を育成し、それぞれのライフステージにおいてスポーツの多様な楽しさを味わうための基礎的な力を学んでいきます。また、メディアとの適切なつきあい方や、規則正しい生活習慣の確立、食育の推進など基礎的な体づくりもあわせて行っていくことにより「**健やかな体でたくましく生きる人づくり**」を目指します。

④「夢に向かって生き生きと学び、知恵と創造性に富む人づくり」

現在、グローバル化や少子高齢化、産業構造の変化など、社会が大きく

^{※20} 「グローバル人材」

グローバル人材育成戦略（平成24年6月4日 グローバル人材育成推進会議審議まとめ）において、「グローバル人材」の要素として以下の3点が提示されました。

(要素I) 語学力・コミュニケーション能力
(要素II) 主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感
(要素III) 異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティ

この中で、要素Iに関しては、今後は二者間折衝・交渉レベル及び多数者間折衝・交渉レベルの人材が継続的に育成され、一定数の「人材層」として確保されることが極めて重要であることが指摘されました。

変化している中で、先の見えない不安から、個人が明確な目的意識をもつたり、何かに意欲的に取り組んだりすることが以前より難しくなりつつあることや、子どもたちの学ぶ意欲の低下なども指摘されています。

このようなときだからこそ、「生き抜く力」を育むため、基礎・基本を確實に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を生涯にわたって養うべく取り組むことが重要です。

以上のことより、市民一人一人が夢や希望をもち、生涯を通じて自らの可能性に挑戦し、自らを高めることのできる「**夢に向かって生き生きと学び、知恵と創造性に富む人づくり**」を目指します。

(3) 学校・家庭・地域(企業・NPO等含む)・行政の役割

教育基本法の第13条には、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。」とあります。

本市における学校・家庭・地域、そして行政の主な役割については次のとおりとし、その実現に向けそれぞれが努力していくこととします。

①「生きる力」を育む拠点としての学校の役割→「行きたい学校」

- 学ぶ喜びと楽しさを感じ取る学校づくり
- 「知・徳・体」の調和した人間形成
- 教科等の基礎・基本の定着をはじめとする「確かな学力」の育成
- 学校外との協働による教育活動の展開
- 地域と共にある学校づくりの推進

②教育の原点としての家庭の役割→「帰りたい家庭」

- 家庭教育は、すべての教育の出発点であることの自覚の促進
- 子どもの基本的な生活習慣、生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーの醸成
- P T A活動への積極的な参画
- 子どもの心身の健康の増進と体力の向上

③学校教育や家庭教育を支援する地域の役割→「誇りたい地域」

- 地域の子どもは地域で育てるという意識の醸成
- 子どもたちが安心して活動できる安全な地域づくり
- 子どもの「生きる力」を育む多様な学習機会・体験活動の提供
- 学校運営への積極的な支援と協働の推進

④教育環境の整備・教育支援体制の強化を図る行政の役割→「信頼される行政」

- 学校の適正規模・適正配置や学校施設整備など教育環境の整備
- 義務教育学校制度等の新たな制度を見据えた教育環境の整備
- 学校・家庭・地域・行政が連携・協働して子どもを育てる体制の構築
- 本市教育推進のための指導・支援体制の強化
- 学校教育・家庭教育・社会教育の推進を担う人材の養成・確保・派遣

(4) 「キャリア教育」を中心とした教育の推進

①変化の激しい社会に対応したキャリア教育の充実

今後の社会においては、長寿命化に伴う「人生100年時代」の到来への対応と、A Iなど新しい技術革新等による「超スマート社会(Society5.0)」の実現が重要なテーマになってきており、こうした変化の激しい社会を生き抜いていくためには、生涯にわたって質の高い学びを重ね、それぞれの立場や分野で成長し、新たな価値を生み出し、輝き続ける力を身に付けることが不可欠であるとされています。

そうした時代に対応するには、「何をどう教えるか」という教える側の視点から、「何をどう学ぶか」という学習者主体の視点に転換し、「主体的・対話的で深い学び」を通して、「自分で考え、判断・決定し、行動する人材」を育成していく必要があります。

その主体的な学びを実践していくためには、将来の夢や目標に向かって、何をどう学んでいくかが重要になります。その際、第3次計画で示した「すべての子どもたちが社会的にも職業的にも自立し、自らの人生を豊かにすることができるよう、『社会を生き抜く力』を育成すること」がますます重要になります。

本市では、その「社会を生き抜く力」を育成し、教育の基本目標を達成するため、「キャリア教育」を次のように定義した上で、引き続き本市教育の中心に位置づけ、その一層の充実を図ります。

雲南市の「キャリア教育」の考え方

「将来、社会的・職業的に自立して強く生き抜くために必要な意欲・態度や能力を身に付けることをねらいとして行われる教育活動の総体とともに、『知・徳・体』の調和のとれた発達を促す教育」



「自立した社会性のある大人への成長をめざす教育」

この「自立した社会性のある大人」への成長をめざす上で、本市では保育所（園）、幼稚園、こども園、小学校、中学校、高等学校を通じたキャリア教育の実践プログラムである『夢』発見プログラムがあり、この充実をさらに図っていく必要があります。

平成29年度に設置した「雲南市教育魅力化推進会議」の第一次提言を踏まえ策定した「第一次雲南市教育魅力化アクションプラン」において、今後の本市教育に求められる施策として「学校内外を通じたキャリア教育の一層の充実」が示されました。その中で、『夢』発見プログラムの理念を市民全体で共有するとともに、学校だけではなく家庭や地域で行う教育活動においても理念に沿った指導・支援ができるようにすることが目標として掲げられました。

平成29年度から30年度にかけて、各中学校区や各校での取り組み状況を把握するとともに、中学校区ごとに『夢』発見プログラムで取り扱う内容を厳選・精査したところです。

今後は、新しい学習指導要領にある「社会に開かれた教育課程^{*21}」の実現をめざし、各中学校区の学校運営協議会でその内容を議論するなど、地域や家庭と共に推進していくことが求められています。さらに、平成30年度から導入しているキャリア・パスポート（『夢』発見ファイル）^{*22}と連動させ、小中学校から高等学校へと学びがつながっていくことも期待されています。

*21 「社会に開かれた教育課程」

学習指導要領において実現をめざす基本的な理念で、社会と自校との関わりを捉え、社会とのつながりを考えた教育課程を編成して、共有・連携することをめざしています。

*22 「キャリア・パスポート（『夢』発見ファイル）」

児童生徒が学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う際に、児童生徒が活動を記録し蓄積する教材で、2020年度からすべての小中高で実施することが決まっています。

②雲南市のキャリア教育の特徴

「自立した社会性のある大人」の育成をめざし、幼児期から高等学校まで発達段階に応じたプログラムとなっています。

プログラムには、勤労体験のほか、ふるさと教育や平和教育、食育を含む基本的な生活習慣の確立など、様々な取り組みを通して子どもたちのキャリア発達を促す内容となっています。

中学3年生で行う『夢』発見ウィーク（職場体験学習）^{※23}では、市内の事業所や地域自主組織等からの協力の下、市内一斉（同一日程）に行っていきます。

また、「お弁当の日」^{※24}や「はやねらデー」^{※25}などは家庭と共に実践する取り組みとなっています。

これらの実践にあたって、教員をサポートする人材として、小学校には地域コーディネーター、中学校には教育支援コーディネーター、高等学校には教育魅力化コーディネーターを配置し、その推進に努めています。

このプログラムでは、「平和と人権」「世の中のしくみと勤労」「自然環境・歴史と文化」「基礎的体力・生活リズムと『食』」の4つの共通題材で構成されており、その実践を通して育成したい子ども像は、本市の教育基本目標にすべて通じています。

「夢」発見プログラムで育成したい子ども像と教育基本目標との関係	
育成したい子ども像 (「『夢』発見プログラム」)	教育基本目標
●「ふるさとを誇りに思い、自分に生かす子ども」	●「ふるさとを愛する人づくり」
●「思いやりの心をもち、『いのち』を大切にする子ども」	●「心豊かな人づくり」
●「健康な心身をもち、自己をコントロールできる子ども」	●「たくましい人づくり」
●「個性を發揮し、社会に貢献できる子ども」	●「未来を切り拓く人づくり」

この『夢』発見プログラムの実践によるキャリア教育の推進は、本市教育基本目標の達成をめざした取り組みそのものであると言えます。

子どもたちのキャリア発達を促す取り組みとして、家庭はもとより市内の事業所や地域自主組織等の関係団体と連携・協働なくしては実現できない取り組みであると言えます。

以上のことから、引き続き『夢』発見プログラムを本市のキャリア教育の柱に据え、積極的かつ組織的に推進していきます。

※23 「『夢』発見ウィーク（職場体験学習）」

中学3年生で行う「職場体験学習」を市内同一日程で、市内全域をエリアとして行うものです。

※24 「お弁当の日」

子どもが自分で弁当を作つて学校に持つてくる取り組みです。子どもは自分一人で弁当を作ることで自信をもち、学校は弁当作りを通して家庭の様子を知ることができ、保護者は弁当作りを手伝わず見守ることで、親としての役割を再確認し、家庭での会話が生まれ、家庭の教育力の向上や家族の絆を生み出す効果があると期待されています。

※25 「はやねらデー」

雲南市養護教諭部会が児童生徒の規則正しい生活習慣を身に付けるため毎月第3月曜日の「うんなん家庭の日」に、家族ふれあいの時間をもち、夜は家族そろつて早く寝て、質の良い睡眠をとるようよびかける取り組み。

(5) 雲南省の目指す教育施策体系図



第1章 雲南市教育の推進体制の構築

1. 開かれた教育行政の推進

教育委員会制度改革により、教育行政の責任体制が明確化されるとともに、首長が開催する「総合教育会議^{※26}」において、一層首長部局との連携が進んでいます。

本市においては、これまでも首長部局と連携・協働し、様々な取り組みを実施してきましたが、行政がより一体となり、さらに学校や家庭、地域とも連携を深めながら、市全体で雲南市の目指す人づくりを進めます。

(1) 教育委員会の組織及び運営等の改善

【基本的な考え方】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」）の改正により、これまでの教育委員長と教育長とを一本化した「教育長」が首長によって直接任命されることや、「総合教育会議」の開催により教育行政に連帶して責任を負う仕組みが整い、首長部局との連携が強化されるなど、行政が一丸となって教育に取り組んでいます。

こうした中、本市においては、これまでも組織体制や人事面、「雲南市教育フェスタ^{※27}」等、各種のイベントなどにおいて、首長部局と連携・協働した取り組みを行ってきました。

さらに、事務局体制の強化、情報提供の充実など、教育委員会の組織及び運営の強化を図ってきました。今後は首長部局とさらに密接な連携を図り、社会や時代の要請に応じて、組織及び運営の改善を図っていきます。

＜主な取り組み＞

①総合教育会議による首長と教育委員会の連携の強化

- 総合教育会議においては、首長の下、教育に関する大綱の策定や、教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議等が行われます。
- 教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、首長部局との連携・協働をさらに強化し、施策の展開を図ります。
- 児童生徒の生命・身体の保護等に係る重大事案については「総合教育会議」により、首長主導のもと、迅速な対応を行います。
- いじめ問題については、「雲南市いじめ防止基本方針」に基づき、首長と連携して対処していきます。

②教育委員の選任における多様な人材登用の推進

- 多様な意見を教育行政に反映させるため、条例において委員定数を1名増員し6名にしています。

※26 「総合教育会議」

首長が招集し、首長、教育委員会で構成される会議です。会議は原則公開とされ、必要に応じて意見聴取者の出席を要請することができます。この会議では、教育行政に関する「大綱」の策定や、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について協議・調整を行います。また、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急に講ずべき措置についても協議・調整を行うことができ、緊急時には首長の判断により会議の招集も可能です。

※27 「雲南市教育フェスタ」

旧加茂町から雲南市に引き継ぎ実施してきた「生涯学習フォーラム」と、島根県が推進する「ふるさと教育推進事業」の成果発表会、雲南市PTA連合会研修会等を発展的に融合・統合した研修会で、本市の教育関係者はもとより、文部科学省職員、県内外の教育関係者の参加もあります。

○地教行法の改正に伴う新たな制度のもとでも、教育長と委員6名の計7名体制で、活発な会議の運営を行います。

③教育委員会の点検・評価と情報公開の推進

○地教行法では、教育委員会は毎年、その権限に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならないこととされています。また、その際には学識経験者の知見の活用を図ることとされています。今後も適正な業務の遂行のため、わかりやすい形で教育委員会の取り組みや評価を公表します。

○地教行法の改正により、総合教育会議及び教育委員会の議事については、議事録の公表が努力義務とされていることにより、積極的な公開に努めます。

○各種のイベントや取り組みについては、ホームページや広報誌等を通じ、積極的な情報の提供・公開を行っており、今後も教育委員会や総合教育会議の議事録等の公表も含め、各種媒体のさらなる活用を図るなど、情報公開の推進に努めます。

④教育委員会事務局の機能の強化

○学校教育と社会教育の協働による教育を推進していくため、「教育支援コーディネーター制度」、「地域コーディネーター制度」により、各学校にコーディネーターを配置することで、事務局としての機能の強化と社会教育による学校支援を行う体制の構築を図っていきます。

○各コーディネーターを中心に、学校と協働して、地域人材や大学生、NPO法人等、多様な人材との連携・協働により、社会教育から学校教育への支援を一層強化していきます。

○学校現場の実態を把握し、指導の向上・改善を図る指導主事や、地域と連携・協働した特色ある教育活動を支援する派遣社会教育主事など専門的職員を配置し、教育行政の質を高めていきます。

○社会や時代の要請等に対応しながら、望ましい事務局体制の強化及び事務局職員の質の向上を図っていきます。

○平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度^{※28}」への対応を含めた政策を一体的に進めるために健康福祉部「子育て支援課」「子育て相談室」を廃止し、それまで教育委員会で所管する幼児教育部門を併せて、「子ども政策課」「子ども家庭支援課」の2課による「子ども政策局」を平成27年度から設置しました。局内には、子育ての総合相談窓口として子ども家庭支援センター「すワン」を開設しました。

(2) 学校と教育委員会との連携の強化

【基本的な考え方】

学校等（保育所・幼稚園・こども園を含む）が児童生徒・保護者のニーズや、社会や時代の要請にも対応した教育・保育を主体的に行い、保護者や地域住民に対して直接的に説明責任を果たしていくためには、校長・園長・所長のリーダーシップの下で、自主的な学校運営が求められます。

一方で、教職員は勤務時間が長く、中でも一般的な事務業務や課外活動に費やす時間が特に長いことが明らかになり、働き方改革^{※29}も求められています。

※28 「子ども子育て支援新制度」

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度であり、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されたものです。

※29 「働き方改革」

平成31年4月より「働き方改革関連法案の一部」が施行され、働く人びとが、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革です。

さらに、学校を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、その対応には教職員一人の力では限界があります。

教職員の負担を軽減しつつ、児童生徒と向き合い、課題を解決していくためには、学校組織全体が1つのチームとして機能し、学校の教育力を高めていく必要があります。教育委員会は、教育の基本方針を定め、それに沿って各学校の自主的な教育活動を支援していくこと、また学校間や地域間の連携の橋渡し役となることが求められます。

こうした中、本市においては、派遣指導主事や派遣社会教育主事、また、外国語教育指導担当主事を教育委員会事務局に配置するとともに、教育支援コーディネーターを各中学校に、地域コーディネーターを各小学校に配置するなど、学校と教育委員会との連携や、学校間・地域間の連携を強化する人的な支援を行っています。

今後もこれらを継続するとともに、学校の自主性を尊重しつつ、専門的な知識をもつ人材や地域人材等とも連携・協働しながら、それぞれが専門性を發揮し、地域の中で学校をチームとして支える体制を作るための手立てを講じます。

<主な取り組み>

①学校の裁量権限の拡大

○各小中学校の特色ある教育活動を推進するための財源として、「政策選択基金（ふるさと納税）^{※30}」を活用するなど予算の確保に努めます。

②学校評価による学校運営の充実

○学校では自己評価はもとより保護者や地域住民等による学校関係者評価を行い、学校運営の改善に努めます。教育委員会は、学校より評価報告を受け、学校運営の改善に努めます。

○幼稚園・保育所・認定こども園（以下「幼稚園等」）では園評価をコミュニティ・スクールで行う地区もあることから、今後、コミュニティ・スクールを活用する範囲を広げることで、第三者による評価の実施に努めます。

③学校と教育委員会との連携の強化

○教育委員は、教育現場の意見を直接聞き、施策に反映できるよう学校訪問を行います。

○雲南市校長協議会（以下「校長協議会」）、雲南市幼稚園・保育所（園）・こども園管理職会（以下「幼・保・こ管理職会」）（業務委託園を含む）、雲南市小中学校教頭会（以下「教頭会」）、雲南市小中学校事務職員会（以下「学校事務職員会」）等との連携を強化し、協働して施策の推進に努めます。

④学校運営の効率化の推進

○多様な経験をもつ地域人材、学校司書やスクールカウンセラー等、専門的知識を有する人材を配置するなど、学校が教員、職員それぞれの専門性を生かしつつ、「チーム学校」として学校の諸課題に対応します。

○複数の小中学校の事務職員が共同で学校事務を行い、効率的・効果的で適正な事務処理を行うことにより、自主的・自律的な学校運営を推進します。

※30 「政策選択基金（ふるさと納税）」

生まれ育ったふるさとや、思いを寄せる地方公共団体（都道府県や市町村）を応援したいという気持ちをかたちにする仕組みとして、地方公共団体に対して寄附をした場合に、税制上の優遇措置を受けることができる制度です。本市では、寄附金の使途を「市民提案」「住民自治」「定住環境」「保険・医療・福祉」「教育・文化」「産業・雇用」「市長が特に必要と認める事業」の7つの政策（事業）に設定し、納税者はその使途を選ぶことができます。

- 事務処理方法等については、学校事務職員会、校長協議会、教頭会等と連携を図り、全教職員の参画による学校運営となるよう努めます。

⑤教職員研修の充実

- 教員の授業力向上と教職員の児童・生徒に対する理解を深めることを目的に、高い指導力をもつ教員等を招聘し、教職員への授業指導や示範授業等による研修を実施します。
- 研修内容や開催時期の見直しなど、学校や教職員の負担軽減を図りながら教職員の指導力向上に向けた支援を行います。
- 人権・同和教育や特別支援教育、外国語活動、キャリア教育などの研修を継続して実施するとともに、教育現場のニーズに沿った研修内容の充実を図るほか、高等学校や大学等とも連携し、各教科や専門的な指導に関する情報交換、交流の機会等を作るなどして、教職員の指導力向上に向けた支援に努めます。

⑥教職員の働き方改革

- 「学校の働き方改革推進委員会^{※31}」にて策定した「雲南市立小中学校教職員の働き方改革プラン^{※32}」に基づき、教職員が自信・誇り・やりがいを持ち、児童生徒に質の高い教育活動を持続的に行うことができるよう教育委員会と学校は連携して、教職員の働き方改革を推進します。
- 教員の働き方改革に向け校務システム等について、教育情報セキュリティポリシー策定を通して必要な環境の整備を行ったうえで積極的に推進します。

(3) 保護者・地域と教育委員会・学校との連携の強化

【基本的な考え方】

学校だけでは経験できないことを子どもたちに体験させるためには、家庭や地域の中で子どもを育てる、学校活動へ積極的に参画するという視点が重要です。一方で、それは教育に対する保護者・地域住民の多様なニーズに応えることや、大人のもつ能力を地域に還元することにもつながります。

このように保護者・地域住民と教育委員会・学校との関係を強化するためには、行政や学校が教育施策や教育活動について説明責任を果たすことが必要です。また、協働して教育施策や教育活動を行うためにも、情報の積極的な発信が不可欠です。

本市においては、学校運営や課題について、学校と地域が力を合せ一体となって取り組みを進めていくために、平成27年度にコミュニティ・スクール導入事業を取り入れ、令和元年度に全ての中学校区において設置しました。今後は、学校・家庭・地域が教育目標やを目指す子ども像、課題意識を共有し、学校運営に対するより積極的な地域の参画により、社会総がかりでの教育をめざします。

また、学校や地域の活動においてPTAの果たす役割は重要です。少子化に伴い、PTA会員の数は減少しているものの、家庭の教育力の向上に向けた取り組みや、地域への奉仕活動等に積極的に取り組んでいます。活動の活性化のため支援を充実していきます。

※31 「学校の働き方改革推進委員会」

教職員の働き方改革を検討するために、令和元年度に市内小中学校及び教育委員会の代表者により設置した委員会です。

※32 「雲南市立小中学校教職員の働き方改革プラン」

「学校の働き方改革推進委員会」にて策定した市内小中学校教職員の働き方改革に関する計画です。

＜主な取り組み＞

①積極的な情報の発信

○学校等は、学校・学級便り・園だよりやホームページ等を通じ、活動の様子を保護者や地域住民に情報提供し、活動に対する理解や協力・支援を呼びかけます。

②保護者や地域住民の参画・協働の促進

○ふるさと教育、登下校の見守り活動や通学合宿など多くの活動において、保護者はもちろん、地域や地域自主組織の協力が欠かせない状況であり、引き続き保護者や地域住民の積極的な参画を促し、市民との協働による本市教育の推進に努めます。

○学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくため、平成31年度に全ての中学校区でコミュニティ・スクールを導入しています。今後も、中学校区で目指す子ども像や取り組みについて、地域全体で共有し、解決に向けて取り組むことができる本制度の活用を図ります。

③PTA活動の活性化と支援の充実

○学校では、それぞれPTA連合会が組織され、研修会を開催するなど、家庭の教育力の向上を目指した取り組みが展開されており、今後も連携・協働していきます。

④保護者・地域住民からの要望への対応

○各種計画の策定にあたっては、パブリックコメント制度の活用による意見募集や、会議への市民の参画を得ています。今後も地域住民の意見・要望が施策に反映できるよう、意見募集等を積極的に行います。

○幼稚園・こども園PTA連合会からの要望を受け、施策や施設修繕に反映します。

(4) 関係機関との連携・協働の推進

【基本的な考え方】

本市では地域や保護者による学校支援や、地域自主組織を中心とした地域活動が盛んであり、様々な形での学びあいが行われています。一方で、キャリア教育に関する取り組みに参加する外部の若者の姿も目立ってきました。

こうした外部人材の学校での登用を進め、地域と学校が協働して活動することで、様々な取り組みの実現や課題の解決などを目指します。

また、平成29年度に設置した「雲南市教育魅力化推進会議」では、「認定NPO法人カタリバ」や「NPO法人おっちラボ」「UNNAN子育ち応援会議」といった団体からの参画を得ることにより、固定観念にとらわれない大胆な発想も含めた提案がありました。今後もこうした団体等と連携・協働しながら開かれた教育行政をさらに推進していく必要があります。

＜主な取り組み＞

①ネットワークの拡大

○地域や学校と外部人材をつなぐためには、行政が中心となり、NPOや民間企業、団体等様々な主体とのネットワークを作り、地域のニーズと多様な主体が提供するノウハウや能力とのマッチングが重要であり、首長部局や関連団体等との関係を強化するとともに、積極的に多様な主体とかかわっていくことで、ネットワークを拡大していきます。

②地域人材との協働による地域づくりの推進

- 若者の減少が著しい本市において、地域の担い手や地域が抱える課題を共有し解決策を共に考え実践する人材は、持続可能な地域づくりを進めていく上で非常に重要です。
- まちづくり・地域づくりのノウハウをもつ団体やN P O、大学等の人材の誘致をさらに強化するとともに、地域住民との協働を支援することで、地域の担い手を地域の中から育成する取り組みを充実させます。

2. 地域の実状等に応じた教育環境の整備

近年の少子化により、本市の子どもの数は大幅に減少しており、子どもや保護者、地域を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。子どもの豊かな「育ち」や「学び」を保障していくため、子どもの出生数などを予測するなど長期的視野に立ち、地域の実状も考慮しながら、施設整備も含めた今後の学校の在り方について検討し、適切な教育環境の整備を行います。

また、子どもが学校内外において、安心して学習や生活ができるよう、安全対策など教育環境の整備に努めます。

(1) 学校の適正規模・適正配置の推進

【基本的な考え方】

少子化の影響により本市の子どもの数が減少する中、市教育委員会では、平成21年度に策定した「雲南市立学校適正規模適正配置基本計画（以下「適正規模適正配置基本計画」）^{※33}」に基づき、学校の統廃合などについて保護者・地域との合意を最優先にし、より良い教育環境の整備に努めてきました。

今後は、国において学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、学校教育法が改正され、平成28年度から施行されている義務教育学校制度の雲南市における導入に向けた検討を進め、適正規模適正配置基本計画の基本的な5つの考え方（※）をふまえ、より良い教育環境になるよう努めていきます。

※ 詳細はP73：適正規模適正配置基本計画抜粋参照

＜主な取り組み＞

- 少子化により定員割れしている幼稚園や、極小規模・小規模な学校もあり、地域の実状（集落の点在、地域と連携した教育活動等）に応じた教育環境の整備に努めます。
- I C T（情報通信技術）を活用し、様々な規模の学校においても適切な教育環境となるよう検討します。
- 幼稚園・保育所は、それぞれの施設の良さを併せもつ認定こども園化を進め、幼稚園から幼稚園型認定こども園に、保育所から保育所型認定こども園への変更を進めていきます。

(2) 学校施設整備と安全管理の推進

【基本的な考え方】

全ての学校施設において、普通教室に空調設備を整えました。引き続き老朽化した設備や、耐用年数をむかえる施設の更新などの安全面はもとより、学習環境の面からも適切な学校施設となるよう、計画的な整備を行います。

※33 「雲南市立学校適正規模適正配置基本計画」

雲南市において、子どもの健やかな「育ち」「学び」を最優先に考え、保護者や地域住民の意見や、地域の実情等を総合的に判断し、その場合の適正な学校規模・学校配置についての基本的な方向性を示した計画です。

<主な取り組み>

- 今後も児童生徒の安全確保を第一とし、地域の防災拠点としての機能も備えた施設となるよう、老朽化した設備等の計画的な整備を行います。
- 木次こども園は、旧木次幼稚園と旧木次保育所の2つの建物に分断されているため、建物を統合した新たな「木次こども園」の建設を進めています。
- 施設の防犯対策等の安全管理については、危険性や緊急性を考慮して計画的に改善していきます。

(3) 幼児児童生徒の安全確保の推進

【基本的な考え方】

本市においても登下校中に児童生徒が不審者に声をかけられるなどの事案が発生しています。また、県外では学校（施設）外での活動中に自動車事故に遭遇する事案の発生があり、教育活動中の安全確保の重要性がさらに指摘されました。地域全体で子どもの安全を確保していくには、関係機関との連携・協働は欠かせません。

こうした中、市教育委員会、学校、地域それぞれが、子どもを危険から守るために活動を行っているほか、連携した取り組みを展開しています。

今後もこうした活動を継続するとともに、さらに連携を強化し、子どもが安全に生活できる環境を整備していきます。

<主な取り組み>

①雲南地域子ども安全センターの充実

- 雲南警察署、奥出雲町、飯南町と「雲南地域子ども安全センター」を設置し、地域住民による見守り隊の結成支援や、防犯・見守りボランティアの研修、不審者情報のメール配信等の活動を行っており、今後も継続して実施していきます。

②危機対応の充実

- 学校等では、児童生徒が登下校中などに不審者に遭遇した場合や、学校等に不審者が侵入した場合の対処法、大型地震や中国電力島根原子力発電所の事故等、大規模災害の発生に備えた防災訓練にも取り組んでおり、今後も雲南警察署等、関係機関と連携を図りながら、危機対応の充実に努めます。

- 緊急事案など学校から保護者へ連絡する際は、メール配信システムを利用し、すみやかに対応します。

③登下校時の安全の確保

- 平成25年度末に策定した「雲南市通学路交通安全プログラム」に基づき、雲南市通学路交通安全推進会議を開催し、通学路の安全確保に向け継続的な対策協議により、引き続き、通学路の安全確保に努めています。

- 不審者による児童生徒への犯罪が発生していることから、「交通安全面」だけでなく、「防犯面」でも子どもの安全対策も必要となっています。平成30年度においては、「登下校防犯プラン」に基づく緊急合同点検を学校及び雲南警察署等関係機関とともに実施し、必要な対策等について協議してきました。今後も、防犯の観点からも通学路の安全確保に努めています。

- 各地域では、「子ども見守り隊」や「青色防犯パトロール」など、登下校時に子どもを見守る、地域住民による防犯ボランティア組織が結成されています。
- 見守りボランティアなどの担い手の確保が難しいなか、子どもを見守る「地域の目」を少しでも多く増やしていくことが重要であるため、地域住民へ「ながら見守り^{※34}」の協力を呼びかけるなど、町ぐるみ、地域ぐるみでの安全確保に努めており、こうした取り組みを今後も継続して行なっていきます。

④園外活動中の安全の確保

- 幼稚園等では、園外活動時の安全性を高めるため、安全マップを作成し危険箇所の抽出を行っています。また、県外において、保育所での園外活動中に発生した事故を受け、園外活動中の安全管理を徹底するための園外保育マニュアルを全園で作成しました。これらマップやマニュアルに基づき、園外保育時の安全管理に努めます。

⑤関係機関との連携の強化

- 児童生徒が登下校時に危険を感じた場合にかけ込むことができる「子ども110番の家」に指定されている事業所や民家、雲南警察署など関係機関との連携を強化し、子どもの安全確保に努めます。
- 雲南地域子ども安全センターの活動を一層強化し、広域での危機管理を行なっています。

(4) 学校施設の地域開放の推進

【基本的な考え方】

現在、体育館や校庭などの学校施設を地域住民に広く開放しています。近年は多くの地域住民が、学校の様々な活動支援のため、学校を訪問する機会が多くなってきています。こうした地域住民の学校支援の輪を広げていくためにも、今後はさらに学校が地域活動の拠点としての役割も果たしていくことが求められています。

市教育委員会及び学校は、今後もこうした学校施設が、地域活動の拠点としての機能を発揮するよう継続して開放を行います。

<主な取り組み>

- 学校が地域活動の拠点としての役割を果たしていくため、地域への学校施設の開放や、その使用に関してわかりやすく周知するなど、学校施設を使用しやすくするよう改善します。
- 国の打ち出した「新・放課後子ども総合プラン^{※35}」では、放課後子ども教室や放課後児童クラブを新たに整備する際には学校施設を活用することとされています。これらも含め、学校施設の管理に配慮しつつ、地域住民が学校を訪問しやすくなるよう、施設や設備の有効な利用ができるよう努めます。

^{※34} 「ながら見守り」

日常生活や事業活動の中で「防犯の視点」で通学路等を見守っていただく活動です。

^{※35} 「新・放課後子ども総合プラン」

厚生労働省と文部科学省は、次代を担う人材を育成するとともに、共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に、両事業の計画的な整備を進められてきました。新プランでは、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」「待機児童」の解消をめざし、令和5年度末までに放課後児童クラブに約30万人分の受け皿の整備や、両事業の一体的な運営の促進、学校施設の有効活用を図ることとされています。

(5) 安全・安心な学校給食の提供

【基本的な考え方】

学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事を児童生徒に提供することにより、児童生徒の健康の保持増進に大きな役割を果たしています。

また、自立して生きていく力を養うためには、食生活の乱れや偏食に陥らないよう、「食育」を通して正しい食習慣を身につけることが必要です。

食に関する指導を効果的に進めるとともに、学校給食を教材とした食育の展開等、給食の時間はもとより、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等も活用していきます。

＜主な取り組み＞

- 民間委託業務については、第三者機関により衛生管理面、品質管理面等の評価を項目ごとに実施し、市教育委員会は、民間事業者との連携のもと責任をもって、安全・安心な学校給食を提供できるよう努めます。
- 食材の調達は市が直接行い、地元産の食材の調達・確保に努め、地産地消を推進しています。特に米、卵、牛乳では100%地元から購入しています。
- 食物アレルギーについては、原因となる食物、症状は多様化しており、個々の児童生徒の実態に即した対応の必要性が高まっています。それぞれのアレルギーの症状や対応について協議の場を設け、学校と連携して安全対策に努めます。
- 施設の効率的な運営及び安全・安心な学校給食の提供を目的に、施設の整備・修繕に努めます。

3. 地域全体で教育に取り組む仕組みづくり

平成18年に改正された教育基本法では、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の項目が新たに追記され、「学校支援地域本部事業^{※36}（現『地域学校協働本部事業』）」や「コミュニティ・スクール」といった施策が推進されてきました。本市においては、独自に配置している教育支援コーディネーターを推進役として、それらの事業を活用し地域全体で子どもの教育に取り組む体制づくりに努めてきました。

また、令和2年度から順次実施される新学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程の実現」が基本理念になっています。これは、子どもが将来社会で生き抜くために必要な力を学校が育むにあたって、社会とのつながりを考えた教育課程を編成し、家庭や地域等と共有・連携していくものです。

今後も国・県の方針を踏まえ、こうした事業を活用しながら、各種コーディネーター制度の発展・充実を図るとともに、NPOや地域自主組織等と連携を図りながら、学校・家庭・地域等が連携・協働して子どもの教育に取り組んでいきます。

また、将来の雲南市を背負って立つ人材を育成するため、高等学校と連携し様々な事業を展開してきました。今後は高校版のコミュニティ・スクールとも言

※36 「学校支援地域本部事業」

本事業は、学校と地域との連携・協働体制を構築するため、地域をあげて学校を支援する機運を醸成するとともに、多様な形態のボランティア活動を掘り起こそうとするものです。具体的には、各中学校区を単位とした「地域教育協議会」（子どもを考える会等）の設置や、学校と地域とを結ぶ「教育支援（地域）コーディネーター」の全小学校への配置など、学校支援体制の構築を図っています。

また、教育支援（地域）コーディネーターが掘り起こす各種ボランティアによる学校支援を通して、教員の負担軽減を図り、教員が児童生徒と向き合う時間を確保するとともに、住民の知識・経験や学習成果の活用機会の拡充、ひいては地域の連帯感の醸成、地域の教育力の向上が図られることを成果として期待されています。

える「高校魅力化コンソーシアム^{※37}」の設置など、高等学校との連携・協働体制を一層強化していきます。

(1) 学校運営協議会を中心とした連携・協働の強化

【基本的な考え方】

学校・家庭・地域・行政の連携・協働を強化していくためには、推進する体制（「組織」「人材」「内容」）が非常に重要になってきます。

「組織」としては、コミュニティ・スクールがあり、本市では平成27年度から設置に向けた事業に取り組み、平成29年度から令和元年度の間にすべての中学校区で設置を行ったところです。

その組織を運営していく「人材」としては、平成18年度から中学校区に配置している教育支援コーディネーターを継続して配置してきました。また、小学校には学校支援地域本部事業を活用し地域コーディネーターを配置、高等学校には教育魅力化推進事業を活用して教育魅力化コーディネーターを配置するなど、学校と地域等が連携して子どもの教育活動を行うための人的支援を行ってきました。

さらにその組織で協議・実施していく「内容」として、本市には「『夢』発見プログラム」があります。

第一次雲南市教育魅力化推進アクションプランにおいても、学校内外を通じたキャリア教育の一層の充実を図るため、「『夢』発見プログラム」の理念を市民全体で共有するとともに、学校だけではなく家庭や地域で行う教育活動においてもその理念に沿った指導・支援ができるようにしていくことが重要であると位置づけられました。「社会に開かれた教育課程」を実現していく上においても、将来子どもたちが変化の激しい社会をより良く生き抜くために必要不可欠なプログラムとなるよう、学校運営協議会でも議論していく必要があると考えます。

<主な取り組み>

①地域が一体となった学校支援体制の整備・充実

- 学校・家庭・地域・行政の「を目指す子ども像」の共有化を図ったり、子どもの状況や中学校区に合った学校支援の在り方等について実践に向けた協議を行ったりするため、「学校支援地域本部事業」により、中学校区を単位とした「地域教育協議会（「子どもを考える会」など）」を設置しています。
- 地域教育会議等の組織を中心に、学校・家庭・地域・行政が連携・協働した具体的な実践に発展できるよう支援に努めます。
- 教職員の働き方改革を進めるうえでは、地域や保護者の理解が必要となります。学校業務は勿論これまで地域とともにを行っていた行事等についても見直しを進めています。
- 地域が一体となった学校支援の推進組織として、本市では中学校区を単位として設置した学校運営協議会があります。学校運営協議会は、中学校卒業時点のを目指す子ども像を設定し、その実現を図るための方策を協議・実施していくこととします。

※37 「高校魅力化コンソーシアム」

教職員や生徒・保護者、小中学校、大学、社会教育機関、地元企業、地域住民、関係団体等の多様な主体が参画し、魅力ある高校づくりに取り組む協働体制です。島根県教育委員会では、平成31年2月に策定した「県立高校魅力化ビジョン」において、「高校魅力化コンソーシアム」を、令和3年度までにすべての県立高校において構築することを示されました。

○人的資源の集中化を図るため、地域の実状に応じて既存の組織を見直し統合・整理等を行います。

②地域の情報の共有・発信

○学校は、配置された各コーディネーターを有効に活用し、地域情報の収集や地域との情報の共有、地域への情報発信に努めます。

○学校運営協議会は、「社会に開かれた教育課程」の実現のため、「『夢』発見プログラム」の発展・充実を図ることで、子どもたちのキャリア発達を支援します。

③学校支援ボランティアの充実

○各小学校の地域コーディネーターの活動により、市民がボランティアとして学校を支援する動きが高まりました。高齢化等により後継者の確保が難しくなっていますが、活動の継続に努めます。

○各学校は、引き続き学校支援ボランティアと連携して、子どもの多様な学びを支援します。

○活動を支援するとともに、ボランティアの拡充を図るため、養成の機会や場を創出するなど、さらなる活動の充実に努めます。

④生涯学習支援機能を備えた学校づくりの推進

○各学校では、様々な知識や経験をもった大人が教育活動に参画する機会や場を提供しており、今後も子どもの多様な学びにつなげるとともに、参画する大人が知識や経験、学習成果を発揮する場となるよう努めます。

(2) 高等学校や高等教育機関との連携の強化と協働の推進

【基本的な考え方】

平成25年～27年度に「地域でつなぐキャリア教育モデル事業^{※38}」の指定を受け、市内の高等学校と連携した取り組みを展開してきました。具体的には、高校生が授業の一環として地域の小学生に英語を教えたり、高等学校の授業に社会人や大学生が参画したり、地域自主組織の活動に高校生が参画したりする取り組みを行いました。さらに、「『夢』発見プログラム」の高校版を策定し、就学前から高等学校まで一貫したキャリア教育推進体制を確立することができました。

平成28年度からは、県教育委員会が主催する教育魅力化推進事業を導入し、N P Oと連携して教育魅力化コーディネーターを市内高等学校に配置するなど、高等学校と連携・協働した取り組みを加速させてきました。

その結果、年々減少傾向にあった市内中学生の市内高等学校への進学率が上昇に転じるとともに、「将来雲南市に住みたい・雲南市で働きたい」といった高校生が増えてきています。

さらに、令和元年度には、県立高校や基礎自治体（市教委含む）、県教育委員会が対等な立場で高等学校のあり方や特色ある取り組み等について協議する会議体を新たに設置することとしました。

こうした連携から協働へと発展させることにより、高校魅力化の取り組みをより一層推進していきます。

^{※38} 「地域でつなぐキャリア教育モデル事業」

将来、地域への愛着と誇りをもって社会的・職業的に自立できる、「ふるさとを愛し未来を切り拓く子ども」を育成するため、高等学校を拠点として、小中学校及び地域との連携を強化し、「地域ぐるみで人材を育てる」キャリア教育モデルを創出することを目的とした、島根県教育委員会の事業です。

＜主な取り組み＞

①高等学校との連携・協働の推進

- 「人口減少問題が叫ばれる中、持続可能な地域づくりは喫緊の課題であり、とりわけ高等学校卒業時において地域に愛着と誇りをもつことができるようなキャリア教育の充実が重要」との認識から、本市が進める地方創生総合戦略における人財育成部門（「子どもチャレンジ」）として、より一層高校との連携を強化し、高校生の様々なチャレンジを応援する取り組みを展開していきます。
- 県立高校や基礎自治体（市教委を含む）、県教育委員会が対等な立場として参画する会議体として、コミュニティ・スクールの高校版とも言える「雲南市高校魅力化コンソーシアム」を令和元年度に設置しました。本市では3校（大東高校、三刀屋高校、三刀屋高校掛合分校）で一つの協議体として、各校の特色をこれまで以上に発揮しつつ、3校が連携・協働して実施できる取り組みを推進していきます。
- 市教育研究会の活動では、英語や国語、数学等の教科における共同研究が始まるとともに、中学校区においても、中高の教員同士が協議を行う場が設定されるなど、教員間の連携も深まっており、引き続き連携体制を強化していきます。
- 「地域でつなぐキャリア教育モデル事業」により、高等学校までの一貫したキャリア教育の推進と、学校を核とした家庭、地域、行政の連携・協働を推進していくシステムの構築を図ります。

②高等教育機関との連携

- 本市が行う様々な事業において、県内の大学をはじめ、県外の大学生等にも講師として参画を得るなど、一層の連携を図ります。
- 島根大学の実施する「1,000 時間体験^{※39}」など県内外の大学等と様々な取り組みにおいて学生の受け入れを行います。
- 様々な会議において、島根大学や島根県立大学等の高等教育機関からの参画を得ており、今後も引き続き専門的な知見を活用していきます。

（3）関係団体との連携の強化

【基本的な考え方】

地域全体で教育を行うためには、様々な団体とのネットワークを作り、多様な主体が連携・協働しあうことで学び、地域活動を活性化していくことが求められます。関係団体との連携を強化し、地域の教育力の向上に資する取り組みが行えるよう努めます。

＜主な取り組み＞

- 文化ホールや体育館等の指定管理を受けている指定管理団体や地域自主組織では、放課後や週末・長期休業における子どもの活動支援をされており、今後も引き続き連携して行っていきます。
- 中学生の職場体験学習の受入を行う民間企業、その他NPO法人等とも連携・協働を図り、地域全体の教育力の向上につながるよう、様々な事業を展開しています。今後も協力して事業を展開できるよう、さらに連携を強化していきます。

※39 「1,000 時間体験」

島根大学教育学部が行う、さまざまな体験学習を1,000時間行うことを卒業要件とする取り組みで、さまざまな機関、団体と連携し行っています。

第2章 「生きる力」を育てる学校教育の推進

1. 「『夢』発見プログラム（雲南市キャリア教育推進プログラム）」の推進

本市では、第3次計画において、キャリア教育を「将来社会的・職業的に自立して強く生き抜くために必要な意欲・態度を身につけることをねらいとして行われる教育活動の総体としてとらえ、児童生徒の『知・徳・体』の調和のとれた発達を促す教育」と定義し、本市の教育の中心に位置づけてくこととしました。

具体的には、平成21年度から取り組んできている『夢』発見プログラム（雲南市キャリア教育推進プログラム）を、第2次計画において「本市の特色を生かした教育活動の柱」に据え取り組むとともに、第3次計画においても引き続き推進を図ってきました。

その間、平成23年度から児童期版、平成28年度から高等学校版を策定・施行し、就学前から高等学校まで一貫した教育理念の下、キャリア教育の視点をもった教育活動が展開されてきました。

今後もこうした方針を引き継ぐとともに、平成30年度に調査研究に取り組んだキャリア・パスポート（『夢』発見ファイル）との連動や、学校運営協議会等の中学校区内での議論を通して、家庭や地域とより一層の連携を図りながら推進していきます。

（1）キャリア教育の推進

【基本的な考え方】

キャリア教育の推進にあたっては、これまでの教育課程をキャリア教育の視点で見直し、さらに創意工夫し、教育活動全体を通して組織的、系統的に取り組んでいくことが重要です。

令和2年度から順次実施される学習指導要領において、「児童生徒が学ぶことと自己の将来のつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質、能力を身につけていくことができるよう特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること」と明記され、キャリア教育の一層の推進が求められています。

本市においては、キャリア発達に必要な基礎的・汎用的能力を小中高の発達段階に応じて育成するとともに、その基盤となる力を児童期において育成することとしています。今後も「自立した社会性のある大人」の育成に向け、教育活動全体を通してキャリア教育の推進に努めます。

＜主な取り組み＞

①各学校の主体的なプログラムの取り組み

○「『夢』発見プログラム」では、「平和と人権」「世の中のしくみと勤労」「自然環境・歴史と文化」「基礎的体力・生活リズムと『食』」の4つの重点内容を定め、本市の全幼稚園等・学校で共通して取り組んでいきます。

○地域にはそれぞれ貴重な教育資源があり、各幼稚園等・学校はこれを生かした教育・保育活動を主体的に推進していくことで、それぞれの幼稚園等・学校の特色を發揮することができます。各幼稚園等・学校は、プログラムの展開に際し共通教材の取扱いの工夫や、プログラム以外の地域教材の活用など、一層創意工夫を凝らした活動を実践します。

②推進体制の充実

○各幼稚園等・学校の特色あるキャリア教育の推進には、校内での共通理解、推進体制の構築を図ることが必要であることから、そのための研修

会の実施や、保育所（園）・幼稚園・認定こども園・学校間の情報交換の場の設定、「『夢』発見プログラム」の積極的な推進に向けた支援を行い、さらなる充実と発展を目指します。

③地域ぐるみの支援体制の構築

- キャリア教育を推進するには、家庭や地域等との協力が不可欠です。特に「『夢』発見プログラム」の推進にあたっては、「『夢』発見ウィーク」など、事業所や地域自主組織、家庭との協力なくしては実施できないものもあり、今後も連携しながら実施していきます。
- 市民全体への啓発活動を行うことはもとより、各コーディネーター、幼稚園等、学校、PTA、地域自主組織等と協力し、学校教育と社会教育の連携・協働を図ることが重要です。新学習指導要領でめざす「社会に開かれた教育課程の実現」を図るためにも、学校運営協議会をその推進組織に位置づけるなど、地域ぐるみの支援体制の構築をめざします。

（2）ふるさと教育の推進

【基本的な考え方】

ふるさと教育とは、地域の自然・歴史・文化・伝統行事・産業といった教育資源（「ひと・もの・こと」）を活用した学習を通して、ふるさとに誇りをもち心豊かでたくましい子どもの育成、さらには地域の一員として地域に貢献したり、地域を大切にしたりする心を培う教育活動です。例え将来島根県外に出て行って暮らしたとしても、ふるさとのことを誇りに思う気持ちを発達段階に応じて培うような仕組みや体制づくりが重要です。

本市では、これまで行ってきたふるさと教育を「『夢』発見プログラム」の根底に位置づけ、一層の充実を図っていくとともに、各学年のふるさと教育の中心的なプログラムを軸に、各校の地域の実態と資源を生かした取り組みを進めています。そして、ふるさと教育をはじめとして全ての教育活動において、学校支援体制の拡充を図るため、教育支援（地域）コーディネーターが中心となり、各校の支援者人材バンクの整備に努めます。

＜主な取り組み＞

①「『夢』発見プログラム」の推進によるふるさと教育の充実

- ふるさとの教育資源である「ひと・もの・こと」を活用する「『夢』発見プログラム」は、ふるさと教育推進の基盤となります。幼稚園等・学校は、幼児児童生徒が学んだ地域の特色や魅力を、学習発表会等を通じて地域に情報発信します。
- ふるさと教育を進めていく上で、「地域を知る」「地域課題について（自分に何ができるか）考える」「地域課題の解決に向けた改善策を考え実践する」といった幼児児童生徒の発達段階に応じた取り組みが重要であり、学校は地域自主組織等と連携しながら活動の充実に努めます。
- 「『夢』発見プログラム」を推進することは子どもだけでなく地域の大人にとっても、ふるさとに自信と誇りをもち、夢と希望を抱くことにもつながることから、自らの知恵や技能などを生かすことのできる機会の提供に努めます。
- 「『夢』発見プログラム」とふるさと教育の一層の充実を図るため、その推進役として、引き続きコーディネーターの配置など、学校支援体制の強化を図ります。

②地域教育資源の発掘と積極的な活用

○幼稚園等・学校が、地域に潜在している多くの教育資源を発掘し、学校教育に生かしていくには、幼稚園等・学校と地域や行政との連携が大切です。

○学校は、コーディネーターと連携・協働して常に新しい地域資源の発掘を行い、学校独自の「ひと・もの・こと」の情報を集約し、自校の教育活動への活用を図ります。市教育委員会は、市全域での教育資源の共有化を図り、学校の積極的な活用の促進を図ります。

2. 幼児教育の充実

平成24年8月に子ども・子育て関連3法^{※40}が成立したことにより、国は幼稚園、保育所に加え、認定こども園を普及し、この関連3法に基づき、幼児期の教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととされました。

本市では、合併前の平成15年から「教育創造プロジェクト」の中で幼保一体化の推進を目指してきました。そして、「『夢』発見プログラム幼児期版」の策定期階から、在籍する施設に関係なく、本市の子どもを育てていこうとしてきました。これまで本市では、幼保連携型認定こども園2園に加え、平成27年度以降において幼稚園5園を幼稚園型認定こども園に、保育所3園を保育所型認定こども園に移行してきました。

新たに令和元年度から子ども子育て支援法の一部が改正され幼児教育・保育の無償化が進められることとなりました。このように、幼児教育を取り巻く環境は大きく変わりつつありますが、保育の質の向上が重要であることはこれまでと変わりません。そのため、研修の機会を設けるとともに、指導・支援体制を一層充実させていきます。

また、特に年齢の低い子どもにとって、家庭の存在は大きなものです。近年、家庭や地域の教育力の低下が懸念されていますが、保護者が子育てを自ら実践していこうとする力が高まっていくよう、情報提供や子育て相談機能の充実に取り組みます。

(1) 特色ある教育活動の推進

【基本的な考え方】

幼児期の教育は、幼児が「ひと・もの・こと」に積極的にかかわりながら、多様な体験を通して総合的な発達を促すものです。

近年、幼児児童生徒の体力の低下が指摘されています。その時期の育ちに必要な経験ができないと、身体の諸機能が育ちにくくなるだけでなく、自ら考える力やコミュニケーション能力等の「生きる力」にも大きな影響を与えます。

将来社会的に自立し、強く生き抜くため、特に幼児期には「やってみよう」「なってみたい」という意欲を持ち、体を動かす楽しさを感じることが大切です。

本市には、豊かな自然や温かな地域の人、伝承されてきた文化等があります。しかし、そこに“ある”だけでは、幼児にとって意味ある「ひと・もの・こと」

※40 「子ども・子育て関連3法」

・子ども・子育て支援法
・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

の3つの法律のことを言います。

保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するという趣旨で制定されました。

にはなりません。保育者がその価値を見出し、積極的に保育に取り入れ、幼児が自分からかかわっていけるようにしていかなければなりません。そのような地域資源や教育力を保育に生かし、幼児を取り巻く関係諸機関と連携を図りながら、幼児教育の推進を図ります。

＜主な取り組み＞

①雲南市幼児期運動プログラムに基づく「遊び」の実践

- 平成25年度に作成した「雲南市幼児期運動プログラム〈理論編〉^{※41}」、平成27年度に作成した「雲南市幼児期運動プログラム〈実践編〉^{※42}」に基づいた、保育の実践を推進していきます。そして、より充実した保育が実践できるよう、理論編、実践編、実践事例などをまとめた「運動遊びハンドブック（平成30年度）」を活用した研修会等を実施し、保育の質の向上を目指します。
- 保護者や地域住民と連携・協働して取り組むことができるよう、本市の幼児の現状や取り組み等について情報発信をしていきます。

②地域の自然環境の中での直接体験の推進

- 園外保育を積極的に行い、年間を通して地域の豊かな自然環境の中で、身体全体を使って遊ぶ直接体験や、感動体験ができるよう計画的・意図的な保育を進めています。あわせて、豊かな自然の中での様々な命あるものとのふれ合いを通して、親しみや愛情が育まれるよう保育内容の充実に努めます。
- 幼児が地域住民と様々な場所で交流し、心を通わせることは、自らが大切にされている喜びを感じること、ひいては自己肯定感の高まりにつながることから、地域住民との交流を計画的・継続的に行います。
- 地域の伝統・文化に触れるることは、住んでいる地域への愛着を育てるこにもつながります。今後も、こうした地域資源の積極的な活用によって、幼児が豊かなかかわりを経験できる教育活動を推進します。

（2）幼児教育の質の向上

【基本的な考え方】

幼児教育は、平成29年3月に新たな保育所保育指針や幼稚園教育要領、認定子ども園教育・保育要領（以下「幼稚園教育要領等」）が告示され、育みたい3つの資質・能力及び幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿が明確に示されました。そうした中において幼児を取り巻く環境の整備はその発達に重要な意味をもっています。

適切な職員配置や幼稚園等の実態に即した指導・支援を行うことができる体制の充実に努めます。

また、幼児は自分の身を守るすべをまだ十分に備えておらず、その安全確保には最大の配慮を要します。それを踏まえ、子どもの発達が促されるよう施設環境の整備に取り組みます。

社会の要請や期待に応え、幼児教育が成果をあげるために、保育の質の向上が重要です。全ての保育者が、幼児教育の基本を理解し、それぞれの学級の

※41 「雲南市幼児期運動プログラム〈理論編〉」

幼児にかかわる保育者等が心がけるべき基本事項を、運動に関してまとめたものです。文部科学省「平成25年度幼児期の運動促進に関する普及啓発事業」で作成しました。

※42 「雲南市幼児期運動プログラム〈実践編〉」

「雲南市幼児期運動プログラム〈理論編〉」を基に、子どもの心身の発達を統合的に捉え、子どもの内側から自然に芽生えてくる力を發揮させるために、このような環境の構成や大人の援助の仕方を示したプログラムです。文部科学省「平成27年度 幼児期の運動促進に関する指導参考資料作成事業」で作成しました。

実態や個々の発達の特性に応じた適切な指導が行えるよう、研修体制と研修内容の充実に努めます。

＜主な取り組み＞

①指導・支援体制の充実

- 地域の理解を得ながら、子ども同士がかかわり合い、ともに生活する楽しさを味わうことのできる教育環境の整備に努めます。
- 特別な支援を要する児童や家庭への支援等、幼稚園等に求められることは増加しています。それらに適切に対応していくことが児童の発達を支えていくことにつながります。そのため、職員数はもちろん、経験年数・年齢構成等も考慮した職員配置ができるようにしていきます。
- 子ども政策局に児童教育・保育の研修等を担当する専任の職員（教育保育指導員）を配置し、計画的・継続的・実践的な研修を通じて、職員の専門性、資質の向上を図ります。

②教育環境の充実

- 園舎内や園庭の環境づくりについては、園内研修等により適切な環境維持に取り組みます。
- 施設の維持修繕や防犯対策等の安全管理については、危険性や緊急性を考慮して計画的に改善していきます。
- 児童の好奇心や探究心等が十分に満たされ、身体的、知的、情緒的な発達が促されるよう、園庭や園舎内の環境づくりに努めます。

③保育者の保育観と児童理解の共有化

- 児童一人一人の発達に応じ、集団生活の中で遊びを通した総合的な指導を行うには、幼稚園教育要領等の内容を理解することが極めて重要であることから、市全体での研修会の開催や、園内研究会等を通して、保育者に幼稚園教育要領等の理解を促します。また、幼稚園等が地域や子どもの実態に即した教育課程や保育課程、指導計画を立案し、日々の保育を展開していくことができるよう支援します。
- 全ての保育者が年齢や各時期の発達に対応した児童理解を深め、保育上の問題や課題を解決できるよう、研修等を積極的に行います。具体的には、実際の保育を通した研究会の機会を増やしたり、指導講師を招いて学習したりする等、園内研修の在り方について助言します。
- 研修対象教職員の機会均等を図り、正規職員だけでなく非常勤の職員にも同様な園外研修への参加を促します。
- 保育所については、業務委託園、私立保育園も対象に含めて研修等を実施します。

（3）特別支援教育の充実

【基本的な考え方】

本市においても、支援を要する児童生徒が増加しています。平成27年度に開設した子ども家庭支援センター「すワン」に寄せられる就学前の児童に関する相談が増加しています。早期に子どもの特性を理解し、個々の教育的ニーズに基づいた支援・指導をしたり、関係諸機関との連携を進めたりしていくことが、自らの決定に基づき、自分らしく、自立した社会生活を送ることにつながります。

児童一人一人が大切にされ集団生活の楽しさや充実感を感じられるようにするには、保育者の特別支援教育や就学指導に対する正しい理解が必要です。

充実した支援のため、それぞれの児童の情報を共有することは支援の連続性を保つうえで非常に重要ですが、一方で、個人情報の取扱いには慎重な対応が必要です。

これまで障がい者は必ずしも十分に社会参加できる環境にありませんでした。その反省に立ち、国は障がいの有無にかかわらず、相互に人権と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる「共生社会」を目指しており、本市もその実現に向けて取り組んでいます。また、国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、国では平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が制定され、本市では「雲南省立学校における障がいを理由とする差別の解消推進に関する対応要領」を策定し、取り組みを進めています。それらの趣旨や理念に基づき、児童教育からインクルーシブ教育システム^{※43}の構築が推進されるよう取り組んでいきます。

同時に、共生社会を実現するためには、保護者や地域の特別支援教育への理解も欠かせません。その理解が深まるよう努めます。

＜主な取り組み＞

①早期の気づきと指導・支援の充実

- 「うんなんすくすくアンケート」等で子どもの育ちや特性に気づくきっかけを作ったり、特別支援学校合同相談会など相談の機会を設けたりすることで、特別な支援を要する子どもへの早期の支援ができるようにします。
- 特別な支援を要する全ての児童に対して、きめ細かな指導・支援を行うため、支援員・介助員の配置を充実していきます。
- 幼稚園等では特別な支援を要する子どもの個別の教育支援計画^{※44}を作成し、児童期から継続的、長期的な指導・支援体制ができるよう努めます。
- 平成27年度に開設した、集団生活において何らかの特別な支援を要する児童を対象とした「児童期通級指導教室『にっこりい』」の取り組みを充実させていきます。
- 子ども家庭支援センター「すワン」では、「子育て応援ハンドブック（児童期版、学童期・青年期版）^{※45}」の作成・活用などにより、子どもの発達や子育てに関する保護者の不安や悩みに対応するための取り組みを進めます。

②関係機関との連携の強化

- 個人情報の保護に配慮しながら情報交換の在り方を整理し、幼稚園等と

※43 「インクルーシブ教育システム」

「障害者の権利に関する条約」第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

※44 「個別の教育支援計画」

障がいのある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的に作成される計画です。

※45 「子育て応援ハンドブック（児童期版、学童期・青年期版）」

子ども家庭支援センター「すワン」に多く寄せられる相談事例を「Q&A」の形で紹介したり、多くの子どもに共通してみられる発達段階ごとの特徴を掲載するなど、子育て中の保護者や家族に、子育ての具体的なヒントを得ていただくために、平成28年度に児童期版、平成29年度に学童期・青年期版の『子育て応援ハンドブック』を作成しました。

療育施設や医療機関、特別支援学校、小学校等とが連携し、切れ目がない支援に努めます。

- 「医療連携シート」（平成30年度作成）の活用により、家庭・教育（保育）・医療が円滑に情報を共有し、適切な診断や医療的観点からの助言のもと、当該児童の子育てや教育の充実を目指します。

③保護者や地域の理解の促進

- 保護者が特別支援教育に対する理解を深めることができるように、幼稚園等に「園・所便り」等の発行や講演会の開催を促していきます。
- 地域に対しては、市報や研修会の開催等、様々な機会を利用し、特別支援教育に関する情報を発信していきます。

（4）幼稚園等、小学校等との連携の強化

【基本的な考え方】

幼稚園等は、それぞれが小学校以降の生活や学習の基盤の形成に重要な役割を担っています。児童教育を充実するため、児童の交流活動や保育者同士の交流、研修会等を実施し、相互理解の促進に努めるなど連携を強化します。

また、幼稚園教育要領等や小学校学習指導要領において、子どもの生活や発達の連続性を踏まえて、幼稚園等や小学校との連携や合同の研修会を設けることが明記されています。

子どもの連続した発達を保証するためには、幼児期と児童期のように、次の発達段階との接続が大変重要です。それぞれの発達段階における発達の特徴や発達の道筋を理解しなければなりません。

本市では「『夢』発見プログラム」を基盤にし、幼児期から小学校、中学校へと一貫性のあるプログラムを開発しています。そのプログラムに基づき、就学前教育では小学校への円滑な接続が行われるよう努めます。

＜主な取り組み＞

①就学前の子どもの交流の促進

- 幼稚園等の枠を超えて、児童同士の保育交流会や合同行事を積極的に開催し、児童同士が親しみながら一緒に活動する機会を設けるよう促します。

②保育者相互の交流の促進

- 0歳児からの発達の連続性を理解し、今の児童の姿を理解することが大切です。幼稚園等が相互の交流を促していくことで、保育者が発達の道筋をより理解できるよう努めます。
- 公立私立にかかわりなく、幼稚園等の合同研修会を開催し、お互いの経営や保育内容、保育方法等についての情報交換をする等、保育者の交流促進に努め、保育の質の改善を目指します。
- 園内研究会等様々な機会を捉え、幼稚園教育要領等への理解が深まるよう指導・助言を行い、保育者が共通認識をもって児童に対応できるようにしていきます。

③「『夢』発見プログラム」に基づく小学校への円滑な接続

- 児童教育と小学校教育とを円滑に接続するには、まずお互いの教育について十分に理解することが必要です。小学校の教職員に幼稚園等の保育研究会への参加を促すとともに、小学校の授業研究会に保育者の参加を促します。また、幼稚園等の保育者が小学校で授業を、小学校教諭が幼稚園等で保育をするような取り組みを提案していきます。

- 各中学校区のコミュニティ・スクール（子どもを育てる会等）での情報交換や意見交換会、研修会等の開催を促進します。
- 幼稚園等と小学校双方にとって有意義な交流ができるよう研修や交流会等の内容を工夫します。

（5）家庭教育支援の充実

【基本的な考え方】

家庭は教育の原点であり、生涯を通して生きていく上で必要な習慣を身につけ、人への温かな心情を育む大切な場所です。近年、少子化や核家族化、情報化等の社会の変化や、ライフスタイルの変化、人間関係の希薄さ等によって、子育ての孤立化や育児不安の深刻化が進んでいます。また、保護者の就労などにより、親が子どもにかかる時間が減少しています。

このような現状を踏まえ、平成18年に改定された教育基本法では「家庭教育」の項目が新たに加えられました。

幼稚園等においても、育児を担う保護者及び家庭への支援の必要性が年々増えてきています。これまででも幼稚園等は、それぞれの家庭の実状に配慮しながら、相談に応じたり、アドバイスを行ったりしてきました。また、「園・所便り」等を通して幼児期に大切にしなければならないことや、子育てに関する情報を保護者に提供してきました。これまで以上にこうした相談や助言、情報発信等の家庭支援をしていくよう努めます。

また、幼児の心身の成長に密接にかかわる食について、「雲南市食育推進計画^{※46}」に基づき、幼稚園等は家庭への啓発や地域住民との調理体験や農業体験等を通して、食や生命に対する感謝の心を育み、食育の推進に努めます。

一方、職業等をもついていても子どもを幼稚園に通わせたいという保護者に対する支援として、幼稚園における預かり保育を実施しています。対象の園を徐々に拡大し、平成30年度からは、小規模幼稚園4園を含むすべての幼稚園、幼稚園型認定こども園での預かり保育の実施を開始しました。

さらに、子育て相談機能については、子ども家庭支援センター「すワン」を子育ての総合相談窓口として開設し、保護者や在籍先（保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高校）からの様々な相談に応じ、在籍先への支援につなげるとともに、保護者自身が喜びを感じながら子育てができるように課題に対する支援を行っていきます。

しかしながら、幼児を取り巻く様々な社会環境や家庭環境の変化によって、幼児の基本的な生活習慣の欠如、コミュニケーション能力や自制心、規範意識の不足、運動能力の低下等様々な面での問題が懸念されています。

このような幼児期の子どもの育ちの変化に対応するためには幼稚園等だけでなく、幼児にかかる諸機関がそれぞれの専門性を生かしながら、課題解決に向けて連携・協働する必要があります。

＜主な取り組み＞

①保護者への相談や助言、情報提供の充実

- 「子どもとどう接したらよいかが分からず」「誰に相談してよいかわからない」という保護者もいることから、積極的に子育てに関する相談

^{※46} 「雲南市食育推進計画」

豊かな食に恵まれた本市の風土を次の世代へしっかりと受け継ぎ、将来にわたって市民が健康で豊かに暮らせるよう願いを込め、平成20年度に策定されました。この計画は、「子どもの調理活動や生命にふれる体験を増やしていく取り組み」「食育に関して若い世代を応援する取り組み」「雲南市の恵まれた食をもっと多くの市民に知ってもらう取り組み」から構成されており、これらの取り組みを推進するための体制づくり、計画の実現に向けた様々な施策が盛り込まれています。

や助言を行い、情報を発信していきます。

- 保護者に様々な研修の場を提供したり、いろいろな情報発信をしたりすることで、子育てにおける家庭の役割の重要さを再認識できるようにしたり、子どもへのかかわりを改善したりできるようにしていきます。
- 小学校等関係機関と連携・協働しながら行ってきた「早寝早起き朝ごはん」等の取り組みを推進します。
- 関係諸機関が実施する「親学プログラム^{※47}」等の開催について、周知していきます。
- 保護者同士が交流できる学級懇談会や子育てフリートーク、保育に参加する機会等の開催に努めます。
- ホームページで様々な情報発信をすることで、子育ての重要さや子どもの活動の意味等について保護者の理解が深まるよう努めます。

②幼稚園・認定こども園における預かり保育の充実

- すべての幼稚園、幼稚園型認定こども園での預かり保育を実施します。
- 個々の特性と安全部面を考慮して人的体制を整え、特別な支援を要する幼児の預かり保育を行います。

③子育て相談機能の充実

- 子ども家庭支援センター「すワン」が子育ての総合相談窓口として相談を受け、母子保健分野や福祉分野等と連携し、それぞれの専門的な助言や情報提供などの支援に繋げます。
- 幼稚園等には、子育て支援機能をもった地域の幼児教育センターとしての役割も求められていることから、現在ある施設や環境を活用し、保護者同士の豊かなコミュニケーションや情報交換の場となるよう機能の充実を図ります。
- 地域の様々な方が気軽に利用できるような雰囲気づくりをしながら、安全部面に配慮し、園庭の開放等を実施しています。
- 未就園児親子見学会や幼稚園等の開放を行い、家庭にいる幼児・保護者の交流や、子育て相談の機会を設けるように努めます。

④相対的貧困^{※48}の状態にある家庭への支援

- 様々な機会を捉え、相談や経済的な支援等についての情報提供を行います。

⑤関係機関との連携の強化

- 「子育て支援センター」、専門の相談機関や療育機関、医療機関、また「身体教育医学研究所うんなん」や大学等の研究機関との連携を推進し、連絡会議の開催、専門機関からの情報提供、専門機関が主催する研修会への参加促進に一層努めます。

※47 「親学プログラム」

家庭教育支援を行う人が、主に乳幼児から中学生をもつ親（保護者）を対象に、親としての役割や子どもとのかかわり方の気づきを促すために活用する学習プログラムです。

※48 「相対的貧困」

国の文化水準、生活水準と比較して困窮した状態のことです。

(6) 地域とともにある幼児教育の推進

【基本的な考え方】

本市の全ての幼稚園等にはPTAが組織され、研修会・懇談会の開催等、それに活動を展開されています。しかし、児童数の減少や保護者の多忙感等のため、思うような活動が展開できないといった課題もあります。PTA活動の活性化により、保育者の教育力が高まることが期待され、それは子どもがより充実した生活を送ることにもつながります。PTA活動の活性化や地域との連携により、地域とともにある幼児教育を推進します。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律では、幼稚園等は自己評価が義務に、関係者評価・第三者評価が努力義務とされています。コミュニティ・スクールを活用しながら第三者評価の導入に努め、保育を改善していくことで、地域から信頼される幼稚園等となるようにしていきます。

地域の「ひと・もの・こと」を地域社会のもつ教育力として幼児教育に積極的に活用し、子どもが一層多様な経験ができるようになります。また、子育て家庭への地域の活動や働きかけが活発なものとなるよう支援します。

地域の「ひと・もの・こと」に関わることで、雲南市や自分の住む地域への愛着が育まれます。それが基盤となり、本市にとどまらず、国を愛し、世界を愛すという態度を身につけることが期待されます。

そのためには様々な文化に触れ、お互いを大切にする気持ちをもつことが肝要です。さらに、このことはそれぞれの個性を認め、共に生活をしていくとする人権・同和教育や共生社会の形成にもつながります。以上のことを見直したり、自園だけではできない活動を計画したりするなど、PTA活動がより充実するよう、支援を行います。

- 保護者がどのような研修の在り方や内容が求めているのか、ニーズを把握し、子育てのための学習機会の充実に努めます。

② 幼稚園等における評価の実施

- 幼稚園等の運営について改善を図るため、自己評価の実施・報告を指導します。また、それを踏まえて必要な指導・助言を行っていきます。
- コミュニティ・スクールを活用しながら関係者評価・第三者評価を実施できるよう支援・助言をしていきます。その評価結果を保護者に公開し、それに基づいた改善に取り組み、保護者と力を合わせて子どもの育ちを支えていけるようにします。

③ 地域と連携した教育活動の推進

- 地域の高齢者や様々な人材の積極的な活用を図り、子どもが豊かな経験をできるように努めます。
- 教育支援コーディネーター等と連携し、「ひと・もの・こと」という地域資源を開拓し、保育に生かすよう努めます。

④ 多様な文化とのかかわりの推進

- ALT（外国語指導助手）やAET（英語指導助手）、国際交流員と交流し、言葉遊びなどを通じて、様々な言語に触れるなど、様々な異文化に触れる機会を設けます。

3. 小中学校教育の充実

小中学校では、学習指導要領の改訂が行われ、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から新学習指導要領が全面実施されます。新学習指導要領では、「生きる力」を複雑で予測困難な時代の中でも、児童生徒一人一人が社会の変化に主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるために必要な力であると捉え、学校の教育活動を通じてその力を育むことが求められています。

また、今回の改訂では、この「生きる力」をより具体化し、教育活動全体を通して育成を目指す資質・能力を、「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」、「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」、「どのように社会・世界と関わり、より良い人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」の三つの柱で整理するとともに、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理が図されました。

本市においても、新学習指導要領の趣旨にのっとり、児童生徒の「生きる力」を育むための諸手立てを講じていく必要があります。

また、小中学校は、教職員による自己評価や、保護者・地域住民など学校関係者による評価を実施したり、あるいは児童生徒を対象としたアンケートを実施したりするなど学校評価を行い、その結果を公表するとともに、これを生かして教育活動の改善に努める必要があります。

市教育委員会では、学校が抱える諸課題の解決に向けた支援体制の確立や、学校が充実した教育活動を展開するための人的・物的環境の整備・充実を図ります。

また、授業力や学級経営力など、教員の資質向上に向けた指導・支援体制を拡充・強化し、「生きる力」の育成を目指した学校教育のさらなる推進に努めます。

(1) 確かな学力の育成

【基本的な考え方】

確かな学力を育成するためには、児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などを育むとともに、主体的に学習に取り組む意欲的な態度を養い、個性を生かす教育に努める必要があります。

そのためには、授業力の向上を図り、児童生徒が生涯を通じて主体的に学び、定まった答えのない課題に向き合い、最善解を導き出す力の基礎を作ることが求められます。また、児童生徒の実態を把握し、個に応じたきめ細かな指導に努めることも大切です。

また、今後一層進むと思われる社会のグローバル化へ対応するためには、我が国の歴史・文化、情報や考えなどを積極的に発信し、様々な国の人々とのコミュニケーションができることが重要です。そのような時代に求められる豊かなコミュニケーション能力の育成を目指し、英語教育をはじめとする外国語活動の充実を推進します。

さらに、小中学校が連携を図り系統的・継続的に学力育成に取り組むことが重要であり、幼稚園等や学校間の連携を今後一層推進していきます。また、学力育成の推進にあたっては、効率的な施策の展開のため、県教育委員会とも「学力育成会議」等を通じ、連携していきます。そしてＩＣＴ機器を活用し、分かりやすい授業をおこなうとともに、情報活用能力の育成を図っていきます。

＜主な取り組み＞

①主体的な学びの確立

ア. 基礎的・基本的な知識及び技能の育成

- 他の学習や生活の場面でも活用できるような確かな知識として習得されるよう授業改善を進めます。
- 児童生徒の実態に応じた個別指導や繰り返し指導、複数教員による指導など、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ります。
- 家庭での学習習慣の定着を図るため、各中学校区で「家庭学習のてづき」を作成し、予習・授業・復習という学習サイクルの定着を図ります。また、家庭学習の重要性やそのあり方等について、保護者への啓発活動を推進します。

イ. 思考力・判断力・表現力等の育成

- 各教科の「見方・考え方」を働かせて、資質・能力を育むために、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を進めます。
- 学習の見通しを立てたり、学習したことをまとめ・振り返ったりして主体的に学ぶ意欲を育んだり、学習内容の定着を図ったりします。
- 小中学校が行う様々な体験活動が十分に実践できるよう連携を図りながら支援を行い、課題解決能力の育成を目指します。
- 全国学力・学習状況調査や島根県学力調査等の結果を検証し、事後の取り組みに活用するなど、P D C A サイクルによる授業改善を推進します。

ウ. 主体的に学習に取り組む態度の育成

- 主体的に学習に取り組むためには、児童生徒が学ぶ楽しさを実感できることが大切です。小中学校は、児童生徒の興味・関心を生かした学習課題を設定し、自主的・自発的に学ぼうとする態度を育成します。
- わかる喜びを実感させるために、少人数指導やグループ別指導、補充的な指導や発展的な指導など指導方法を工夫します。また、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりを進め、誰もがわかる・できる授業を目指します。

②外国語活動・英語教育の充実

- 目的や場面、状況を明確にした言語活動を豊富に取り入れ、互いの考え方や気持ちを伝え合うコミュニケーション能力が育成されるよう授業を工夫します。
- A L T (外国語指導助手)をはじめとした外部講師を活用し、児童生徒が英語に触れる機会を充実します。
- 教員の英語指導力の向上や、そのための研修の充実に努めます。
- ネイティブスピーカー^{※49}やA L T等の配置など、教員のサポート体制について充実を図ります。

③情報化に対応した教育の充実

ア. 情報活用能力の育成

- 小中学校は、児童生徒の主体的な学習に向けた意欲づけを重視するとともに、様々な教育活動の中に調べ学習や課題解決学習を積極的に取り入れ、主体的に情報を活用・発信していく能力の育成を目指します。
- コンピューターやインターネットに慣れ親しむこと、文字入力等の基本的な操作や情報モラルを身につけ適切に活用できるようにするだけ

^{※49} 「ネイティブスピーカー」
ある言語を母国語として話す人。

はなく、プログラミング的思考の育成に努めます。

イ. 情報モラルの育成・向上

○情報通信の発達は、利便性の向上につながった反面、インターネットを利用した誹謗中傷や犯罪等、新たな問題を引き起こしています。インターネット等の適切な利用ができるよう情報モラルを育成します。

○小中学校は、情報教育を道徳教育や人権教育に位置づけ、専門機関の協力を得るなどして、児童生徒の情報モラルの向上を図ります。

ウ. 情報教育の環境整備

○パソコンやネットワークの更新を今後も継続して行うとともに、児童生徒一人一台のパソコン配備をめざします。また、タブレット型端末・電子黒板等の普及によりパソコン教室以外でICT機器を活用する機会を増やし、教員が授業でそのメリットを最大限活用し、授業が充実できるよう環境整備の充実に努めます。

(2) 豊かな心の育成

【基本的な考え方】

児童生徒の豊かな心を育むため、自己の生き方について自覚し、道徳性を育むことを目指す心の教育を充実させます。

豊かな心とは、ひたむきな心、優しい心、広い心、素直な心、強い心などを兼ね備えていることであり、道徳性とはこういった道徳的な心情に加えて、判断力、実践意欲、態度などを含んだものです。

小中学校では、道徳教育を中心に全ての教育活動で心の教育に取り組んでいます。特に道徳の授業を道徳教育の中核に位置づけ、心に響く授業を創意工夫し、自己の生き方を考え、見つめ直す時間としてその充実を図っていきます。

特に、規範意識や社会性、思いやりの心を育てるための「道徳教育」、豊かな自然や人とのかかわりなどを重視した「奉仕・体験活動」、感性や情操、想像力、集中力等を育てる「読書活動」を通じて、児童生徒への心の教育の充実に努めます。

<主な取り組み>

①道徳教育と特別の教科道徳（道徳科）の充実

ア. 道徳教育の充実

○生命尊重、勤労・奉仕、郷土愛、尊敬・感謝といった道徳的価値を「『夢』発見プログラム」に位置づけ、全ての小中学校が全ての学習を通して取り組んでいます。また、豊かな自然を教材とした環境学習との関連も重視し、児童生徒の道徳教育の充実を図ります。

○小中学校では、道徳教育推進教師が中心となり、各校の学校教育目標に基づいた道徳教育全体計画や年間指導計画を作成・実施し、全教職員で共通理解を図りながら児童生徒の道徳性の育成に努めます。

○地域住民、保護者、教職員による学校評価を活用し、上記の計画を振り返り改善していきます。

イ. 特別の教科道徳（道徳科）の充実

○児童生徒の道徳性の育成を図るため、研修・講座、学校訪問を実施し、教員の授業力向上に努めます。

○心に響く道徳の授業を目指して、指導方法の工夫、地域人材の活用、管理職による授業などを行うとともに、道徳科の授業の充実を図ります。

②特別活動の充実

○キャリア教育の視点から、各学校が主体的に地域と関わりながら学習を取り組んでいます。その基盤となる社会参画意識、人間関係力の育成を

図るため、学級や学校の集団活動において、課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意志決定したりする活動を充実させます。

○学校生活における自主的、実践的な集団活動を通して身につけたことを生かし、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自分の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養います。

③奉仕・体験活動の推進

ア. 公の意識の醸成

○小中学校は、ボランティア活動や集団宿泊活動などを地域住民々の協力を得て積極的に取り入れ、児童生徒に人とのふれあいや社会貢献、感謝される体験などの実践を通して、社会の中で助け合おうとする意欲や態度の育成を目指します。

イ. 自然体験、芸術・文化体験の充実

○豊かな自然の偉大さや美しさにふれたり、ふるさとの伝統・文化や優れた芸術を鑑賞したりする体験活動は、自然や環境を大切にする心や感動する心を育てます。自身の人生を豊かにできるよう、生涯を通じてそれにふれる素地を作ることができるよう体験活動等を推進します。

○小中学校では、五感を通して学ぶ体験活動をこれからも積極的に取り入れ、将来にわたって豊かな人生を送ることができる児童生徒の育成を目指します。

④読書活動の充実

ア. 読書習慣の確立

○小中学校は、司書教諭の有効活用に加え、保護者や地域ボランティアの協力を得て、読み聞かせ、朝読書、読書週間、親子読書等を実施します。

○図書館司書や学校司書、学校図書館支援員^{※50}を学校に配置するなど、人的環境の整備や活用の促進に努め、読書習慣の定着を目指します。

イ. 学校図書館の充実・活用

○小中学校は、調べ学習の積極的導入や読書活動の推進を図るとともに、児童生徒が利用しやすい学校図書館の環境づくりに心がけます。

○市教育委員会は、蔵書の整備・充実を図るとともに、蔵書のデータベース化、市立図書館とのネットワーク化を図り、児童生徒がいつでも楽しく利用できる学校図書館づくりに努めます。

(3) 健やかな体の育成

【基本的な考え方】

児童生徒が将来にわたって自己の健康の保持増進に主体的に取り組んでいくことは、まさに生きしていくために必要な力そのものと言えます。その力を養うためには、小中学校での指導に加え、生活習慣の定着を目指して、家庭と協力して取り組む必要があります。

健康な心身の育成には、健康三原則である「バランスのとれた食事」「十分な休養と睡眠」「適度な運動」を生活習慣として確立させていくことが重要です。本市では、食事や睡眠、学習時間など児童生徒の生活実態を把握し、生活習慣の改善を図るための手立てを講じるため、児童生徒生活実態調査を毎年実施して

※50 「学校図書館支援員」

島根県教育委員会が実施している「子ども読書活動推進事業」において、学校のニーズに応じて、図書の整理、貸出業務、図書の修繕、読み聞かせ、ブックトーク、図書館内の整備、書架の整理など学校図書館に関する支援を行っていただく方（個人またはグループ）です。学校図書館司書を配置していない学校へ配置しています。

います。今後も継続して行い、その結果を小中学校や家庭に公表し、生活習慣改善に向けた家庭での実践や、学校における指導の充実を図ります。そして身体教育研究所うんなんと連携し、体力・運動能力調査などとの相関関係について調査・分析を行っていきます。

＜主な取り組み＞

①望ましい生活習慣の確立

ア. 規則正しい生活リズムの定着

○学校・家庭・地域・行政それぞれが、子どもの規則正しい生活リズムの定着に向けた活動に取り組んできましたが、今後も、PTA活動や地域の研修会など啓発活動を積極的に行い、児童生徒だけでなく保護者や地域の誰もが健康な生活を送ることができるよう、「はやねらデー」など地域ぐるみで望ましい生活習慣の定着を目指します。

イ. 家庭との連携の強化

○「お弁当の日」等を設け、子どもと家族が共に実践する中で、自ら生活習慣の改善に取り組む態度の育成を目指します。
○習い事や塾など、家庭や小中学校以外の場所での活動に熱心に取り組むあまり、家庭で過ごす時間の減少や、小中学校での活動に支障が出るなどの問題も出てきています。そのため、習い事等との適切なバランスを意識し、望ましい生活習慣を定着に向けて家庭への情報提供に努めるとともに、関係機関に対しても過度な練習や拘束時間にならないよう、注意喚起等を行います。

②体力・運動能力の向上

ア. 運動に親しむ取り組みの推進

○小中学校は、持久走やなわとびといった身近にできる運動や外遊びを奨励し、児童生徒自身が身体を動かすことの楽しさや大切さを実感できる取り組みを進め、主体的に運動に取り組む態度の育成を目指します。

イ. 運動部活動等の健全な推進

○生徒数の減少に伴い運動部活動をする生徒が減少する中で、部活動のさらなる活性化を図るために、運動部の重点化・広域化が必要であることから、中学校では合同チームの検討など組織編制や活動内容、あるいは発表の場の工夫や外部講師の積極的な活用、また、環境整備に努めるなど活動を一層充実させます。

○スポーツ少年団やスポーツクラブ等の社会体育団体と、指導方針等についての相互理解を図り、活動の充実に努めます。

○指導者研修の実施による指導力の向上や、外部指導者の活用による指導体制の充実を図り、競技力の向上と強い精神力の育成を目指します。

③健康・安全教育の推進

ア. 教科等における指導の充実

○小中学校は、体育科や保健体育科で、けがの防止や病気の予防、性教育、薬物乱用防止教育、心の健康などについて指導する一方、学級活動や健康安全・体育的行事で安全指導を行い、実践的態度を育成しています。

○指導内容を厳選し、指導方法の工夫やICT機器の活用を図るなど指導の充実に努めます。

イ. 健康相談活動の充実

○小中学校で心身の不調を訴える児童生徒にとっては、養護教諭のかかわりが大切です。そこで、小中学校では、保健室機能の充実を図り、児童生徒のけがや病気への対処だけでなく、悩み相談等を通して、健康管理

意識及び能力の向上に努めます。

- 専門知識をもった「スクールカウンセラー^{※51}」を派遣し、児童生徒や教職員、また保護者の相談活動を積極的に進めるなど、健康相談機能の充実を図ります。

ウ. 小中学校における運動器検診の適切な実施

- 平成26年度に「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第21号）」が公布され、平成28年度より児童生徒の健康診断時の検査項目が見直されることとなりました。そこで、健康診断では「四肢の状態」を必須項目として加えるとともに、四肢の状態を検査する際は、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意することが規定されました。

- 身体教育医学研究所うんなんなど専門機関と連携を図り、小中学校における運動器検診が適切に実施されるよう取り組みます。

④食育の推進

- 児童生徒が望ましい食習慣を身につけることは、健康な体を育むだけでなく、学力や道徳性の育成とも関係が深く、将来にわたって健康な生活を送るためにも極めて重要であることから、その定着を目指します。

- 小中学校は、「食の学習ノート」を活用しながら、食事や調理の基礎、食生活などについて、栄養教諭と連携を図って指導するほか、食事のマナー・作法といった態度や感謝する心を醸成します。

- 身近な題材である給食を教材として活用したり、その生産者や食材の栽培、収穫、調理業者との交流をしたりする等の体験活動を行います。

- 学校・家庭・地域・行政それぞれが役割を担って健全な食習慣の定着を図るため、今後も「『夢』発見プログラム」の「基礎的体力・生活リズムと『食』」に関する学習を一層充実させ、食育の推進を図ります。

（4）人権・同和教育の充実

【基本的な考え方】

小中学校においては一人一人を大切にする教育の推進を図り、教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた人権尊重の意識を高め、豊かな人権感覚を育むとともに、それが様々な場面で具体的な態度や行動に現れるようにすることができるよう取り組む必要があります。

特に「人権を守り、尊重する」「同和問題をはじめとするあらゆる差別をなくす実践力を高める」ことに重点を置き、あらゆる教育活動において一人一人を大切にする視点をもつことが重要です。

このことを踏まえ、人権・同和教育に関する教育内容や、教員研修の充実を図ります。また、全ての児童生徒の進路保障に努めるとともに、様々な人権・同和問題の解決に主体的に取り組む態度や実践力を高める教育の充実に努めます。

^{※51} 「スクールカウンセラー」

児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する者で、児童生徒や親の相談活動のほか、教職員への指導・助言を行っています。勤務形態は、小中学校によって異なるものの、概ね中学校では週1回、小学校では月1回程度の勤務となっています。

＜主な取り組み＞

①小中学校における人権・同和教育の充実

ア. 校内における推進体制の確立

- 管理職のリーダーシップのもと、全教職員で人権・同和教育、L G B T等についての理解教育^{※52}を進める組織づくりを行うことが必要です。
- 人権・同和教育全体計画や年間指導計画を作成し、全教職員の共通理解のもと、教育活動全体を通した人権・同和教育の推進を図ります。

イ. 同和教育の成果を踏まえた人権教育の推進

- 「同和教育を全ての教育活動の基底に据える」という考え方を人権教育に生かし、その理念に基づく教育実践を日常的に進めていくことにより、差別のない民主的な社会の実現に努める意欲と実践力をもった人間を育てていきます。
- 小中学校は、「ふるまい向上」推進活動等に取り組み、児童生徒一人一人の思いやりの心や人権意識を育成し、差別をなくす実践力を培うという視点に立った指導を行います。
- 中学校区を単位として、校区内の幼稚園等・学校の人権教育担当との連絡会を定期的に開催するなど、教職員間のネットワーク化、情報の共有化を図り、広い視野に立った指導・支援に努めます。

ウ. 同和問題に関する学習の充実

- 小中学校では、人権意識の高揚や差別をなくす実践的な態度を育成するとともに、社会科を中心として同和問題に関する認識を深める学習に取り組みます。
- 単なる知識理解にとどまることのないよう、教材の選択や指導過程、指導方法等に創意工夫し、児童生徒の心に響く授業の実践を図ります。

エ. 進路保障の充実

- 同和地区児童生徒をはじめとする全ての児童生徒が、自ら主体的に学ぶ意欲と態度を高め、確かな学力を身につけるため、進路保障の充実を図る必要があります。
- 小中学校は、児童生徒が差別に立ち向かう強い意志と、進路に対する明るい展望とをもって、将来をたくましく切り拓いていこうとする態度や能力の育成に努めます。

②学校・家庭・地域・行政の連携の強化

- 人権・同和教育推進上の課題解決を図るために、保護者や地域住民、民間団体との連携・交流を行うことが大切であることから、発達段階に応じ、多様な人々との交流等、体験学習の機会充実に努めるとともに、家庭や地域とともに人権について考える機会を設けます。
- 学校等における児童生徒の人権に関する課題について、保護者に情報提供することは重要であることから、保護者と教職員とが十分意見交換を行う機会の充実に努め、授業公開日や保護者会等を活用して人権問題に関する研修会を開催し、教育、啓発を推進します。
- 人権・同和教育担当職員が児童生徒支援担当教員と共に同和地区内の保護者連絡会に参加し、同和地区的保護者との話し合いや交流を通じ、日常の生活、教育、将来の進路に対する考え方や希望などを正しく受け止めるとともに、学校・家庭・地域・行政の連携の強化に努めます。

※52 「L G B T等についての理解教育」

性的少数者等への理解を深めるための教育のことです。企業や学校でも理解を深めるための研修が行われています。

(5) 特別支援教育の充実

【基本的な考え方】

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておく必要があります。

本市では、特別支援教育の3つの理念（※1～3）に基づき、障がいのある子どもと障がいのない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指した特別支援教育を発展させていくことが重要だと考えています。そのためには、それぞれの子どもが、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけているかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要だと考えています。

- ※1 障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する視点に立ち、教育的ニーズを把握し、もてる力を高め、学習上または生活上の困難を改善・克服するため適切な指導及び支援を行うもの。
- ※2 障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるもの。
- ※3 発達障がいも含め、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるもの。

<主な取り組み>

①一人一人を大切にする教育の推進

- 障害者差別解消法の施行を受け、本市においても平成29年度から「雲南省立学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を施行し、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて「合理的配慮」を提供していきます。
- 障がいの有無にかかわらず全ての児童生徒一人一人を大切にする教育を、学校における全ての教育活動の中で展開し、人権が尊重される学校・学級づくりを積極的に推進していきます。
- 多様な子どものニーズに的確に応えていくために、特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーターのみならず全ての教職員に対し、授業づくり研修会や特別支援教育研修会など各種研修会を実施し、資質の向上を図ります。
- 特別な支援を必要とする子どもたちに対する指導が、通常の学級に在籍する児童生徒にも指導上有効な手段として活用できることから、その手法等を積極的に取り入れるなどして、どの児童生徒にもわかる授業を目指します。
- 小中学校は、特別な支援を要する児童生徒の個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成し、組織的・計画的・継続的にきめ細かな指導・支援が行えるよう努めます。
- 小中学校の通常の学級に在籍している児童生徒に対して、各教科などの指導は通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を特別の場で行う通級指導教室の更なる充実に努めます。

- 小中学校に在籍する児童生徒のうち、特に配慮を要し支援及び介助が必要な児童生徒に対して支援員・介助員を配置し、小中学校での活動を援助することで子どもの健やかな成長を支援します。
- 小中学校は、児童生徒の障がいの状態等の把握及び学級経営方針について、全教職員で共通理解を図り、校内体制を工夫するなど、学校全体で特別支援学級を支えられるよう協力体制を整えるよう努めます。

②教育相談の充実

- 子ども家庭支援センター「すワン」は、特別な支援が必要な幼児児童生徒について、在籍先からの相談や保護者からの相談に対応します。すべての子どもにわかる授業づくりのヒント、集団づくりのヒント、保護者との信頼関係づくりなど、様々な要望に対し適切な助言および支援ができるよう教育相談の充実に努めます。
- 通常の教育相談に加え、特別支援学校合同相談会を開催したり、島根県東部発達障害者支援センターウイッシュの医師定期相談を利用したり、関係機関との連携による教育相談の一層の充実を図ります。
- 読み書きに困難さのある子どもへの早期の支援として、学校ではデコーディング指導の充実のほか、子ども家庭支援センター学習塾「まなびい」（平成29年度より）を開設して、LDの児童生徒に対して個に応じた指導を行う仕組みを作っています。
- 子ども家庭支援センター「すワン」では、「子育て応援ハンドブック（幼児期版、学童期・青年期版）」の作成・活用などにより、子どもの発達や子育てに関する保護者の不安や悩みに対応するための取り組みを進めます。

③切れ目のない支援の充実

- すべてのライフステージ（その時々に過ごす環境や状況・場面）において、よりよい成長をしていくためには、支援の継続（移行支援）がとても重要です。就学前から小学校へ、小学校から中学校へ、中学校から高等学校へ、学校教育から社会へといった次の段階へのスムーズな支援の引継ぎを目指し、5歳児健診に代わる「うんなんすくすくアンケート」の活用や、移行支援シート・移行支援計画表（モデル）の提案、幼稚園等から高等学校までの幼児児童生徒の情報交換会の開催などの移行支援の充実に取り組みます。
- 就学前の幼児に関する相談が増加しており、早期の段階での気づきが重要となってきています。子どもと保護者に寄り添った支援及び幼児期からの一貫した対応が行えるよう、健康福祉部や幼稚園等との連携を深めます。
- 「医療連携シート」（平成30年度作成）の活用により、家庭・教育（保育）・医療が円滑に情報を共有し、適切な診断や医療的観点からの助言のもと、当該児童生徒の子育てや教育の充実を目指します。
- 「雲南市特別支援連携協議会^{※53}」や「雲南市特別支援教育推進委員会^{※54}」など本市で設置している各機関との協議の場を大切にし、子ども一人一人に沿った支援ができるよう努めます。

^{※53} 「雲南市特別支援連携協議会」

教育関係者や福祉関係者、医療・保健関係者、学識経験者などで構成し、本市の特別支援教育全般について協議したり、市内の幼稚園等、小学校、中学校に在籍する発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒一人一人への支援の在り方を、より専門的な立場から審議する会議です。

^{※54} 「雲南市特別支援教育推進委員会」

校長協議会、教頭会及び幼稚園・保育所（園）・こども園管理職会の代表と市教育委員会で構成し、本市の小・中学校、幼稚園・保育所（園）・こども園の特別支援教育に関する課題や対策、体制づくりなどについて協議する会議です。

- 早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行う「教育支援委員会」を設置しています。障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みを整えています。
- 特別支援学校のセンター的機能の活用や、療育機関や医療機関との連携を密にし、発達障がいを含む障がいのある児童生徒一人一人に対する、より専門的できめ細かな支援の充実に努めるとともに、家庭や地域を含む多面的で社会生活につながる取り組みを進めます。特に、平成27年度に設置された島根県立出雲養護学校雲南分教室との連携を図り、市全体の支援体制の充実を図ります。

④保護者や地域への理解の促進

- 特別な支援を要する児童生徒を含めた全ての児童生徒は、家庭や地域の中で生活しています。社会の中の様々な人とのかかわりの中で生活することが、多様な刺激となり、子ども達の発達を促していきます。そのため、保護者や地域の特別支援教育への理解が深まっていくよう努めます。
- 保護者や地域が、特別支援教育に対する理解を深めることができるよう、市報への掲載やハンドブックの活用、研修会の開催等、様々な機会を活用し、特別支援教育に関する情報を発信していきます。
- すべての児童生徒が、障がいの有無などにかかわらず、自分らしくいきいきと社会生活が送られるよう、保護者や地域、関係機関等と連携し、共生社会の形成に向けた理解の促進を図る取り組みを進めます。

(6) 不登校児童生徒への対応の充実

【基本的な考え方】

本市は、不登校児童生徒数の割合が全国に比べてやや高く、不登校対応はその子どもたちのキャリアにとって重要な課題です。そのためには、不登校児童生徒を出さない、日頃からの「積極的な生徒指導^{※55}」を行うことが重要です。児童生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、「積極的な生徒指導」に向けた小中学校の取り組みを強力に推進するとともに、信頼し合える人間関係づくりや充実した学級経営を実践するための教職員研修を実施します。また不登校対策と不登校児童生徒への支援の充実を図っていくために作成した「雲南市不登校対策ガイドライン^{※56}」を活用したり、スクールカウンセラーの派遣等により、日頃から児童生徒の悩みや不安、思いの理解に努め、早期の支援によって未然防止に取り組みます。

不登校児童生徒への対応については、それぞれの状況は様々であることに留意しつつ、学校復帰や学級復帰に向けた支援体制の充実や、関係機関との連携・協働、保健室等の別室登校や教育支援センターでの自己実現に向けた学力保障、不登校児童生徒と周囲との信頼できる人間関係づくりなどを推進し、不登校児童生徒への支援の充実を図ります。

不登校あるいはその傾向が懸念される児童生徒を把握した場合、小中学校は、

※55 「積極的な生徒指導」

授業の充実を図るとともに、児童生徒を共感的に理解し、様々な体験活動を通して達成感・充実感を感じてもらったり、あるいは生活規律の指導を徹底したり、保護者・地域との連携・協働を図ったりするなど、日常の生徒指導に一層の配慮を行う指導・支援のことです。

※56 「雲南市不登校対策ガイドライン」

不登校の未然防止、早期対応、自立支援等について、「困った時に参考にする・取り組みの振り返りを行う」目的に作成したもので、不登校児童生徒への支援の充実に活用するものです。

速やかに支援チームを編成し、保護者や関係機関との連携を図るとともに、その時々の児童生徒の状況に最も適した居場所の提供や支援の在り方を協議しながら組織的に対応にあたります。また教育委員会は、指導主事が小中学校を訪問し、学校復帰・学級復帰を目指した指導・助言を行うなど小中学校等と連絡を取り合い、一人一人にきめ細かく対応します。

＜主な取り組み＞

①不登校の児童生徒を出さない学校づくりの推進

ア. 児童生徒理解の充実

○不登校の未然防止には、日頃からの児童生徒の悩みや不安、思いの理解が重要であることから、学校は日常の行動観察や生活ノート等で児童生徒の様子を把握するだけでなく、定期的に教育相談やアンケート調査を実施し、常に児童生徒の理解に努め、迅速で適切な指導・支援に心がけます。

○市教育委員会は、スクールカウンセラーや指導主事による生徒指導研修を実施し、教職員の資質の向上を図ります。

イ. 交流・連携の推進

○不登校になるきっかけとして、人との信頼関係の崩れや環境の変化があります。小中学校は、これを軽減するため、同じ中学校区の児童同士、児童と生徒、教職員同士の交流や情報交換を行うなど、学校間の交流活動を積極的に進めます。

○不登校対策ガイドラインを活用した不登校の「未然防止」「初期対応」「自立支援」の推進を図ります。

②不登校の児童生徒へのきめ細かな対応

ア. 関係機関との連携の強化

○不登校児童生徒に対し、より適切で効果的な支援を行うには、相談機関や教育支援センターといった学校外支援施設との連携・協働が大切です。

○小中学校では、「児童生徒記録票^{※57}」を活用して、不登校児童生徒を長期にわたって支援する体制をつくっています。

イ. 支援施設等の活用

○教育支援センター（おんせんキャンパス）の運営を外部委託し、学習指導、地域資源や人材を活用した体験活動、相談活動等を行っています。

○児童生徒の状況に応じた適切な支援に一層努め、効果的な支援を行えるよう努めます。また、家庭への訪問支援や保護者の相談体制の充実も図ります。

③指導・支援体制の充実

○不登校傾向の児童生徒、不登校児童生徒に対しては、学級担任だけで対応するのではなく、生徒指導主任・生徒指導主事を中心に、管理職や養護教諭を含めた複数教員による支援チームを編成し支援を行います。

○過去の児童生徒の状況や最近の様子、学習態度や友人関係、家庭環境など、できるだけ多くの情報を得るなど情報の把握に努めます。

※57 「児童生徒記録票」

不登校やその心配のある児童生徒について、その状況や支援の実際、家庭や学校外からの情報を継続的に記録しておくものです。個人情報として取扱いに十分注意しながら、校種を超えて一貫した指導・支援を行うことに役立てています。

- 状況に応じて適切に対応することにより、支援方法等の改善に努めます。教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカー^{※58}を活用し、児童生徒の置かれた様々な環境の問題へ働きかけます。
- 小中学校は、迅速かつ適切な対応を図るため、日々児童生徒理解の充実に努めます。専門的知識をもつスクールカウンセラーを活用し、児童生徒および保護者へのカウンセリングや、校内での教職員研修を実施します。
- 市教育委員会は、小中学校や市健康福祉部、児童相談所、雲南保健所、民生児童委員、主任児童委員、島根県教育センターなど関係機関との連携を強化し、指導支援体制のさらなる充実を図ります。

(7) 生徒指導体制の構築

【基本的な考え方】

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、著しく人権を侵害するものです。児童生徒はこのことを十分に理解する必要があります。いじめ問題は学校における最重要課題の一つであり、本市では、「いじめ対応マニュアル」の作成や、アンケート調査による早期発見・早期対応に取り組むなど、これまでにも様々な取り組みを行ってきました。

しかし、依然としていじめ問題の解決には至っておらず、さらに近年はインターネットやSNSなど、直接目に触れにくい環境でのいじめが発生するなど、状況はますます複雑化しています。

このような現状を改善するため、平成25年6月に成立した「いじめ防止対策推進法」に基づき策定した、「雲南市いじめ防止基本方針」にのっとり、いじめの防止に取り組むとともに、いじめ発生時の組織的な対応に努めます。

<主な取り組み>

①いじめを許さない心の育成

○いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」ことを前提に、全ての児童生徒を対象として、いじめを許さない心の育成に取り組みます。

○いじめを許さない心を育成するため、小中学校では授業や学校行事を通して児童生徒の自尊感情や人権感覚を養うとともに、社会性や規範意識、思いやりの心など、豊かな心の育成を図る、地域での「ふるまい向上推進」に取り組みます。

②いじめを未然に防止する体制の構築

○「雲南市いじめ問題対策連絡協議会^{※59}」により、いじめ防止等に関する機関及び団体との連携・協働を図ります。

○小中学校は各学校の実態に即した「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止の取り組みや早期発見・早期対応の在り方、相談体制等を具体的に示します。

※58 「スクールソーシャルワーカー」

児童生徒の問題行動等の背景にある、家庭・友人関係・地域等の社会環境的問題に対し、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的知識や技術、関係機関等とのネットワークを活用し、問題を抱える児童生徒とその保護者への支援を行っています。

※59 「雲南市いじめ問題対策連絡協議会」

市教育委員会、学校、児童相談所、警察等を構成員としていじめ問題等に対する課題等を共有し、対応について効果的な手段を総合的に検討しています。

③情報モラル、問題行動等への対応

- インターネット等の普及により様々な情報を簡単に得ることが出できるようになりましたが、その一方で誤った情報や興味をそぞるような情報も氾濫しています。何が正しい情報なのかを見抜く力も求められます。インターネットの利用方法・情報管理の徹底・ネット依存症・メディア漬けの生活が発育等に及ぼす影響などについて、研修等の取り組みを行います。
- 問題行動について、学校では事案の大小に関わらず把握するよう努めています。把握した場合は、経過確認・情報共有・本人等への対応や指導・保護者等への対応や指導などを行っています。今後も把握に努めるとともに、問題行動をおこさせない指導、相手の気持ちを理解する心の教育等に取り組みます。

④重大事案への対応

- 万が一、重大事案が発生した場合、総合教育会議の招集や調査を行う組織体制の構築等、迅速に事案に対処します。
- いじめを受けた子どもに対する心のケアや、本人とその保護者に対して適切な情報提供を行うとともに、就学校の指定変更等、弾力的な対応を行います。

4. 中学校区内の連携・交流の推進

幼稚園等から小学校、中学校へと進学する度に、子どもを取り巻く環境や人間関係は大きく変化しますが、子どもの健やかな成長のためには、一人一人の子どもへの継続したきめ細かな指導や支援が非常に重要です。このため、長期的視野に立った継続的な教育が必要となります。

同じ中学校区内にある幼稚園等や小中学校は、学校運営協議会において地域を目指す子ども像の共有化を図りながら、幼児期から中学校卒業までを見通した教育の在り方や、子ども理解に努めています。今後も学校運営協議会を中心に、校種間・学校間の連携を一層推進します。

(1) 連携・交流活動の推進

【基本的な考え方】

環境の変化による子どものストレスや不安を軽減したり、校種間の円滑な接続を図ったりするためには、教職員や子ども同士の交流が効果的です。交流活動はお互いの顔と名前を知り、絆を深め、信頼関係を構築し、子どもたちに安心感を抱かせることができ、またいじめや不登校といった課題解決にもつながります。教職員にとっても、お互いの教育目標・保育目標や指導内容・保育内容などを理解し合うことは、校種間の円滑な接続につながります。

学校間・校種間の連携・交流活動を積極的に推進し、教職員や子ども同士の信頼関係の構築に努めます。

今後、中学校区内の小中一貫教育をこれまで以上に充実させた後、地域とも協議を行ったうえで、特色ある義務教育学校を検討します。

<主な取り組み>

①幼児児童生徒の交流の推進

- 中学校区ごとの連携会議を今後さらに充実させるとともに、校長協議会や雲南市教育研究会などと連携しながら、広域的・協働的な視点に立って地域ぐるみの教育を目指します。

○より長期的な視野で子どもたちを地域で育てられるよう、市内の高等学校や県内の高等教育機関との連携を深めます。

○同じ中学校区の学校間・校種間の児童生徒の交流活動は、スポーツや文化活動などを中心に行なわれています。今後も同じ中学校区内で学ぶ児童生徒の交流活動や、学校間・校種間の連携を密にした交流活動を継続的に実施し、人間関係づくりに努めます。

②教職員の連携・交流の推進

○校種間の連携会議が単なる情報交換の場にとどまるのではなく、公開授業や教職員の交流活動、研修の推進につながるよう、異校種体験研修の導入等も盛り込み、教員の授業力や学級経営力などの向上が図られるよう支援し、一層の推進に努めます。

○各教科において高校や大学とも連携し、各教科でどのようなことを学習しているか、その学習がどのようなつながりをもってそれぞれ連続しているのか等、情報の共有化を推進します。

③家庭・地域との連携・交流の推進

○学校・家庭・地域・行政の間で、地域で育てたい子ども像の共有化を図ることは非常に重要であることから、学校運営協議会をはじめPTA組織や地域自主組織、「青少年健全育成協議会^{※60}」等と連携を図り、子育てに関する情報交換や交流活動を進め、地域全体で子どもを育む体制づくりに努めます。

※60 「青少年健全育成協議会」

青少年を取り巻く問題の重要性から、関係機関・団体と協力して、次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的に、様々な事業を行う会です。

第3章 心豊かでたくましい人づくりを目指した社会教育の推進

1. 社会教育推進体制の構築

「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（中央教育審議会答申）により、今後の学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策に関し具体的な方策が提言されました。

本市では、特に学校・家庭・地域・行政との連携・協働によるキャリア教育の充実を目指し、社会教育による学校教育の支援という視点から、子どもを中心に据えた社会教育の推進を図ってきました。その推進体制として、各コーディネーターを配置し、各自の連携・協働による取り組みを実施しています。

その結果、地域自主組織を中心とする地域住民、保護者による学校教育との連携・協働が推進され、学校や交流センターといった学びの場を中心とした地域コミュニティの形成につながっています。

一方で、首長部局を中心に、地域づくりの観点からNPOや関係団体、さらには起業を目指す若者たちと協力をしたり、若者のチャレンジを積極的に応援したりしています。教育委員会においても、キャリア教育の観点から特に放課後や土曜日において地域人材、外部人材と協働した取り組みを行っています。

人生100年時代を迎え今後の社会教育行政においては、一人一人が学びを通じてその能力を維持向上し続けることができるよう、リカレント教育^{※61}をはじめとし、生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を個人の生活や地域での活動に生かすことのできる取り組みを進めていく必要があります。

（1）社会教育の視点

【基本的な考え方】

人口減少や高齢化をはじめとする多様な課題の顕在化や、急速な社会経済環境の変化を受け、今後、我が国の地域社会においては、地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組むことが期待されています。こうした中で、地域における社会教育には、一人一人の生涯にわたる学びを支援し、住民相互のつながりの形成を促進することに加え、地域の持続的発展を支える取り組みに資する事が行政の果たす役割りとして一層期待されています。

その中で社会教育は社会教育法において、「学校教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクレーションの活動を含む。）をいう。」と定義されるとおり、学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動を対象とするものであり、個人が生涯にわたって多様な学習を行い、その成果を生かす実践の機会を提供するものとして、生涯学習社会の実現に向けて中核的な役割を果たすべきものであります。

社会教育は、そこでの学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者と学び合い認め合うことで相互のつながりを形成していくものであることがその特徴といえます。特に他者との交流を通じて新たな気づきや学びや活動への動機付けが更に進み、より主体的な学びや活動へとつながっていくことも社会教育の強みと考えられ、戦後の社会教育はこのような強みを生かしながら、学び合い支え合う地域づくりに貢献してきました。今後、人口減少など社会の大きな

※61 「リカレント教育」

「学校教育」を人々の生涯にわたって、分散させようとする理念であり、その本来の意味は、「職業上必要な知識・技術」を修得するために、フルタイムの就学と、フルタイムの就職を繰り返すことです。一般的に「リカレント教育」を諸外国より広くとらえ、働きながら学ぶ場合、心の豊かさや生きがいのために学ぶ場合、学校以外の場で学ぶ場合もこれに含めています。

変化の中にあって、住民の主体的な参画による持続可能な社会づくり、地域づくりに向けて、社会教育はこれまで以上に役割を果たすことが期待されています。

＜主な取り組み＞

- 若者や現役世代、外国人など、一般的に地域における社会教育への参加が少ない層を含めより多くの市民の主体的な参加を得られるようの方策を強化していきます。
- 地域における学びの機会に関する情報収集や放送大学、大規模公開オンライン講座を始めとした学習など時間的な制約なく学ぶことができる機会の充実などの方策に加え、多くの人が学びの場に一歩を踏み出すきっかけをつくっていきます。
- 幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が共に手を携え、地域の子ども達の豊かな学びや健やかな成長と、地域活性化の双方を目指す「地域学校協働本部」の実施及び推進に取り組みます。

（2）学校・地域との協働の推進

【基本的な考え方】

学校教育においては、新しい時代に求められる資質・能力を子ども達に育む「社会に開かれた教育課程」という理念の実現や、学校と地域住民等が力を合せて学校運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」づくりのため、地域と連携した教育活動の充実を一層推進する必要があります。平成29年には、地教行法の改正により、教育委員会に学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）が努力義務化されています。

社会教育の分野においても、平成29年の社会教育法の改正により、地域学校協働活動の推進が教育委員会の事務として新たに規定されました。こうしたこと背景に、地域と学校の連携・協働が様々な活動の実践によって広がりつつあります。これまでの学校支援を中心とした取り組みから地域との協働による取り組みを組織的・継続的に行い、子ども達が地域住民と共に地域課題の解決に取り組むといった事例も各地でみられます。

学校教育と社会教育を通じて、子ども達が地域に幅広いつながりを持ち、生涯にわたり学び続けながら多面的な思考力を養い、主体的に社会を形成し、自ら問いを立ててその解決を目指す人材へと成長していく過程を支援することが重要であり、そのためには、地域における学校教育と社会教育との協働から隔てのない教育へと推進していく必要があります。

＜主な取り組み＞

- 「生きる力」を育む事業として本市が進めてきた「『夢』発見プログラム」の推進や「地域学校協働活動」「ふるさと教育推進事業」「平和教育」については、今後さらに学校・地域と連携・協働して展開を図ります。
- キャリア教育については「『夢』発見プログラム」を基盤として、NPO法人や、幼稚園等・小中学校との協働を強化し、本市独自の取り組みとして推進していきます。
- 地域住民（大人）が組織し、運営している「放課後子ども教室」は、国において「新・放課後子ども総合プラン」として、放課後児童クラブと一体的にまたは連携して実施することをすすめることとされており、市教育委員会としても関係部局等と協議を進めるとともに、引き続き市全域で展開していきます。

(3) 土曜日の充実

【基本的な考え方】

学校週5日制が完全実施され、17年余りが経過した中、各地域で休日の様々な活動が行われています。その中で、休日に様々な経験を積んでいる子どもたちが存在する一方、必ずしも有意義に過ごせていない子どもたちも少なからず存在しているとの指摘もあります。

本市においても、子どもたちのこれまでの休日の過ごし方としては、中学生については部活動、小学生についてはスポーツ少年団の活動時間が多い現状が報告されており、学校週5日制の趣旨が十分に生かされていない面があります。

これらの現状を踏まえつつ、休日の過ごし方が確かな学力や豊かな心、健やかな体の育成等に大きな影響を与えるという観点から、学校・家庭・地域・行政が連携・協働し、役割分担をしながら、休日の教育環境を豊かなものにしていく必要があります。

この「土曜日の充実」は、地域や企業、市外の多様な経験や技能をもつ方々と協働して取り組んでおり、これまでの学びの成果を発揮する場としても機能しています。今後は地域住民にも参加しやすい形式やプログラムとなるよう工夫・改善を図りながら取り組みます。

＜主な取り組み＞

- 土曜学習として、体系的・継続的なプログラムを計画し、子どもたちにとって豊かで有意義な土曜日の実現を目指します。
- NPO法人、企業等との協働・ネットワークによりキャリア教育を推進します。
- 地域自主組織等で開催される子どもを中心とした社会教育活動と連携します。
- 土曜日・放課後を地域における「総合的な学習の時間」として取り組みます。

2. 地域自主組織との連携

平成22年度に公民館から移行した交流センターは、令和2年度現在30か所となっています。この交流センターを拠点として活動する地域自主組織では、地域住民の自主的な学習や活動を重視するとともに、各交流センターにおいて地域での様々な生涯学習活動を開催しており、持続可能な社会の形成に向けて活動しています。

地域住民が地域で共に学び、問題意識を共有したり、相互に認め合い、自らが地域の中に居場所をもっているという肯定感を得たりする過程を通じて、地域に対する愛着や誇り、帰属意識が生まれます。このことは住民同士が対話や議論を通じて地域の将来像を考え、自らも当事者としてよりよい地域づくりに持続的に取り組もうとする意欲にもつながるものです。

地方創生の観点からも、学校という場を核とした連携・協働の取り組みを通じて、子ども達に地域への愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進していくことが重要になります。中学校区で設置しているコミュニティ・スクールの推進によって地域住民や保護者等が積極的に学校に関わることにより、風通しのよい学校運営の実現がはかられるとともに、学校と地域の相互理解が深まります。

また、平成29年の社会教育法改正により、地域学校協働活動の推進が教育委員会の事務として新たに規定されました。こうしたことを背景に地域と学校の連

携・協働が様々な活動の実践によって広がりつつあります。これまでの学校支援を中心とした取り組みから地域との協働による取り組みを組織的・継続的に行うことにより子ども達が地域の中で育てられているという安心感が生まれ、その地域自身の魅力へと繋がります。

今後、生涯学習の振興や社会教育を推進していくためには、地域自主組織との連携が引き続き重要です。

(1) 生涯学習振興行政の推進

【基本的な考え方】

交流センターを活動拠点として地域自主組織が行う生涯学習活動への支援は、教育委員会と首長部局が地域の課題に応じて行っています。引き続きこれを本市の「生涯学習振興行政」として位置づけ、部局を越えて一体的に推進していきます。

<主な取り組み>

- 首長部局においても地域自主組織による生涯学習を推進しており、その内容は、「現代的な課題」や「社会の要請」に関する学習も多く、また本市の政策展開に寄与するものもあります。こうした学習に関して、その内容に関する情報提供や専門的知識を有する人材の紹介等、首長部局と連携してその取り組みを支援します。

(2) 地域自主組織との連携の推進

【基本的な考え方】

子どもの体験活動、学習指導、家庭教育の支援、人権問題等に関する講座等の実施にあたっては、地域事情に明るい地域自主組織の協力が欠かせません。今後もコミュニティ・スクールによる話し合い等を通じて地域自主組織と連携し、様々な学習支援を行っていきます。

<主な取り組み>

- 地域自主組織は地域の実状や課題に応じて主体的に取り組んでいます。こうした自主性を重んじつつ、社会教育の観点から取り組みや活動に対する相談・助言を行います。

(3) 地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

【基本的な考え方】

地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みであるコミュニティ・スクールを継続し中学校区における地域と共にある学校づくりの取り組みを推進します。

児童生徒の地域行事やボランティア活動への参画や高校生らがビジネスの手法等を学び、地域の大人と共に地域課題を解決する取り組みを促進します。

こうした知識や地域の先生を子どもたちのふるさと学習に活かせるよう取り組みます。

<主な取り組み>

- 教育支援（地域）コーディネーター、地域自主組織の生涯学習担当部と連携を図り、講師や地域資源の情報提供に努め、地域の教育力を子どもの学びに生かす機会を提供します。

○各地域自主組織で独自に取り組まれている「通学合宿」や様々な自然体験活動は、今後も継続して取り組んでいただけるよう連携・協働を図ります。

(4) 生涯学習の支援の充実

【基本的な考え方】

学んだ成果を地域の活動の中で積極的に生かすことは誰かの役に立っているという喜びをもたらし、より積極的に地域活動に参画する熱意や、更なる課題解決のために新たな学びを求めると言った持続的な学びと活動の循環につながります。人生100年時代を迎え、家族や学校、仕事に加え、地域での生きがいある活動に世代を問わず参加することは、一人一人の人生をより充実したものとする上で大きな意義をもつと考えます。

<主な取り組み>

○地域自主組織がこのような個人・団体のつながりづくりや人材育成に努め、生涯学習の推進に取り組んでいくことができるよう、社会教育主事による情報提供や学習活動への助言など支援の充実に努めます。また、2020年度からの「社会教育士」制度の発足に向け地域の課題解決に取り組む多様な人材に対し、社会教育士の取得を推奨します。

3. 青少年の健全育成の推進

青少年を取り巻く状況としてはスマートフォンやSNS等による犯罪の増加や対人関係能力の低下、基本的生活習慣の乱れによる学習意欲や体力・気力の低下など、青少年の健全育成にかかわる社会的な課題は年々深刻化しています。その背景には様々な原因がありますが、これらの課題を解決するためには、学校・家庭・地域がそれぞれの責任や役割を果たしながら教育力を高め、子どもを育み、見守っていくことが求められています。

青少年が地域社会やふるさとの人と積極的にかかわりながら、夢や希望をもち、健康で自立していくよう、基本的な生活習慣の確立、多様な学習機会や情報の提供等に取り組みます。また、放課後や週末における活動や安全・安心な環境づくりの充実に努めるとともに、学校・家庭・地域・行政が連携し、協働を強化することにより、信頼関係の構築に努めます。

そして、市全体で「地域の子どもを地域みんなで育てる」という機運を醸成し、青少年の健全な育成に努めます。

(1) 青少年の社会的自立の支援

【基本的な考え方】

未来を担う青少年が、将来に向け夢や希望をもち、その実現に向けて様々な活動に取り組むことは社会の願いです。そのためには、青少年の発達段階に応じて、自主性・創造性・自立心を育み、様々な人々とのかかわりの中で、社会性を身につけていくことが大切です。

本市の豊かな地域資源を活用した様々な学習機会や情報の提供に努め、市青少年健全育成協議会や各ボランティア団体と連携・協働し、将来の雲南省を担う人材の育成に努めます。

また、子どもの基本的な生活習慣の確立のためには、家族の協力も必要です。学校・家庭・地域・行政の連携・協働によって、基本的な生活習慣が身につく効果を高めている事例も出てきています。

特に近年、スマートフォンをはじめとしたさまざまなインターネット機器の普及への対応も含め、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動を地域等との連携により実施するとともに、体験活動等を通じて、メディア等では得られない「本物の体験」ができるよう支援します。

＜主な取り組み＞

①多様な学習機会の充実

- 「『夢』発見プログラム」の取り組みの一環として、本市の中学生の勤労観・職業観、仲間意識、コミュニケーション能力を高める「幸雲南塾」に引き続き取り組んでいきます。
- 年間を通じて市民バスに何回でも乗車できる「キヨロパス（雲南キヨロキヨロバスポート事業）」を小・中学生の希望者に交付し、広く市内を探検する機会を提供することで、充実した放課後学習等を通して、ふるさとに誇りと愛着をもつ青少年を育成します。
- 中学校区を越えた広域的な交流に視点を置き、主に小学生を対象とした数日間の自然体験活動などを、文化・社会教育施設の職員と連携・協働して取り組みます。
- 各地域自主組織の生涯学習担当部や、地域の青少年育成団体と連携・協働し、青少年が自主性、創造性を十分に發揮し、自立した社会人となるよう、地域の主体的な活動に青少年の参画を促します。そのため、各地域自主組織が行うスポーツ・レクリエーション活動、文化活動、自然体験活動、「食」を通した活動、国際交流活動等の企画・実践などを支援します。

②基本的な生活習慣の確立

- 各地域自主組織の生涯学習担当部に対し、キャンプや通学合宿などの事業への取り組みを呼びかけ、これらの事業を通じて基本的な生活習慣が確立するよう働きかけます。
- メディアとの適切な付き合いを考えるとともに、養護教諭部会が実施する「はやねらデー」と連携し、メディアと上手に向き合う機会を定期的に設け、各家庭の実状に応じてできる範囲で目標を設定し、成果を出していただくような取り組みにつなげます。また各幼稚園等・学校と連携・協働し、地域全体の取り組みとなるよう努めます。

③青少年リーダーの育成

- 未来の雲南市を担うチャレンジ人材を育成するため、中高生が夏季休業等を活用して、海外短期留学など国内外での多様な体験学習プログラムに参加できるよう支援します。
- 将来の雲南市をリードする広い視野をもった人材の育成を目指し、市教育委員会が行う体験活動、ボランティア活動等に指導者として参画するよう、本市出身の高校生や大学生に対して積極的に働きかけます。

④体験活動等の情報提供

- 小学校区を基準とした範囲で地域の青少年育成団体が行う体験活動や、小学校区・中学校区を越える広域的な交流を視点とした体験活動等の情報提供に努めています。
- 学校と地域の情報の共有化を進めていくとともに、自然体験や学習活動、生活体験など様々な体験活動を計画しています。

(2) 青少年が安心して健やかに暮らせる環境づくり

【基本的な考え方】

近年、青少年による犯罪や非行、あるいは青少年が被害者となる事件、ひきこもり、ニートなど、深刻な社会問題が発生しています。このような青少年の問題に対して、社会全体が青少年の現状を真摯に受け止め、見守り活動を行ったり、放課後や週末の体験活動等にボランティアとして参加したりするなど、市民が一体となって青少年を健全育成する環境づくりが行われています。

特に、放課後や週末の活動は、青少年に居場所を提供し、親や教師以外の大人や異年齢の子どもとの交流、奉仕活動、自然体験活動、文化芸術活動など、様々な体験活動や学習を通して「生き抜く力」を育むことに寄与しています。また、大人にとっては、「子どもを介して」大人同士のコミュニケーションを深めるとともに、子どもに接するために学び、それを活動の場に生かすなど、まさに生涯学習の場として機能しています。

次世代の担い手を地域全体で育成することで、地域の教育力の向上にもつながることから、地域全体で青少年が健やかに暮らせる環境づくりに努めます。

<主な取り組み>

①安全・安心な地域づくりの推進

- 子どもを不審者や犯罪から守る安全・安心な地域をつくるため、コミュニティ・スクールによる話し合いを通じてネットワークづくりを目指します。
- 子どもの登下校時における防犯ボランティア、子ども110番の家、市青少年健全育成協議会、雲南警察署、学校警察連絡協議会等、関係機関との連携を一層強め、安全対策に関する情報の提供及び共有化を促進します。
- 関係団体等と協力し、未成年者の飲酒喫煙防止運動、有害環境の浄化等を実施していきます。

②放課後・週末における体験・交流活動の推進

- 放課後や週末等に小学校の余裕教室や交流センター等を活用し、地元のボランティアの参画を得て、安全・安心な遊びの場を提供し、その見守りを行っていきます。また、昔の遊びやスポーツ・文化活動、野外体験活動、四季折々の催しなどの様々な体験や学びを提供していきます。
- 放課後の活用については、総合的な放課後対策として、主に小学生を対象とした「放課後子ども教室推進事業」に取り組んでおり、小学校区ごとに設立された実行委員会に委託して行っています。
- 文部科学省、厚生労働省より「新・放課後子ども総合プラン」が出され、厚生労働省が実施する「放課後児童クラブ」との一体的にまたは連携して実施することが求められています。今後は相互に連携・協働し、総合的・体系的に推進していく方策を検討します。
- 各地域の放課後子ども教室が、これまでの取り組みを維持・継続できるよう、活動の支援に努めるとともに、土曜日の充実を推進し、豊かで有意義な体験や学びの機会の提供に努めます。

③相談・支援体制の充実

- 教育支援センターの運営については、引き続きNPO法人等との連携に取り組み、児童生徒の状況に応じた適切な支援に努めるとともに、家庭への訪問支援の実施や、保護者の相談体制の充実に努め奥出雲町、飯南町も含めた雲南地域での広域的な連携にも取り組みます。

(3) 学校・家庭・地域・行政の連携・協働による健全育成と体制の強化

【基本的な考え方】

青少年が健全に成長し、社会的に自立していくためには、地域の教育力の向上が極めて重要です。子どもの教育の原点である家庭はもとより、地域、学校、青少年育成活動団体、行政、企業、警察など、青少年の健全育成に關係する団体が連携・協働し、積極的にかかわっていくことが望まれています。

地域の大人が、青少年を見守る意識を高め、日常生活の中でできることから実践していく気運を醸成し、市全体で青少年の健全育成を推進します。

＜主な取り組み＞

①連携・協働の強化

- 雲南警察署、少年補導委員、雲南地域安全推進員協議会、雲南市民生児童委員協議会等との一層の連携・協働を図り、地域に根ざした取り組みを進めます。
- 乳幼児から大人まで礼儀や作法、挨拶、モラル、ルール、しつけ、思いやりなどの「ふるまい」を定着させるため、青少年健全育成協議会を中心に、各関係機関が連携・協働し、取り組みを進めていきます。

②指導者育成の充実

- 青少年をめぐる環境の変化に、より効果的に対応するためには、地域の青少年育成団体の指導者の資質を高めていく必要があることから、各地域自主組織等の協働により、関係団体の指導者養成、資質向上に向けた講座を開催します。

4. 地域の子育て支援の充実

地方公共団体は、家庭の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めることとなっています。

近年、核家族化、少子化など家庭を取り巻く環境の変化や、多様化する家庭環境に対し地域全体で家庭教育を支えてきています。また、地域社会との様々な関わりを通じて、子ども達が安心して活動できる居場所づくりを進め、これから時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを子ども達に育成します。

(1) 子育て意欲の向上

【基本的な考え方】

現代は、育児に関する情報が溢れるほどあり、正しいものを見極めることが難しく、子育てに関して迷っている親や、不安を抱く親も少なくありません。このような状況の中、仲間づくりや相談体制の充実を図ることが必要です。親の子育て意欲の向上と子育ての不安解消のため、地域と連携しつつ子育て学習機会と相談体制の充実に努めます。

＜主な取り組み＞

①子育てに関する仲間づくりの支援と学習機会の充実

- 幼稚園等・小中学校、PTA、子育て支援センターなどと連携・協働して、同じ年代の子どもをもつ親同士が子育てについて話し合ったり、子育て経験者からの話を聞いたりするなど、親同士が学び合う機会を提供します。

- 親学ファシリテーターによる「親学プログラム」を推進し、子育てに関する学習機会の充実に努めます。

②相談体制の充実

- 平成27年度に子ども家庭支援センター「すワン」を子育ての総合相談窓口として開設し、保護者や在籍先（保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校）からの様々な相談に応じ保護者自身が生活の中で自信を持ち、喜びを感じながら子育てができるように課題に対する支援を行っていきます。また、平成30年度から健康福祉部に母子包括支援センター「だっこ♪」を開設し妊娠・出産・子育て期に至る切れ目ない支援を図っています。

- 近年は、就園・就学後の親にとって、幼稚園等・小中学校の教職員は身近な相談相手であり、今後、親から教職員への子育てに関する相談がより気軽にできる環境を整備していきます。

（2）家庭の教育力の向上

【基本的な考え方】

今後も、妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援の実現に向けて、地域における子育て支援と家庭教育支援の連携体制を構築し、教育委員会と他の部局の間、関係機関、関係者の間で支援が必要な子どもや家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図ります。

＜主な取り組み＞

①生活リズムを整える機会の提供

- 「はやねらデー」など生活リズム向上のための取り組みは、子どもを対象とするものですが、それと同時に家族にとっても、子どもたちの食事や生活リズムについて考え、取り組んでいく機会となります。
- 今後もこのような活動を推進していくため、PTAと連携・協働し、学習機会や情報の提供などに努めます。

②子育て世代が地域等で活躍できる（認められる）場の創出

- 子育て世代の中には、地域行事などに参加することに負担を感じている人も少なくありません。しかし、地域行事に参加することは、子育て世代が地域の一員として周囲から認められる良い機会でもあり子育て世代の社会性も培われていきます。このことから子育て世代が参加しやすい緩やかな地域行事の創出を推進します。

③講演会・学習会の開催

- 家庭教育への関心を高めるため、学習機会の充実を図っていくことは極めて重要です。そのため、PTAや地域自主組織等と連携し、子育て世代の生活リズム、規範意識、社会的役割に対する意識の向上と、それらを実践に結び付けることをねらいとした講演会や学習会の開催等、学習機会や情報提供の充実に努めます。

④親子活動の充実

- 親子活動は、子どものためだけの活動ではなく、親にとっても貴重な体験の場であり、親子の絆を深める機会もあります。こうした親子の絆を深めるための自然体験活動など、地域における親子活動の充実に努めます。
- （絵）本の読み聞かせ活動は、親子のふれあう機会（キンシップやコミュニケーションなど）が増え、子どもの情操教育につながることから、市内の図書館・図書室・ボランティア団体と連携・協働し、（絵）本の

紹介や読み聞かせの研修会の開催などにより、親子活動の一層の推進を図ります。

○雲南市青少年健全育成協議会で毎月第三日曜日に取り組んでいる「うんなん家庭の日」を推進し、家庭や地域を大切に思う心の育成に努めます。

(3) 地域社会全体で子育てを支援する環境づくりの推進

【基本的な考え方】

核家族化、少子化の中、近年、他人（家）の子育てに口を挟めないという風潮があり、それがかえって子育てをする親を孤立させてしまうこともあります。一方で、祖父母や地域住民など子育てを支援する人は、親にとって最も身近で頼りになる存在であり、子育てに関する悩みや相談ができる相手がいることで子育てに対する不安感、負担感を和らげることにつながります。

こうした中、放課後子ども教室の取り組みや地域自主組織が実施する子どもに関する事業は、地域住民が子育てにかかわる機会を生み出しました。こうした取り組みを活用し、子育てを家庭だけに任せるとではなく、地域社会全体で子どもを育む環境をつくっていく必要があります。その支援のための環境づくりに努めます。

<主な取り組み>

①地域が子育てにかかわるための機会の充実

○放課後子ども教室や地域自主組織の活動などで、地域講師を活用した親子活動の取り組みなど、今まで以上に地域住民が子育てにかかわることができる機会が充実するよう働きかけます。

5. 図書館サービスと読書活動支援の充実

現在本市には、市立の図書館が3館（大東図書館、加茂図書館、木次図書館）、図書室が3箇所（三刀屋永井隆記念館、吉田農村環境改善センター、掛合図書センター）設置されています。各図書館には司書を配置し、読み聞かせや地域ボランティア団体と連携した活動や団体貸出など特色ある図書館サービスを提供しています。

図書室では、記念館の職員や業務委託をしている地域自主組織の職員等が地域のボランティアと連携したイベントの開催等を行うと共に、図書の貸出業務も担っています。

今後も市民が相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える「共生社会」を目指し、人生を豊かにする読書や調査研究の機会を提供する役割を担い地域住民のニーズに対応する情報拠点となるよう運営に努めます。

(1) 図書館資料の充実

【基本的な考え方】

図書館・図書室は地域における学習や情報の拠点であり、多様化する市民のニーズに応えるためには、図書資料の充実は欠かせません。各種図書資料や視聴覚資料等の充実に努めます。

<主な取り組み>

○新刊図書や雑誌、新聞の確保、また行政資料や郷土資料の収集、整理、保存等を行うとともに、市内外他の図書館との連携により、資料を有効に活用提供できるよう努めます。また、乳幼児期から高校生期まで発達段階に応じた図書の充実に努めます。

(2) 図書館サービスの充実

【基本的な考え方】

図書館は生涯学習社会の学習や情報の拠点として、誰もが利用しやすい場所として機能することが求められています。

市立図書館の業務は単に本の貸し出し業務だけではなく、子どもの読書活動の支援や、個人の生涯学習意欲の向上や市民の様々なニーズに応えるため利用者に応じた情報の提供、学校の調べ学習の支援など、様々な役割を担っています。

文化、体育施設と連携し図書館活動の普及、図書返却受付等のサービスを継続していきます。

<主な取り組み>

- 図書館ボランティア団体と連携し子育て支援や、多世代の図書館利用の推進に取り組みます。
- 資料等に関する相談を受ける「レファレンスサービス」や、子どもに本との出会いを提供する読み聞かせ等の「児童サービス」、貸出希望資料の郵送等の「障がい者サービス」等利用者の状況に応じたサービスの提供に努めます。
- 季節や時節に応じた図書資料の展示や図書館だよりの発行、関係機関や団体が発行するパンフレットやチラシの提供など、情報発信の充実にも取り組んでいきます。
- 司書が配置されていない図書室においては、教育委員会が図書の配置方法や修繕、装備等に関する研修や実践の場を設けるなど、各図書室の実状や特色に応じた支援を行っていきます。

(3) 図書館と学校とのネットワーク化の推進

【基本的な考え方】

子どもたちが様々な本と出会い、興味関心を広げていけるよう、図書館と学校とのネットワークを活用した蔵書管理により、検索性を高め、より効果のある図書館活用の環境整備を行います。

<主な取り組み>

- 市立図書館と小中学校図書室で一体的に整備している蔵書検索システムを活用し、引き続き相互に連携協働した資料の貸出に努めます。

(4) 子どもの読書活動の推進

【基本的な考え方】

生涯にわたって読書活動を行う上では、子どもの時から読書習慣を身につけることが必要です。そのため、幼稚園等・小中学校や地域では読み聞かせ、朝読書や親子読書の推進など、読書習慣の定着化を図る取り組みが行われています。また、家庭において大人は自ら読書を楽しむとともに子どもと読書をつなぎ、子どもが生涯にわたる読書習慣を身につける環境を整える必要があります。

子どもが本に興味や関心をもち、進んで本に親しもうとする気持ちを育むため、読書活動の充実に努めます。

<主な取り組み>

- 市内の各地域では、読書ボランティアによる読み聞かせ等の活動が行われています。今後もそれらの活動を支援するとともに、読書ボランティ

アを養成する研修会を開催するなど、地域における読書活動の一層の充実に努めます。

○図書館は、図書館ボランティア団体と連携し子ども読書会活動、「図書館まつり」や市立図書館を訪問する「図書館見学」等を引き続き行っています。

○図書室においては、子どもの読書活動推進のための情報提供やネットワークの推進に努めます。

6. 人権・同和教育の推進

日本国憲法では、「基本的人権の尊重」を基本原理の一つにあげ、国民が自由に人間らしく生きることができるように、侵すことができない永久の権利として保障しています。

市民一人一人が人権の意義や重要性について深く理解するとともに、「相手の立場に立って人権を相互に尊重し、認め合い、思いやりに満ちた平和な地域社会の創造」を目指し、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に重点的に取り組み、人権を基本に据えた市政を行うため、人権・同和教育の推進に努めます。

(1) 人権・同和教育の基本的な考え方

【基本的な考え方】

人権・同和教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえながら、地域の実状等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ推進していく必要があります。

社会教育においては、全ての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があります。そのため、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に表れるような人権感覚の涵養が求められています。

＜主な取り組み＞

○市民一人一人が人権について正しい理解と認識を深め、人権への配慮や態度が日常生活での行動に表れるよう、人権意識を高めていくための施策を積極的に推進します。

○「愛に生き、平和に生きた、永井隆博士」という偉大な先人の存在があり、本市が、平成17年11月に「平和を」の都市宣言を行ったことは全国に誇れることであり、永井隆博士の「如己愛人」「平和を」の精神と共に、未来へと継承していくことが必要です。そのため、平和教育を人権・同和教育の一環として取り組み、市民がお互いの命と人権を尊重し、差別のない思いやりの溢れた明るい雲南市を築いていきます。

(2) 人権・同和教育、平和教育の推進

【基本的な考え方】

人権課題が多様化する中で、市民一人一人が人権について自分自身の問題として捉え、正しい理解と認識を深め、差別問題解決のための実践につながるような教育・啓発活動を行っていくことが大切です。今後も幼稚園等・学校、家庭、地域、職場などあらゆる場を通じて、子どもから大人まで各段階に応じた実践的な教育・啓発活動を推進します。

<主な取り組み>

①学校との連携の強化

- 豊かな人権感覚を養っていくためには、幼児期から発達段階や個性に応じた教育が必要であることから、幼稚園等・小中学校や高等学校、特別支援学校の人権教育担当者と連携を図っていきます。
- 定期的な連絡会を開催するなど、情報の共有化を図り、広い視野に立った指導や支援を行います。
- 学校教育における人権・同和教育の推進には、教職員の役割と自覚が重要となることから、人権・同和教育主任や新任・転入教職員を対象とした同和問題研修会、差別事象をテーマに市内の小中学校を巡回して行う同和問題研修会を開催し、学校全体で人権・同和教育が推進されるよう支援します。

②地域における人権・同和教育の推進

- 市民の人権意識を高めていくため、生涯各期に対応した多様な学習機会を提供していきます。
- 研修会に市民がより多く参加しやすい形を探求しながら、市全体を対象とした「人権問題を考える講演会」をはじめ、市内全域で同和問題地域講座と定例公開講座（人権問題全般）を開催します。
- 地域自主組織や自治会主催研修会への資料提供、講師派遣などの人的支援を進めています。

③家庭における人権・同和教育の推進

- 家庭はあらゆる教育の出発点であり、人権意識を育む上で重要な役割を担っています。また、他者への思いやりの心や善惡の判断力等を身につける教育の場として極めて重要です。そこで、地域自主組織を単位に、人権に関する認識や理解を一層深めるための講演会や研修会を継続的に開催し、家庭における人権・同和教育の推進に努めます。

④企業等の取り組みへの支援の充実

- 企業等における不公正な採用の問題は依然として大きな課題です。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の人権問題は重要な課題となっています。また、雲南地域（雲南市、奥出雲町、飯南町）では企業・団体等による「雲南地域同和問題企業等連絡協議会」が組織され、人権・同和問題に関する職場内研修の開催や、各種啓発資料等の作成・配布や啓発活動等に積極的に取り組まれています。そこで、人権・同和問題に関する企業等の取り組みに対し、必要な活動支援を行っていきます。

⑤特定職業従事者における人権・同和教育

ア. 公務員

- 行政に携わる全ての職員は、常に人権尊重の視点に立ち、それぞれの職務を遂行することが求められます。職員一人一人が様々な人権問題について正しく理解し、日々の実践につながるよう、毎年全ての職員に対し人権・同和問題研修会を行うとともに、人権・同和問題啓発担当職員による職場内での啓発推進を行い、職員の資質の向上に努めます。

- 議會議員に対して毎年研修会を行い、理解を深める取り組みを行います。

イ. その他の従事者

- 教職員等教育関係者、医療・福祉・保健関係者など、人権教育に関係の深い職業に従事する人に対しても教育・啓発活動は大切であることから関係機関と連携を図り、研修機会の充実に努めます。

⑥平和教育の推進

- 平成17年に「平和を」の都市宣言を行い世界の恒久平和実現のために市民が心を一つにして努力することを誓っています。また、新たに建設する永井隆記念館では博士の人生、功績、思想等、多面的にその人物像を伝えるとともに、「平和を」「如己愛人」の精神を感じ自ら学ぶことで平和教育を推進していきます。
- 「永井隆平和賞」には、平成3年から取り組んでおり、平和に関する学習の機会、恒久平和を願う式典として、今後も永井隆顕彰事業を継続していきます。

(3) 重要課題への取り組みの充実

【基本的な考え方】

市民一人一人が様々な人権問題を理解し、その解決に向けた実践力を高めていくには、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画で示された重要課題」について、取り組んでいくことが重要です。

特に、同和問題は人権問題の重要な柱であり、その理解と解決を図ることは、様々な人権問題を理解することにもつながり、相手の立場になって考えられる思いやりの心の育成につながります。

本市では、女性の人権問題の解決にも重点を置き、「雲南市男女共同参画計画」に基づき様々な施策を講じています。

平成25年度には、出雲市、江津市、松江市に次いで県内第4番目となる「男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画社会の実現に向けさらなる気運の醸成を図りました。

<主な取り組み>

①同和問題への取り組みの充実

ア. 差別意識解消に向けた教育・啓発の推進

- 同和問題について正しい理解を深め、差別意識の解消に取り組むため、ワークショップなどの参加型の研修会や、わかりやすい啓発資料の作成等、学習内容や方法等の創意工夫に努めます。

イ. 進路保障への取り組みの推進

- 同和地区児童生徒をはじめとする全ての児童生徒が、進路に対する明るい展望と差別に立ち向かう強い意志をもち、豊かな自己実現を図っていくためには、進路保障の取り組みが大切です。そこで、学校教育はもとより社会教育においても、学習活動や体験活動を通して、児童生徒の進路保障の充実に努めます。

ウ. 就労問題への取り組みの推進

- 就労問題に対する取り組みとして、島根県労働局、ハローワーク、雲南地域同和問題企業等連絡協議会等と連携を図りながら、企業等の取り組みへの支援を行います。

②女性の人権問題に対する取り組みの充実

ア. 男女共同参画の推進

- 本市では、平成27年3月に「第2次雲南市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取り組みを行っていきます。
- 雲南市男女共同参画推進委員会委員や、島根県男女共同参画サポーター「キラ☆サポ」などを中心に「男女共同参画まちづくりネットワーク会議」を組織し、地域に出かけて行う「出前講座」では、「寸劇」などを

通して参加者が日常の生活の中での様々な差別意識に気づく場・機会を提供していきます。

○データDVが増加する中で、学校と連携した教育・啓発を行っていきます。

○「男女共同参画宣言都市」として、今後も男女共同参画社会の実現に向けて様々な取り組みを継続して実施し、男女共同参画の推進に努めます。

イ. 相談体制の充実

○女性に対する暴力や、様々な問題を抱えて悩む女性を支援するため、相談活動の充実が求められています。本市では、女性相談の窓口となっている雲南市男女共同参画センターに、毎年150件を超える相談があり、うちDV事案が増加傾向にあります。男女共同参画センター相談員や女性弁護士が行う女性相談など、支援の充実に努めます。

7. 文化活動の推進

芸術などの鑑賞や、芸術・文化活動に参加することは人々の日々の暮らしに潤いを与え、豊かな人間性、創造性が培われ、ひいては地域の活性化につながります。また、文化芸術が次代に継承されることは、その地域の人々の自信の源となり地域の誇りとなるものです。

本市においても、地域に根ざした芸術・文化活動を推進するとともに、広く市民が多様な文化芸術に触れるこことできる取り組みを積極的に進めます。そのため、芸術・文化活動に関する情報や場の提供、学校や文化団体への支援、文化施設との連携等により、市民が生涯学習の場として主体的に参加できる環境の整備に努めます。

(1) 文化芸術に親しむ場や機会の提供

【基本的な考え方】

これまで学校や市民に対して、文化芸術にふれ、親しむ場や機会の情報提供を行ってきました。今後も、様々な文化芸術に関する情報提供を行い、市民の関心を高め、文化活動への参加促進に努めます。

<主な取り組み>

○市内の文化施設の指定管理者に委託し実施している文化事業では、鑑賞事業のみでなく、体験型事業、教室など様々な事業を行っていきます。

○市民が身近に文化芸術を体感し、文化活動への関心が高まっていくよう事業の充実を図ります。

○各分野の助成事業を活用するなどして、市民が普段なかなか触れることができない優れた文化・芸術作品も鑑賞することができるよう取り組みます。

○指定管理者、活動団体等と連携・協働し、文化芸術に親しむ場や機会を提供することにより、更に市民の関心を高め、活動への参加意欲の促進に努めます。

(2) 学校等における芸術・文化活動の支援

【基本的な考え方】

文化芸術は豊かな人間性を育むものであるとともに、人と人とのつながりや相互に理解・尊重し合う土壤となるものであり、地域や学校教育の場等において子どもたちが優れた芸術文化や伝統文化に接し、文化活動に参加できる機会をもつことが大切です。そのために、助成事業等の情報提供や助言など、今後も必要な支援を行っていきます。

＜主な取り組み＞

- 小中学校においては、巡回公演事業等を活用し、子どもたちに文化芸術にふれる機会を提供してきました。今後さらに幼稚園等・小中学校との連携を密にし、各機関の文化助成事業の利用促進を図るなど、子どもたちが文化芸術に親しむことができるよう支援していきます。
- 市内文化施設の指定管理者による市の委託事業をはじめとする各種事業の拡充を図り、優れた芸術作品の公演・演奏会の開催、また、子どもたち自身が参加してステージに立ち、成果を発表する教室事業を継続して実施するなど文化事業の推進に取り組みます。
- 子どもたちがふるさとの文化や伝統に対する理解を深め、自分たちの地域に誇りをもつことができるよう、地域の歴史や伝統文化等に精通した地域住民が積極的に学校活動にかかわり、ふるさと教育、地域の文化継承活動を推進するために、学校と地域との連携・協働が強化されるよう支援していきます。

(3) 市民の文化活動の促進

【基本的な考え方】

人々に心の安らぎや感動をもたらす文化芸術は、生活に潤いを与え、喜びをもたらし、人々を支えるものとして、一層、生活の身近なものとする必要があります。

文化芸術に親しみ、活動し、地域の伝統文化が生まれ、次代に継承されることは、地域の活力となり地域づくりにもつながっていきます。地域自主組織、文化団体等に対して支援を行い、市民の文化活動の促進を図ります。また、文化活動への興味・関心を高めるため、効果的・広域的な広報を行うなど、情報提供に努めます。

＜主な取り組み＞

- 生涯学習を活動の一つの柱にした地域自主組織での活動の高まりや、同好者との活動など、地域での芸術・文化活動が取り組まれています。こうした活動が継続的に、より活発に行われるよう教室等の指導者の確保や地域間の交流等への支援を行っていきます。
- 市民に広く芸術・文化活動に関する有効な情報が行き渡るよう、市報はもとよりケーブルテレビや告知放送、ホームページなど各種広報媒体を十分に活用し、更に情報提供の充実に努めます。
- 「雲南省文化協会」では、134団体（平成31年3月末現在）が加入され、様々な文化活動に取り組まれています。また、各団体間の相互交流や地域活動との連携、分野ごとに団体が連携してイベントに取り組まれる等、市民の文化活動の向上・発展に貢献されています。今後も加入団体の諸事業や全市的なイベントなど文化協会の活動がさらに充実・発展されるよう活動支援に努めます。

8. 文化財の保存と活用

文化財は郷土の歴史を学ぶ際に欠くことのできない資料であるとともに市民共通の貴重な財産でもあります。このことから、文化財は適切に保存・整備していくとともに、積極的に活用を図り、また、確実に次世代に継承していかなければなりません。

本市では、これまで多くの有形・無形の文化財や記念物（史跡・名勝・天然記念物等）が確認されており、国宝や重要文化財、県及び市の指定文化財が数多く存在します。これらは雲南市の歴史を知る上で欠くことのできない貴重な資料であり、市はもとより、国や県、所有者そして市民と、協力して保護・保存し継承していくことに努めます。また、これらの文化財以外にも発掘調査等により所在が明らかとなった遺跡（埋蔵文化財）や古くから地域に伝えられてきた民俗芸能など、歴史的・文化的な価値をもつ資産が数多く残されており、市民の貴重な財産として保護するとともに積極的な活用を図っていきます。

(1) 文化財保護と愛護の普及・啓発

【基本的な考え方】

本市を代表する史跡として39個の銅鐸が出土し1ヶ所からの出土数では全国最多となった「加茂岩倉遺跡」や、日本で唯一たら製鉄に関連する施設が集落ごと残されている「菅谷たら山内」があります。また、古くから「旧大原郡家」の推定地として注目され、大型の柱穴群が見つかった郡垣遺跡は、古代出雲を考えるうえで重要な遺跡であり、市民にとって郷土の誇りです。

このような文化財を保存・整備することによって、市民に文化財保護の意識を喚起し、文化財愛護の普及・啓発に努めます。

<主な取り組み>

①加茂岩倉遺跡の整備と活用

○加茂岩倉遺跡の銅鐸（平成20年に国宝に指定）は、平成8年に発見されて以来20年以上経過していますが、この貴重な文化財について市民がさらに関心を高め、親しみをもつことができるよう、史跡の整備を行うほか、銅鐸を教材とする学習機会を提供する等、その活用を図ります。

②菅谷たら山内の保存修理と活用

○国指定の重要有形民俗文化財「菅谷たら山内」は、各施設の腐食老朽化が著しいため、平成24年度から建物の保存修理工事を行っています。高殿をはじめ各施設の工事を順次進めていく予定ですが、工事期間中も修理の状況を随時情報発信していくなど積極的な活用を図ります。また、工事完了後の利活用について、十分な検討を行い効果的な活用を図ります。

③郡垣遺跡の活用

○郡垣遺跡は、出雲国風土記に記されるとおり「斐伊村」へ移転する前の「旧大原郡家」の推定地として注目されていましたが、平成18・19年度に行った調査で規則的に並んだ大型の柱穴群が見つかり、「旧大原郡家」に關係する遺構である可能性が高いことがわかりました。そこで、郡垣遺跡周辺の調査を継続的に進め、遺跡の性格を明らかにするとともに、遺跡の保存・活用を図っていきます。

(2) 文化財、歴史資料の収集・整理と公開・活用

【基本的な考え方】

旧町村それぞれで収集・収蔵していた歴史資料等について、平成22年に設置した雲南市歴史資料収蔵センターへの集約等、資料の整理を進めてきました。

今後はそれらの資料が効果的に活用されるよう、展示方法やそのための環境整備等を検討していきます。

＜主な取り組み＞

- 収集・整理を終えた歴史資料については、学校教育や市民を対象とした講座等におけるふるさとの歴史・文化の教材・資料として積極的な活用を図ります。
- 民俗資料等についてさらに整理をすすめるとともに展示・公開に向けた施設・環境整備に努めます。

(3) 埋蔵文化財の保存・活用

【基本的な考え方】

埋蔵文化財は文化財が土地に埋蔵されている状態の総称で、具体的には集落跡や古墳・城跡といった遺跡、そこから出土する土器・石器等の遺物が該当します。埋蔵文化財は、地域の豊かな歴史・文化をいきいきと物語る、いわば物的証拠となるものであり、市民共有の貴重な財産です。

その財産を後世にも伝えていけるよう、保存を図るとともに、ふるさと学習等において活用できるよう工夫していきます。

＜主な取り組み＞

- 大切な文化財が開発等によって不用意に失われたりしないよう、今後も埋蔵文化財包蔵地（周知の遺跡）に関する啓発や調査による記録保存に努めます。
- 埋蔵文化財に触ることは、我々の祖先と時代を超えて対話することにつながります。地域の歴史や文化の学習における親しみやすい教材として活用を図ります。

(4) 地域に根ざした民俗芸能等の継承

【基本的な考え方】

古くから地域に伝えられてきた神楽や踊り等の民俗芸能は、長い歴史と伝統の中から生まれた市民の財産であり、将来にわたり継承する必要があります。

学校教育の場においても、ふるさと教育の一環としてこれらの民俗芸能の体験活動が展開されており、民俗芸能を継承していく上で一助となっています。

こうした活動は、郷土への愛着や誇りを育むとともに、地域の活性化のためにも重要です。

＜主な取り組み＞

- 各地域において民俗芸能の保存・継承活動に取り組まれています。今後も地域自主組織や関係機関と連携・協働し継承者への支援の充実に努めます。

(5) 天然記念物の保護活動の充実

【基本的な考え方】

雲南市には、ホタルやオオサンショウウオ（特別天然記念物）などの様々な希少生物が生息しています。平成29年の春に2羽のコウノトリ（特別天然記念物）のペアが本市大東町で営巣をはじめてから、3年連続で4羽の雛が孵りました。

文化財としての価値や行動範囲など綿密な調査を行うとともに、文化財保護法に基づき適切な保護を施すための措置を行い次世代へ確実に伝えるとともに、現代生活に活かす取り組みを行います。

＜主な取り組み＞

- コウノトリの繁殖行動を観察し、足環装着等にかかる文化財保護法に基づいた適切な対応を行います。
- 「“幸せを運ぶコウノトリ”と共生するまちづくりビジョン」に基づき、他部局と連携してアクションプランの推進に努めます。
- 市内に生息するオオサンショウウオの保護と、その生息活動等の調査を行います。

9. 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進

近年、人々のスポーツに対するニーズは、少子・高齢化社会の到来、価値観の多様化等の影響で、競技志向に加えて健康志向としても高まっています。

平成29年3月に策定された国の「第2期スポーツ基本計画^{※62}」では中長期的なスポーツ政策の基本方針が以下のとおり述べられています。

～スポーツが変える。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life～ 1スポーツで「人生」が変わる！ 2スポーツで「社会」を変える！ 3スポーツで「世界」とつながる！ 4スポーツで「未来」をつくる！ スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全ての人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。

生涯にわたったスポーツ活動の推進は、明るく豊かで活力のある社会の形成へとつながり、市民一人一人の心身の健全な発達には欠かすことができないものであることから、今後もその振興を図っていきます。

また、市内では体育協会やスポーツ少年団、各種サークルなど、様々なスポーツ団体が活動を行っており、これらの団体の支援を引き続き行っています。

なお、市教育委員会では、教育基本計画と同期間となる今後5年間（令和2年度から令和6年度まで）の本市のスポーツ行政の振興を図ることを目的に、『雲南市スポーツ推進計画』をあわせて策定し、取り組んでいきます。

(1) 生涯スポーツ活動の充実

【基本的な考え方】

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足をもたらすものです。

※62 「第2期スポーツ基本計画」

「スポーツ基本計画」は、スポーツ基本法の規定に基づき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため重要な指針として位置づけられるものです。平成29年3月に第2期の「スポーツ基本計画」が策定されました。

スポーツ基本法においてスポーツは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等の為に個人または集団で行われる運動競技その他の身体活動」と広く捉えられており、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であるとされています。

また、スポーツを「する」「見る」「ささえる」といった多様な形で「スポーツ参画人口」を拡大し、人々がスポーツで人生を健康で生き生きしたものとし活力ある社会と絆の強い世界を創ることも目指しています。こうしたなか、気軽に参加できるスポーツ活動は、個人の健康づくりとともに市民の交流を深めることにもつながり、人と人とのコミュニケーションづくりの場にもなります。

余暇時間有効的に活用するためにも、今後、生涯スポーツ活動に対する市民の期待は大きいことから、生涯スポーツ活動の一層の充実に努めます。

＜主な取り組み＞

①健康づくりの拠点施設「ラソンテ」の活用推進

○子どもから高齢者、障がいのある人等誰もが体力や志向に応じた健康づくりに取り組める施設として整備し、平成30年7月にオープンした加茂B&G海洋センター「ラソンテ」について、市内にある健康増進施設と連携し利用推進に取り組みます。

②スポーツ推進委員によるスポーツ活動の振興

○スポーツ推進委員^{※63}には地域住民や雲南市体育協会、学校及び総合型スポーツクラブ^{※64}などスポーツ団体等との連携を進め、地域スポーツを推進する役割が期待されています。また、地域住民のライフステージに応じたスポーツ活動の推進を支援するとともに、地域における障がい者スポーツの推進役を担っていくことも求められています。そこで、スポーツ推進委員を対象とした各種研修会や養成講座、優れた人材発掘のための働きかけや知名度の向上を通じ活躍の場を広げる取り組みを行います。

③地域運動指導員との連携

○市民の運動やスポーツの推進を図るために地域における取り組みが重要です。身体教育医学研究所うんなんは、各地域で健康づくりリーダーとして市民に身近な立場で身体を動かすことの楽しさと大切さを伝える「地域運動指導員」を養成する研修を実施しています。市民が気軽に楽しみながら身体を動かすことを通じて健康づくりができるよう、身体教育医学研究所うんなんとの連携を強化します。

④チャレンジデー^{※65}の開催

○日常生活の中に運動を取り入れる楽しさを知ってもらうことや、運動を通して健康づくりや仲間づくりへのきっかけづくりとして、本市では毎年5月の最後の水曜日に「チャレンジデー」を行っています。今後も、生涯にわたる健康づくり、地域活性化につながるよう全市をあげての取

※63 「スポーツ推進委員」

市民にスポーツの実技指導、スポーツに関する指導・助言を行うとともに、スポーツ振興の企画・コーディネーターとしての役割を担っており、現在、市教育委員会が任命した43名が在籍しています。

※64 「総合型地域スポーツクラブ」

ヨーロッパで発祥し「多種目」「多世代」「多志向」で、地域住民が自主的・主体的に運営するスポーツクラブです。

※65 「チャレンジデー」

毎年5月の最後の水曜日に、世界中で実施されている、住民参加型のスポーツイベントです。当日は人口規模がほぼ同じ自治体同士が、午前0時から午後9時までの間に、15分間以上継続して何らかの運動やスポーツをした住民の参加率を競い合います。

り組みとして継続していきます。

(2) 幼児期の運動（遊び）の推進

【基本的な考え方】

幼児期は、身体を動かす多様な遊びを体験することで健全な心身を育む大切な時期です。子どもは、日常の遊びや生活、そして自然環境の中で、親子と一緒に遊びを体験することにより、心身の諸機能が総合的に発達していきます。

今後、身体教育医学研究所うんなん等の関係機関と連携・協働し、幼児期における親子体験活動等の推進に努めます。

＜主な取り組み＞

- 平成25年度に作成した「雲南省幼児期運動プログラム＜理論編＞」、平成27年度に作成した「雲南省幼児期運動プログラム＜実践編＞」に基づき、保育（遊び）の実践を推進していきます。
- 家庭や地域にも、幼児期から体を動かして遊ぶことの重要性等を理解してもらい、連携・協働して取り組むことができるよう、本市の幼児の現状や取り組み等について情報発信し、運動（遊び）を推進します。

(3) 少年期・青年期のスポーツ活動の推進

【基本的な考え方】

スポーツ活動は、体だけでなく心の健やかな成長にも大きな役割を果たしています。体力面では、少年期は、多様なスポーツを体験する中で、スポーツ習慣や基礎的な体力を培っていく時期であり、青年期は、身体的な機能が最もピークに達し、スポーツ活動の進歩が著しい時期です。

これらの時期は、子どもから大人へ身体が成熟する時期でもありますが、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団活動や部活動を体験することで、心身の鍛錬を通して成長し、社会生活に適応していくための様々な能力が養われます。

そのため、子どもたちがこれらの時期にスポーツ活動に親しむことができるよう、その推進に取り組んでいきます。

＜主な取り組み＞

①子どもの体力の向上

- 国が行う「体力・運動能力調査（スポーツテスト）」によると、子どもの体力は、昭和60年頃から現在まで低下傾向が続いている、本県においても、全国調査同様の傾向が見られます。そこで、子どもの体力を向上させるためには、単に身体的な体力向上を目指すのではなく、早寝早起きや、毎朝きちんと朝食を摂るといったような規則正しい生活習慣を獲得する取り組みも必要であることから、「早寝早起き朝ごはん」運動等の取り組みを行います。

- 市健康福祉部や身体教育医学研究所うんなん等と連携・協働し、より良い生活習慣の定着も含む子どもの体力向上に向けた取り組みを推進します。

②スポーツ少年団活動の推進

- スポーツ少年団活動は、スポーツを通して互いに協力することや相手への思いやり、自ら考えて行動する能力などを習得することを目的としています。そのため、主となるスポーツ活動だけではなく、交流活動、学習活動、社会活動なども事業内容として取り組んでいきます。

- 活動を推進するため、市スポーツ少年団連絡協議会と連携し、地域指導者の育成や資格制度への対応、保護者に対し、研修機会の提供や啓発活

動を行っていきます。

③運動部活動への支援の充実

○中学校では運動部活動が盛んに行われていますが、生徒数の減少に伴う休止や教員定数の減少から、活動に支障が出ている部もあります。一方で、スポーツの多様化に伴い保護者から新たな種目の設置を要望される中学校もあります。そのため、技術の向上や指導者不足、教職員の負担軽減を図るため、地域の指導者が中学校の部活動を指導する動きも出ており、総合型地域スポーツクラブ等と連携を図り、支援をしていきます。

(4) 高齢者の体力増進に向けた取り組みの推進

【基本的な考え方】

近年、高齢化が進んでおり、地域力の衰退が危惧されていますが、高齢者がいきいきと元気に活躍することにより、地域はさらに活性化していきます。元気に活躍するためには、それを支える体力が必要です。

高齢になっても自分の力で元気に動けるよう、高齢者の運動推進が必要となっています。うんなん健康都市宣言では、生涯健康で生き生きと暮らしていくことを目指しており、今後も、スポーツ推進委員をはじめ、市健康福祉部や身体教育医学研究所うんなん等の関係機関と連携を図り、高齢者の体力増進に向けた取り組みを推進していきます。

<主な取り組み>

①転倒予防等の取り組みの充実

○高齢者が自身の体力を認識し、今後の体力増進への意欲や関心を高めるため、スポーツ推進委員や地域運動指導員が中心となり、地域で高齢者の軽スポーツ教室や体力測定、健脚度測定等を実施しています。今後もこれらの実践を継続し、高齢者の体力増進に取り組み転倒予防等の生活改善に努めます。

②関係部局との連携・協働の強化

○市民誰もが生涯にわたって生きがいづくり・健康づくりを実感できる事業を総合的に展開していくためには、市健康福祉部や身体教育医学研究所うんなんとの連携・協働が不可欠であり、食生活改善指導員や地域運動指導員、スポーツ推進委員との連携・協働の強化に努めます。

(5) 障がいのある人のスポーツの推進

【基本的な考え方】

一人一人が尊重され、ともに生きる共生社会の実現のためには、誰にでも自分のやりたいことができる環境や機会が保障されなければなりません。スポーツにおいても同様であり、広く人々がその関心や適性等に応じて参画できるようにしなければなりません。

また、スポーツ活動は、個人の健康づくりや市民の交流につながるだけでなく、スポーツを通じて社会参加することにも意義があります。障がいのある人をはじめ配慮や支援が必要な多様な人々がスポーツに取り組むことで、外出の機会が増えることや、参加者同士の交流などの効果が期待できます。

そのため、本市でも障がいの有無にかかわらず誰しもがスポーツに参画できるよう取り組みます。

＜主な取り組み＞

- スペシャルオリンピックス日本・島根の事務局がある本市としては知的障がいのあるスポーツの振興に取り組んでおり、他自治体とも連携し競技種目・競技人口の増加やスペシャルオリンピックスの理念や目的を広める活動を推進します。
- 障がいのある人がスポーツ活動に参加できるよう、また参加者に十分な指導ができるよう、スポーツ推進委員や市内の社会体育施設における専門的な知識を有する指導者とともに取り組みを進めていきます。
- 障がいの有無に関わらずともに取り組むスポーツ競技の普及、啓発に取り組みます。
- 重度の障がいがある人もスポーツ活動ができるよう、医療・福祉との連携により促進する仕組みを構築していきます。

(6) 競技スポーツの振興

【基本的な考え方】

本市では、雲南市体育協会をはじめ各種スポーツ団体が、様々な競技スポーツに取り組んでいます。今後もこれらの団体が行うスポーツ教室や大会への支援、情報提供等の充実に努めます。

＜主な取り組み＞

①雲南市体育協会への活動支援

- 雲南市体育協会は、市民に最も身近な競技スポーツ団体として、各支部・事業部が様々な活動を実施しています。
- 従来から開催している大会や競技力向上のための教室等に引き続き支援をしていきます。

②スポーツ指導者の養成と活用促進

- 多様化・高度化するスポーツ活動に対する市民のニーズに応えるにはスポーツ指導者の確保が必要であることから、市体育協会や各種スポーツ団体と連携を図り、高い技術・技能を有するスポーツ指導者の育成に努めます。
- 指導者の質の向上、資格取得制度について雲南市体育協会、雲南市スポーツ少年団と連携し推進します。
- トップアスリート等、全国レベルで活躍している一流選手を招聘し、市内スポーツ指導者のレベルアップを図ります。

③国民スポーツ大会の島根開催に向けた取り組み

- 2029年度に島根県での開催が内々定している国民スポーツ大会に向け、県や県体育協会、他自治体と連携し開催種目の選定、選手育成、指導者育成、施設整備等の準備を進めています。

④オリンピック・パラリンピック教育の推進

- オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の成功やそのレガシーとしてのスポーツ、教育、文化等の継承に向け、スポーツ及び両競技大会の意義、価値観等に対する市民の理解・関心の向上、ボランティア精神の涵養や、多様な文化への理解等を図ります。
- パラリンピックを契機として、国民の障がいのある人に対する理解の促進を一層図り、共生社会の実現を目指します。
- 障がいのある人を含めた多くの市民の生涯にわたるスポーツ参画の拡大等を図ります。

(7) 総合型地域スポーツクラブの質的充実

【基本的な考え方】

文部科学省の第2期スポーツ基本計画（平成29年3月24日）において「成人の週1回以上のスポーツ実施率65%程度（障がい者は40%程度）」を目標とするとされています。

総合型地域スポーツクラブは、少子化によってスポーツ少年団のチームが組織できることや、指導者不足の問題、「高齢者や障がいのある人で、自らスポーツに参加しにくい状況にある人をどう支援するのか」といった地域が抱えている課題に対しても対応していく機能をもっています。

＜主な取り組み＞

- 大東町、加茂町、三刀屋町に総合型地域スポーツクラブが設立され、様々な活動が展開されています。今後、県体育協会等の指導を受けながら、本市全域における活動の推進や認知度の向上を支援していきます。
- 現在活動中のクラブに対しても、継続的に事業が展開されるよう、様々な情報提供やクラブ間の交流活動等の推進に努めます。

10. 社会教育施設の整備・運営

「いつでも、どこでも、だれでも」学習でき、その学習成果を生かすことができる生涯学習社会の実現のためには、学習・スポーツ・文化施設の整備を図るとともに、地域や学習者のニーズに対応した施設の運営に努める必要があります。

しかし現在の財政状況では今ある全ての施設を維持していくことは困難です。配置の適正化、維持、管理の適正化を基本とし施設の効果的な運営に努めます。

(1) 社会教育施設の整備

【基本的な考え方】

生涯学習社会の実現のため、市民一人一人が存在感、有用感を感じながら、自らの人生を豊かにするために、また、地域コミュニティが活性化するために、それぞれの立場で学び、役割を果たしていく上で、社会教育施設はその活動の拠点として機能しています。

拠点としての機能を確実に果たし、地域活動が活性化するよう、首長部局とも連携して施設の集約化を図り、計画的な整備・修繕を行います。

＜主な取り組み＞

- 市内の学習・スポーツ・文化施設には経年や設備の老朽化により、修繕を要するものも多くあります。施設の状況や利用率、緊急度などを考慮し、優先順位をつけ施設の集約化や計画的で効率的な整備・修繕に取り組みます。
- 「ラメール」「チェリヴァホール」「アスパル」「古代鉄歌謡館」など一定の規模をもつ文化・スポーツ施設の目的・機能・特徴を十分に発揮していくため、施設の整備・充実に努めます。

(2) 地域（学習者）ニーズに対応した施設の運営

【基本的な考え方】

地域活動の活性化のためには、その拠点である社会教育施設が学習者のニーズに対応した利用しやすい運営に努めることが重要です。ニーズを把握し、より良い施設運営が行えるよう努めます。

<主な取り組み>

- 指定管理による開館日や利用時間の弾力化など利用しやすい施設管理に努め、地域の実状に沿った運営ができるよう努めます。

まとめ

本委員会において確認された幼稚園、小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方は次のとおりである。

幼稚園、小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

① 複式学級の解消

複式学級は、自主学習や主体的な学習姿勢が身につくと思われることなど評価できるが、お互いのコミュニケーションを深め、子ども同士で多様な考え方方に触れる中で、お互いの思考を深め合い、新しい考えを創り出したりする能力を養うためには、一定規模の人数が必要であるという視点から複式学級の解消が望ましい。

② 免許外指導や非常勤講師の解消

小規模の中学校では、全ての教科（9教科）を指導する教員の確保が難しくいため、全教科にわたる教員配置を可能にする生徒数・学級数を有する学校規模が望ましい。（平成20年度中学校教職員定数配当基準によれば、6学級以上で校長、教頭を含め11人配当）

③ 極小規模の幼稚園の方向性

中間報告で、極小規模の幼稚園では一定規模の児童数を確保するためには、統合再編も視野に入れる必要があるとしている。

極小規模の幼稚園では、児童一人ひとりに対して、きめ細やかに個に応じた指導等がなされている。しかし、集団生活での多様な学びや子ども同士の関わり合いから生まれる様々な体験を重視することが重要である。

また、幼稚園教員の配置や研修、出張など、教員の資質の向上や勤務体制にも課題があり、一定数の児童が在籍していることが望ましい。

④ 雲南市立小中学校における望ましい学校規模

小学校－1学級20人～25人、6学級以上（1学年1学級以上）

中学校－1学級20人～30人、6学級以上（1学年2学級以上）

⑤ 地域の実情に応じた規模と配置

雲南市は広く、中山間地域に集落が点在する実態から、地域の実情に応じた適正な規模を確保する必要がある。

また、配置において最も優先すべきことは、通学距離や通学時間による児童生徒への負担の問題であり、特に幼稚園児や小学校低学年への配慮が必要である。

資料編

第4次雲南市教育基本計画に関する主要データ

(1) 児童生徒数・就学前の子どもの数

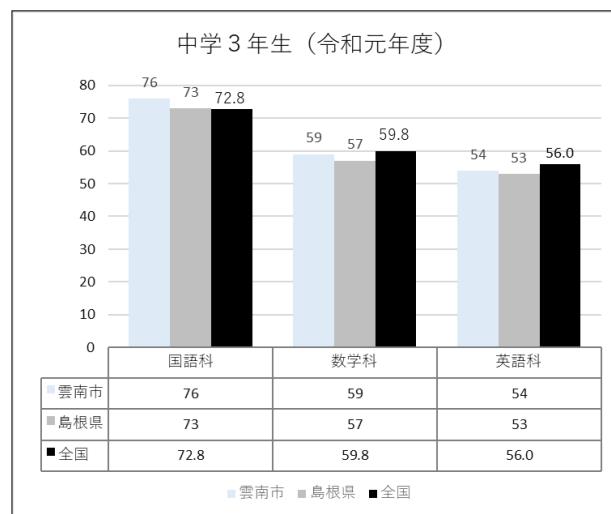
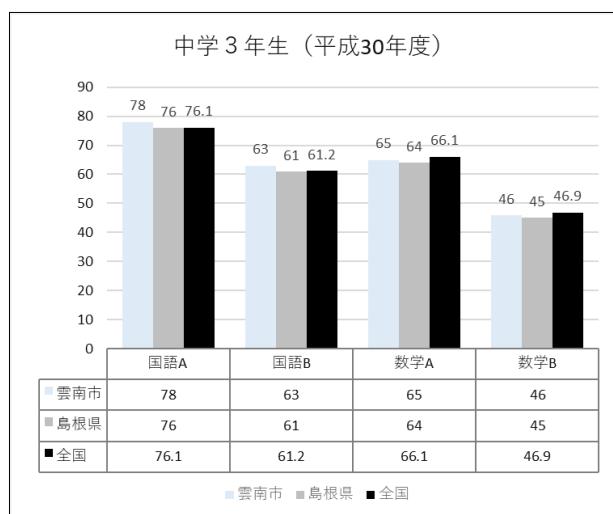
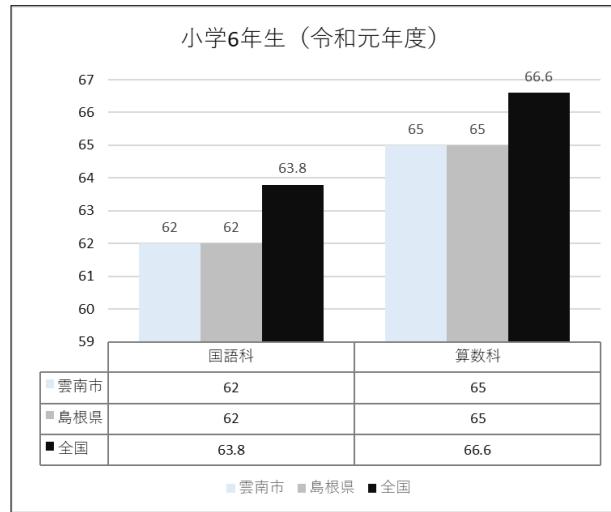
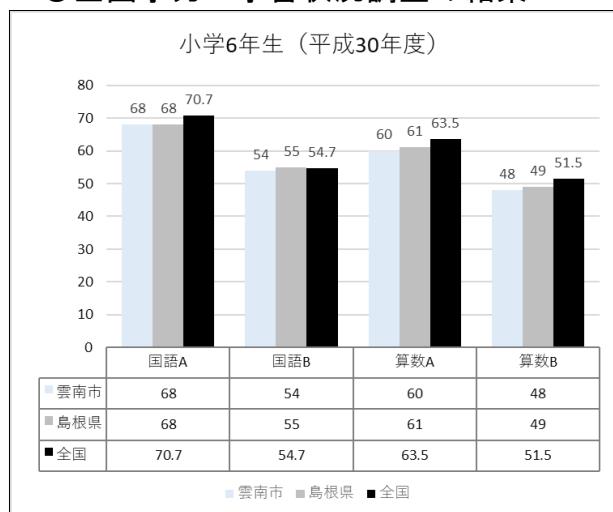
	平成 17年	～	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 1年
合 計	5,822		4,900	4,851	4,734	4,634	4,569	4,365	4,285	4,120
0～5歳	2,084		1,715	1,716	1,670	1,638	1,622	1,562	1,502	1,424
0～2歳	988		828	834	795	762	747	742	734	655
3～5歳	1,096		887	882	875	876	875	820	768	769
児童数 (小学生)	2,420		2,034	2,028	1,949	1,923	1,874	1,822	1,817	1,759
生徒数 (中学生)	1,318		1,151	1,107	1,115	1,073	1,073	981	966	937

(資料：児童数・生徒数については教育委員会による集計(5月1日現在)。

0～5歳児については島根県「(推計人口)市町村・年齢(各歳)別人口(10月1日現在)」)

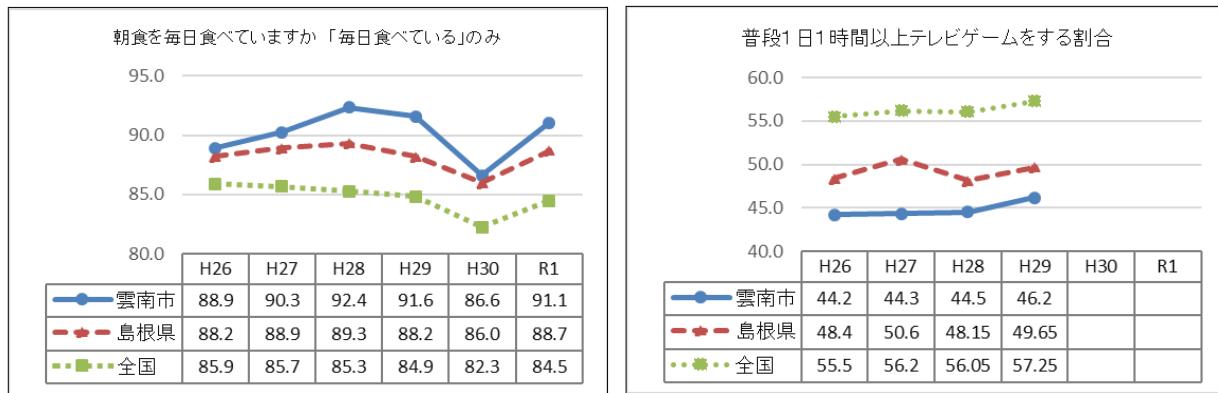
(2) 学校教育に関するデータ

○全国学力・学習状況調査の結果



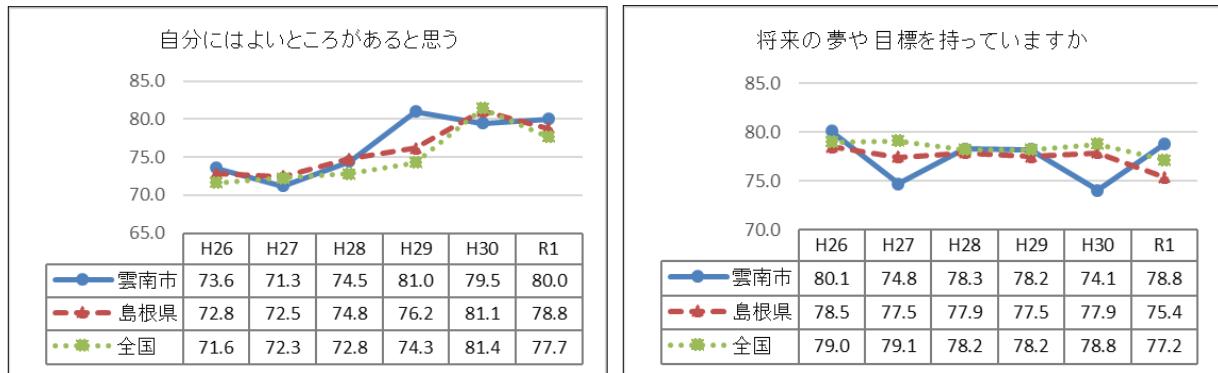
(資料：全国学力・学習状況調査(平成30年度及び令和元年度))

○生活習慣に関するデータ



(資料：全国学力・学習状況調査)

○自己肯定感、将来の目標に関するデータ



(資料：全国学力・学習状況調査)

(3) 地域・家庭とのかかわりに関するデータ

関連データ	単位	H27	H28	H29	H30	出典
学校支援ボランティア延べ参加者数	人	17,996	16,712	17,018	15,941	市教育委員会調べ
「地域で地域の子どもを育てようとする活動をしている」と答えた市民の割合	%	28.3	25.6	24.1	23.6	市民アンケート
放課後子ども教室開催日数(延べ)	日	1,786	1,637	1,835	1,778	市教育委員会調べ
「過去1年間に地域活動に参加したことがある」と答えた市民の割合	%	71.6	68.4	70.5	72.9	市民アンケート
職場体験学習の受け入れ可能な民間企業数	数	181	181	186	156	市教育委員会調べ

(4) 生涯学習に関するデータ

関連データ	単位	H27	H28	H29	H30	出典
「自らの教養を高めるために日頃から学習活動を行っている」と答えた市民の割合	%	30.4	31.7	31.2	29.4	市民アンケート
「市の生涯学習環境に満足している」と答えた市民の割合	%	36.8	46.5	44.6	43.1	市民アンケート
「交流センターが地域にとって活動しやすい拠点となつていると感じる」と答えた市民の割合	%	68.0	62.3	64.4	65.4	市民アンケート
「地域の課題を地域で主体的に解決できていると感じる」と答えた市民の割合	%	45.4	56.2	39.8	42.2	市民アンケート
補導人数	人	47	30	31	—	雲南警察署生活安全課 「少年補導うんなん」
市立図書館(3館)の蔵書数	冊	148,507	151,018	153,824	157,854	市教育委員会 調べ
市立図書館(3館)の図書貸し出し冊数	冊	166,530	161,424	138,920	151,902	市教育委員会 調べ
レファレンス件数(市立図書館)	件	4,296	3,697	3,539	3,608	市教育委員会 調べ
「ご自身が過去1年以内に差別や人権を侵害されたことがあると感じた」と答えた市民の割合	%	11.9	13.7	8.8	10.1	市民アンケート
「過去1年以内に他人の人権を侵害してしまったと感じたことがある」と答えた市民の割合	%	4.8	5.1	4.0	4.3	市民アンケート
「男女が平等に扱われていると感じる」と答えた市民の割合	%	58.0	76.9	76.9	71.1	市民アンケート
「地域文化を次世代に伝える活動をしている」と答えた市民の割合	%	9.9	11.6	11.4	11.0	市民アンケート
チャレンジデーの市民の参加率 (参加者数)	% (人)	58.4 (23,905)	60.0 (24,200)	62.4 (24,926)	53.0 (20,736)	市教育委員会 調べ
「週1回以上(1回30分以上)スポーツや運動をしている」と答えた市民の割合	%	36.6	38.2	37.8	33.8	市民アンケート
「雲南市のスポーツ環境が整っていると感じる」と答えた市民の割合	%	36.8	41.5	40.7	49.7	市民アンケート
「日常的に健康づくりに取り組んでいる」と答えた市民の割合	%	60.5	65.5	64.9	63.7	市民アンケート

令和元年6月27日

雲南市教育基本計画策定委員会 委員長 様

第4次雲南市教育基本計画の策定について（諮問）

表題の件について、下記の理由を付して諮問します。

雲南市教育委員会
教育長 景山 明

記

(理由)

雲南市では平成16年11月の町村合併及び新市の発足直後から、新市の教育理念や基本施策等を示す「雲南市教育基本計画（以下『第1次計画』）」を策定し、「ふるさとを愛し、心豊かでたくましく、未来を切り拓く、雲南市の人づくり」を教育基本目標として特色ある教育施策を推進してきたところです。

第1次計画では、学校教育、社会教育、家庭教育の協働の観点から、「学校支援地域本部事業」を導入し、学校を開かれたものにしていくとともに、「ふるさと学習」等において地域資源を活用する取り組みを行ってきました。

続く「第2次雲南市教育基本計画（以下『第2次計画』）」では、平成22年度から26年度までの5ヶ年を計画期間とし、平成21年度より本格実施した「『夢』発見プログラム」を中心として、「キャリア教育」を重要施策として位置付け、その中で学校教育、社会教育、家庭教育それぞれの役割を明確化すると同時にその協働を一層推進するよう取り組んでまいりました。

それを受け「第3次雲南市教育基本計画（以下『第3次計画』）」は、平成27年度から平成31年度までの5ヶ年を計画期間とし、更なるキャリア教育の推進を目指し策定しました。

その間、国は「第3期教育振興基本計画」を策定し、目指すべき教育政策の方向性として「『人格の完成』『平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成』『教育立国』」の3つの教育の普遍的な使命の実現に向け、5つの基本的な方針を定めました。その一つに「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要な力を育成する」があります。これは、確かな学力の育成や社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成などの6つの目標をたて可能性に挑戦する力を身に付けさせることを目指すものであり、まさに、社会の多様な人々・考え方と触れ、自身の在り方や将来に

について考えていくというキャリア教育の考え方が反映されているものにほかなりません。

雲南市のこれまで行ってきた取り組みは、この方向性の先駆けとなる、全国にも誇るものとなっています。

また、「第3期教育振興基本計画」の中で、「社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題」として「人口減少・高齢化の進展」「急速な技術革新」「グローバル化の進展と国際的な地位の低下」「子供の貧困など社会経済的課題」「地域間格差など地域の課題」「子供・若者をめぐる課題」「地域コミュニティの弱体化」「家庭の状況変化」「教師の負担」「高等教育を取り巻く状況変化と課題」を挙げ、社会を取り巻く急速な環境変化に対応できるよう、教育においても不断の見直しとそれに基づく施策の推進に取り組んでいます。

本市においても上記の状況は例外ではありません。社会の急速な環境変化、価値観の多様化に加え、格差の拡大による貧困や生活環境の悪化等によって、子供たちの社会的背景は複雑化の様相を呈しています。

こうした社会状況に加え、文部科学省は平成29年3月に幼・小・中の学習指導要領等の改訂告示を公示し、令和2年度から新学習指導要領を本格実施することとしました。

今回の改訂は、「社会に開かれた教育課程」や「主体的・対話的・深い学び」等を実現することによって、これまで学校教育が目指してきた「生きる力」を児童・生徒に一層確実に育むことを期して行われるものです。

以上のことと踏まえ、未来に向けての一層の取り組みを推進するため、第3次教育基本計画の成果と課題を踏まえ、自由闊達な議論を通じ、これから本市教育の在り方について、ご提示いただきますようお願いいたします。

第4次雲南市教育基本計画策定の経過

期　日	会議等の内容
～4月25日	策定委員の人選、公募
5月27日	策定委員の決定（市教育委員会定例会）
6月27日	第1回策定委員会全体会（兼第1回部会）の開催 ・委嘱状の交付 ・諮問書の提出 ・策定方針・手順等の説明 ・正副委員長、各部会長の選出 ・全体会審議（基本的事項について） ・部会の振分（幼児教育部会、義務教育部会、社会教育部会） ・部会討議（第3次計画の成果と課題について）
7月16日	第2回義務教育部会の開催 ・現行計画の成果と課題について協議
7月23日	第2回幼児教育部会の開催 ・現行計画の成果と課題について協議
7月30日	第2回社会教育部会の開催 ・現行計画の成果と課題について協議
8月28日	第1回適正規模適正配置小委員会 ・現行計画の進捗状況の確認
9月11日	第3回社会教育部会の開催 ・計画案について協議
9月17日	第3回義務教育部会の開催 ・諮問事項について協議
9月24日	第3回幼児教育部会の開催 ・基本項目について協議 → 決定
9月24日	第2回適正規模適正配置小委員会 ・義務教育学校制度の説明 ・基本計画に盛込む案の協議
10月7日	第1回代表者会の開催 ・各部会の進捗状況について報告 ・部会間調整等 ・文章化にあたっての記述方法の検討
10月23日	第4回社会教育部会の開催 ・計画案について協議

期　日	会議等の内容
10月28日	第4回義務教育部会の開催 ・計画案について協議
10月28日	第4回幼児教育部会の開催 ・計画案について協議
11月12日	第2回代表者会の開催 ・計画案（全体）について協議
11月22日	第2回全体会の開催 ・計画案（全体）について協議 →策定委員会としての計画案（最終）の承認
11月27日	市教育委員会定例会において報告
12月16日	市議会 教育民生常任委員会において報告
1月20日～2月14日	計画案（最終）に関するパブリックコメント（意見募集）の実施
～2月24日	パブリックコメント（意見募集）により提出された意見等を参考に計画案の修正
2月26日	市教育委員会定例会において修正案の報告 → 承認

雲南市教育基本計画策定委員会条例

平成31年3月22日

条例第18号

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、雲南市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育基本計画」という。）を策定するため、雲南市教育基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の求めに応じ、教育基本計画の策定又は変更について必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募により選出する者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるとときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、特別な事項を調査研究するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部員（以下「部員」という。）は、委員のうちから委員長が指

名する。

- 3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する部員のうちから互選によって定める。
- 4 部会長は、当該専門部会の会務を総理し、当該専門部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該専門部会に属する部員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(委員の服務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(招集の特例)
- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

第4次雲南市教育基本計画策定委員会委員名簿

委員役職	氏 名	所属・役職
委員長（義務教育部会）	高橋 泰道	島根県立大学人間文化学部 保育教育学科教授
副委員長（幼児教育部会長）	梶谷 朱美	島根県立大学短期大学部 保育学科教授
委員（義務教育部会長）	佐藤 文宣	雲南市立木次中学校長
委員（社会教育部会長）	大森 伸一	出雲教育事務所 社会教育スタッフ企画幹
委員（義務教育部会）	大島 悟	雲南市立木次小学校長
委員（義務教育部会）	小田川 徹哉	雲南市立寺領小学校長
委員（義務教育部会）	長野 史明	雲南市立掛合中学校長
委員（義務教育部会）	村松 優	雲南市PTA連合会長
委員（義務教育部会）	須山 真理子	島根県立出雲養護学校雲南分教室 教諭
委員（義務教育部会）	池田 隆史	おんせんキャンパスマネージャー (認定特定非営利活動法人口タリバ)
委員（幼児教育部会）	廣田 明美	雲南市立幼稚園長会（西こども園）
委員（幼児教育部会）	鐘撞 淳一	雲南市幼稚園PTA連合会長
委員（幼児教育部会）	泉 陽子	雲南市立保育園長会（田井保育所）
委員（幼児教育部会）	稻田 貞子	雲南市立三刀屋保育所長（雲南市社会福祉協議会）
委員（社会教育部会）	石飛 安弘	雲南市社会教育委員会 会長
委員（社会教育部会）	石飛 啓	雲南市体育協会 会長
委員（社会教育部会）	山田 雄介	雲南市キャリア教育推進事業統括プロデューサー (認定特定非営利活動法人口タリバ)
委員（社会教育部会）	大坂 亮	株式会社 キラキラ雲南 総務部マネージャー
委員（社会教育部会）	石橋 健一	雲南市自主組織連絡協議会 副会長
委員（社会教育部会）	松浦 真司	市民代表（公募）
事務局	景山 明	教育長
事務局	梅木 郁夫	教育部長
事務局	加津山 幸登	子ども政策局長
事務局	森山 雪美	統括監
事務局（総括）	福間 央	教育総務課長
事務局（庶務）	佐藤伊知郎	教育総務課 総務・給食グループリーダー
事務局（義務教育部会）	佐藤慎治	教育委員会次長（兼学校教育課長）
事務局（義務教育部会）	高橋知恵美	学校教育課 学校教育グループリーダー
事務局（義務教育部会）	杉原 学	学校教育課 学校教育グループ
事務局（義務教育部会）	戸谷久美子	子ども政策局子ども家庭支援課課長
事務局（幼児教育部会）	渡部泰昌	子ども政策局次長（兼子ども政策課長）
事務局（幼児教育部会）	森山 康	子ども政策局子ども政策課 教育・保育グループリーダー
事務局（幼児教育部会）	郷原 絹代	子ども政策局子ども政策課 教育・保育グループ
事務局（幼児教育部会）	川本 則男	子ども政策局子ども家庭支援課 専門官
事務局（社会教育部会）	細木 皇宏	社会教育課長
事務局（社会教育部会）	飛田 博志	社会教育課キャリア教育推進室長
事務局（社会教育部会）	板垣 旭	教育委員会次長（兼文化財課長）
事務局（社会教育部会）	山崎 修	人権教育室長（兼人権教育推進室長）

幸運なんです。
雲南です。

第4次雲南市教育基本計画

編集・発行 雲南市教育委員会
住 所 〒699-1392 島根県雲南市木次町里方521-1
電話・FAX 0854-40-1071、0854-40-1079
電子メール kyouikusoumu@city.unnan.shimane.jp
発行年月 令和2年3月

世界を愛す

國を愛す

故郷を愛す



上代タノ氏（日本女子大学第 6 代学長）

愛
愛
愛

永井 隆



永井 隆博士（医学博士、随筆家）